

第 2 4 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 21 年 8 月 28 日 開 会

平成 21 年 9 月 7 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 2 4 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（8月28日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	3
○ 開会及び開議の宣告	4
○ 議会運営委員会委員長の報告	4
○ 会議録署名議員の指名	5
○ 会期の決定	5
○ 諸般の報告	6
○ 提出議案提案理由の説明	6
○ 議案第 7 1 号から議案第 9 1 号の上程、委員会付託	1 2
○ 散会の宣告	1 3

第 2 号（8月31日）

○ 議事日程	1 5
○ 本日の会議に付した事件	1 5
○ 出席議員	1 5
○ 欠席議員	1 6
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6
○ 職務のため出席した者の職氏名	1 6
○ 開議の宣告	1 7
○ 一般質問	1 7
工 藤 幸 子 君	1 7

夏 堀 文 孝 君	2 3
立 花 寛 子 君	3 0
工 藤 正 孝 君	4 2
○散会の宣告	5 1

第 3 号 (9 月 1 日)

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 3
○欠席議員	5 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○職務のため出席した者の職氏名	5 4
○開議の宣告	5 5
○一般質問	5 5
根 市 勲 君	5 5
川守田 稔 君	6 0
工 藤 久 夫 君	7 0
○散会の宣告	8 0

第 4 号 (9 月 7 日)

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 3
○出席議員	8 3
○欠席議員	8 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 3
○職務のため出席した者の職氏名	8 4
○開議の宣告	8 5
○報告第 1 4 号上程、説明、質疑	8 5

○ 報告第 1 5 号上程、説明、質疑	8 7
○ 報告第 1 6 号上程、説明、質疑	9 5
○ 議案第 7 1 号から議案第 9 1 号の委員長報告、討論、採決	9 6
○ 議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
○ 議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○ 議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○ 議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○ 議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○ 議案第 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
○ 議案第 9 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○ 議案第 9 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
○ 議案第 1 0 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○ 議案第 1 0 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○ 議案第 1 0 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
○ 議案第 1 0 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 7
○ 議案第 1 0 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
○ 議案第 1 0 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○ 南部町農業委員会委員の推薦について	1 3 2
○ 常任委員会報告	1 3 3
○ 日程の追加	1 3 4
○ 追加提出議案提案理由説明	1 3 4
○ 議案第 1 0 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
○ 議案第 1 0 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
○ 陳情第 3 号、陳情第 4 号の委員長報告	1 4 0
○ 陳情第 3 号の質疑、討論、採決	1 4 1
○ 陳情第 4 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○ 閉会中の継続審査の件	1 4 2
○ 閉会の宣告	1 4 3
○ 署名議員	1 4 5

第24回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年8月28日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第71号 平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第72号 平成20年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第73号 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第74号 平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第75号 平成20年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第76号 平成20年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第77号 平成20年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第78号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第79号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第80号 平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 15 議案第81号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第82号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第83号 平成20年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第84号 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第85号 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第86号 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第87号 平成20年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第88号 平成20年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第 23 議案第89号 平成20年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定
について

第 24 議案第90号 平成20年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決
算認定について

第 25 議案第91号 平成20年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	19番	西 塚 芳 弥 君

欠席議員（2名）

18番	東 寿 一 君	20番	佐々木 由 治 君
-----	---------	-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君

商工観光課長	大久保 均 君	建設課長	西野 耕太郎 君
会計管理者	坂本 與志美 君	名川病院事務長	坂本 好孝 君
老健なんぶ事務長	神山 不二彦 君	市場長	佐々木 博美 君
教育長	角 濱 清輝 君	学務課長	庭田 卓夫 君
社会教育課長	工藤 重行 君	農業委員会事務局長	坂本 勝 君
代表監査委員	鈴木 聡 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	立花 和則	主 幹	板垣 悦子
主 事	秋葉 真悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第24回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会副委員長 川井健雄君 登壇）

○議会運営委員会副委員長（川井健雄君） おはようございます。委員長が欠席しておりますので、かわってご報告申し上げます。

去る8月21日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第24回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告3件、平成20年度各会計決算認定21件、条例の制定等6件、平成21年度補正予算8件でございます。なお、平成20年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告がございます。一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日8月28日から9月7日までの11日間といたしました。

なお、8月29日、30日及び9月5日、6日は休日のため、9月2日は議案熟考のため休会いたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

.....

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において10番工藤幸子君、11番馬場又彦君を指名いたします。

.....

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日8月28日から9月7日までにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、8月28日から9月7日までの11日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定された11日間の会期中、8月29日、30日及び9月5日、6日は休日のため、9月2日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの5日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成21年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案35件、報告3件、常任委員会報告の件であります。日程により、それぞれ議題といたします。

提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ご挨拶と提案理由のご説明を申し上げます。

本日、第24回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、開会できますことに、衷心より厚くお礼申し上げます。

それでは、提出案件の説明の前に、6月定例会以後の内外の情勢について触れさせていただきます。

さて、町内におきましては、6月下旬から「さくらんぼ狩り」が開催されました。

春先の霜害、その後の高温障害等により収穫量が大きく落ち込んだほか、品不足による価格の高騰により、来園者の減少が心配されましたが、昨年より400人ほど少ない約1万6,800人の入園者数を確保することができました。これも偏に生産者の皆様はじめ観光農業やグリーン・ツーリズムなどに携わっていただいている関係各位のこれまでの長年のご努力が、県内外の消費者に認められた証であると確信しております。

しかし、8月に入ってからモヤマセの影響で、ぐずついた天候が続き、気温、日照時間とも不

足しており、気象庁では、今年の東北地方の梅雨明け宣言は行わないとのことであります。

これから秋にかけて、水稻をはじめブドウ、ナシ、リンゴなどの主要作物の収穫期を迎えますが、今後の天候と、これら農作物の生育の回復、価格の安定を切に願うものであります。

次に、整備を進めてまいりました学校給食センターにつきましては、夏休み中に万全の体制を整え、夏休み明けの去る8月20日から町内小中学校へ給食の提供を開始したところであります。

給食センターの新築につきましては、合併前の旧三町村における共通の懸案事項であり、新町建設計画の施策の一つでもありました。その給食センターが完成したことは大変喜ばしいことであり、町内児童生徒の皆さんが、まさしく「同じ釜のメシ」を食べ、仲間意識を持ち、心身共に健全に成長し、将来の南部町のために活躍されることを期待したいと思います。

去る、5月21日、国民健康保険名川病院が、平成21年度自治体病院優良病院表彰を受賞いたしました。この度の受賞は、地域医療の確保に重要な役割を果たしていることや経営の健全化が確保されていることなどが認められたもので、平成3年の受賞に続く二回目の受賞であります。

全国各地の自治体病院が、経営難や医師不足のため、休診や閉鎖などに追い込まれている昨今、名川病院では、通常の外来・入院患者のケアのほか、救急医療機関としての業務、在宅診療業務、健診や予防接種などの保健業務や予防活動にも力を入れるなど、まさに地域住民のための自治体病院として努めてきた結果の現れだと思っております。

今後は、施設の老朽化に伴い「医療健康センター」として移転新築する計画もございますが、引き続き、保健、医療、福祉が一体となった包括ケアシステムの構築と併せ、地域住民が健康に生活することができる社会実現のための中核施設として、院長を初めスタッフが一丸となり、なお一層努めて参りたいと考えております。

さて、国内では、現在、衆議院議員選挙の真最中であります。明後日、投開票が行われ、新しい衆議院の体制が明らかとなるわけですが、いずれにいたしましても、今回の選挙は、地方分権が一つのキーワードとなっており、今後は、地方行財政制度が大きな転換期を迎えることが予想されます。

しかし、国の地方分権改革推進委員会での議論を見ても分かります、その理念とするところは非常に奥深く、ある種の哲学のようなものであり、真の地方分権に至る道のりは相当険しいものになると思われます。

ともすれば、地方消費税の増税や地方交付税の増額など地方の税財政改革があたかも地方分権のように言われておりますが、国の法令による地方行政に対する義務づけの緩和、一種の規制緩和が、本当の意味での地方分権であり、その結果が本来あるべき地方自治の姿ではないかと考え

ております。平たく申し上げますと、地域のことは自ら考え、制度を設計し、実施方法を決定し、そして実行する。そのあらゆる過程においては、常に住民の意見を聴き、住民に対し説明責任を果たすという姿であり、そのためには、首長にはトップマネジメント能力が、職員には政策形成能力が、住民には行政への参画や協働の意識がより求められるようになるものであります。

川守田稔君 着席

衆議院選挙後は、政府・国会の動向を注視し、様々な制度変革が行われた場合においても、町民の生活に急激な影響を極力及ぼさないよう努める必要がありますし、併せて、なお低迷を続ける地域経済の活性化対策や秋から冬にかけて訪れると言われている新型インフルエンザ流行への対応、冒頭でも触れました低温・日照不足による農作物対策など、喫緊の課題に対し、適切に対処して参る所存でありますので、議員各位におかれましても、更なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順に説明を申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第14号、平成20年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてであります、事業団の平成20年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されたので、地方自治法に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第15号、平成20年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度南部町の普通会計について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率を監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

次に、報告第16号、平成20年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてであります、報告第15号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を監査委員の意見を付して、議会に報告するものであります。

報告第15号及び第16号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要すべき事項について「特に指摘すべき事項はない。」との審査結果をいただいております、特に健全化判断比率につきましては、「実質公債費率が平成19年度の21.3%から21.0%になったことは、健全化に対する改善の努力が認められる。」との評価をいただいたこと

ろであり、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいる所存であります。

次に、議案第71号から議案第91号までの平成20年度各会計の決算21件につきましては、監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び各担当課長から説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第71号、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ112億1,762万7,000円で、これに対し収入済額は100億7,090万1,547円、支出済額は97億7,913万8,651円となりました。予算総額と収入済額のおよそ12億の差額でございますが、20年度3月の臨時交付金二次補正でございますが21年度に繰り越しになっているための差額でございます。この結果、歳入歳出差引額は、2億9,176万2,896円で、このうち5,362万3,000円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は、2億3,813万9,896円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に3,800万円、減債基金に1億円、合わせて1億3,800万円を積み立てております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた。」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税等歳入の確保を図るとともに、歳出においては、行政運営の合理化、効率化に努め、財政基盤を強化し、住民サービスのなお一層の向上を図るよう努めてまいる所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成20年度の主要施策の成果については、行政報告書として別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審議の参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第92号、南部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。職員が行方不明等になった場合の休職の期間及び職員が禁錮刑以上に処せられた場合の失職の特例を定めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第93号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。平成20年4月から医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための制度、「高額医療・高額介護合算療養費制度」が導入され、その申請・給付事務が今年8月から開始されたことから、関連する南部町乳幼児医療費給付条例、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町重度心身障害者医療費助成条例について、改正するものであります。

次に、議案第94号、南部町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。受給資格に関し、他市町村との支給要件の違いによる支給漏れ及び重複支給を防ぐため、条

例の改正を行うものであります。

次に、議案第95号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの出産に係る出産育児一時金を4万円増額するため、条例の改正を行うものであります。なお、この制度の改正は、緊急の少子化対策として当面平成22年度末までの暫定措置として行われるため、附則の改正で対応するものであります。

次に、議案第96号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,022万8,000円を追加し、予算の総額を103億3,985万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、3款民生費に、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として3,344万4,000円、子育て応援特別手当として1,508万4,000円を追加いたしました。

6款農林水産業費には、果樹共済助成事業補助金及びおいしい果物産地振興事業補助金、合わせて297万3,000円を追加いたしました。

7款商工費には、誘致企業に対する地域総合整備資金貸付金5,500万円を追加しております。

8款土木費には、道路橋りょう維持費に修繕料、除雪委託料、道路維持工事費など合計で6,138万7,000円を追加いたしました。

10款教育費には、学校教育設備整備備品費として小学校費に1,926万円、中学校費に1,113万円、幼稚園費に74万円をそれぞれ追加しております。

これらの財源としましては、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,344万4,000円、同じく子育て応援特別手当事業交付金1,508万4,000円、教育費関連の国庫補助金を1,726万円、町債の地域総合整備資金貸付金債5,500万円のほか、地方交付税交付金の留保額7,989万3,000円等を充当しております。

次に、議案第97号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。新しい給食センターの臨時職員賃金及び給食業務委託料に560万円を追加し、予算の総額を2億1,722万7,000円とするもので、財源は一般会計からの繰入金を計上しております。

次に、議案第98号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。議案第95号に関連し、出産育児一時金を4万円増額するため、2款保険給付費に80万円を追加したほか、8款保険事業費には国保ヘルスアップ事業費として505万8,000円を追加いたしました。このほか、前年度繰越金が確定したことにより財政調整基金への積立金5,901万4,000円を計上し、これらにより合計で6,955万1,000円を追加し、予算総額を30億645万1,000円

とするもので、これらの財源として国庫補助金、一般会計繰入金及び繰越金を計上しております。

次に、議案第99号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。前年度繰越金が確定したことに伴い、介護給付費準備積立金に103万5,000円を計上し、また、前年度介護給付費の確定に伴い、国・県等への返還金2,909万8,000円を計上したほか、財源補正等を行ったもので、合計で2,807万1,000円を追加し予算総額を21億7,480万3,000円とするものであります。

次に、議案第100号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では前年度繰越金の確定及び居宅介護支援サービス計画費収入の減額を見込み、歳出では訪問車両買い換えの経費を計上したもので、合計で187万7,000円を追加し予算総額を1,631万円とするものであります。

次に、議案第101号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてあります。歳入の1款後期高齢者医療保険料が賦課額確定により、1,916万7,000円減額されたことに伴い、後期高齢者医療広域連合に納める納付金を同額減額したほか、前年度繰越金が確定したことに伴い、合計で1,869万7,000円を減額し予算総額を3億7,359万6,000円とするものであります。

次に、議案第102号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてあります。歳入では、前年度繰越金が確定したことに伴い一般会計繰入金を同額減額したほか、歳出についても施設管理委託料の入札残額を中継ポンプ修繕の経費に組み替えしたもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第103号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてあります。歳入では、前年度繰越金が確定したことに伴い追加し、歳出では、施設の老朽化に伴う修繕経費等に所要額をそれぞれ追加したことにより、合計で501万3,000円を追加し予算総額を4億135万6,000円とするものであります。

次に、議案第104号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）の一部改正についてであります。第2回南部町議会定例会でご議決をいただいた南部町過疎地域自立促進計画（後期）に関し、上水道対策として、現在、簡易水道を給水している二又地区について、八戸圏域水道企業団の上水の分水を受けられるよう、送水管敷設等の整備を行うため、計画を変更いたしたく、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第105号、定住自立圏形成協定の締結についてであります。定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定を当町と八戸市との間で締結することについて、南部町議会

の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。協定の主な内容としましては、救急医療、周産期医療体制の充実。子育て支援の充実。農業振興に係る情報提供体制の構築。社会教育の推進。（仮称）圏域公共交通計画の策定及び推進。ＩＣＴインフラの整備及び利活用。八戸市東京事務所を活用した地域情報の発信。グリーン・ツーリズムの推進。空き家バンクを活用した移住促進。安全・安心情報配信システムの構築。圏域内市町村職員の育成。ＮＰＯ等の活動促進などとなっており、ご議決をいただいた後は、この協定書により八戸市と調印式を行うこととなります。

以上、提案いたしました議案の概要について説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、契約の締結及び人権擁護委員の候補者の推薦についての案件を追加提案させていただく予定でありますので、付け加えさせていただき提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

議案第71号から議案第91号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第5、議案第71号から、日程第25、議案第91号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号から、議案第91号までの平成20年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題といたしました議案第71号から議案第91号までの決算認定議案21件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これ

に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第91号までの議案21件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

なお、決算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。よって、委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたしますので、ご了承願います。

.....

○議長(小笠原義弘君) また、それぞれの所管の常任委員会において、継続審査となっておりました陳情書を審査するため、教育民生常任委員会は本日決算特別委員会終了後、産業建設常任委員会は8月31日本会議終了後、開催いたします。

.....

散会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、8月29日、30日は休日のため休会とし、8月31日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時31分)

第24回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年8月31日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．暮らしやすい町づくりについて
- 2．出産援助について

2番 夏 堀 文 孝

- 1．南部町におけるエコ対策について
- 2．包括ケアシステムについて

12番 立 花 寛 子

- 1．道州制の導入について
- 2．農業政策について
- 3．三戸地区クリーンセンターへ直接搬入したゴミの有料化について

1番 工 藤 正 孝

- 1．近年の異常気象による農家被害について町の今後の方針、取り組みについて
- 2．町営住宅の今後の建設予定と進捗状況について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君

11番 馬 場 又 彦 君
 13番 川守田 稔 君
 15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

12番 立 花 寛 子 君
 14番 工 藤 久 夫 君
 16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君

欠席議員（ 1 名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 館 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第24回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間の5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、町づくりについて。若い世代が住みやすい土地の提供についてであります。「町づくり」とは、その概念が大きく膨らんでまいりましたが、地域で暮らしを営む人々が、生活環境や伝統文化等の潜在的な可能性を引き出すことにより、経済的自立性を獲得するとともに、地域社会に立脚した豊かな生活を追及することではないでしょうか。

2005年、平成の大合併は、縮減社会の幕開けを告げて、前世紀の目的地が明確であったの対し、先行きが不透明な時代に今私たちは生きてはいないでしょうか。まちづくりが最終的に目指す状

況は、コミュニティが船をこがされているのではなく、町民がみずからかじ取りをしていると感じられる状況であります。いわゆるまちづくりは、行政主導から町民参加、町民参画の時代を経て、昨今では行政参加、行政参画と言われるまでになってまいりました。平成の市町村合併を契機に住民自治の充実が論議され、人口減少による公共サービスの低下や地方自治体等に限定されていた公共施設の管理を民間やコミュニティに委ねる指定管理者制度も導入されるように、市町村にかわって公共サービスをコミュニティ組織やNPOに期待しなければなりません。また、地方自治が、地方行政の広域化によって、極めてき弱なものになってしまっているのです。地域福祉や近隣環境も課題であり、ご近所の底力、また若い世代の底力が有効に機能しなければなりません。

今、我が町の人口は、平成21年8月28日現在、男1万221人、女1万1,090人、合計2万1,311人であり、高齢化率29.341%、65歳以上の人口は6,253人、ひとり暮らし世帯おおよそ600前後、そして出生率は15%以下では少子化と言われておりますが、今我が町の出生率は12.78%であります。そこで、「低生産性」「周縁性」という地方の地域が抱える課題を効率よく克服するために、バランスのよいまちづくりを進めなければならないと思うのであります。

危機脱却を図るそのためには、若い世代の家族が多く住むことができるための安価の土地の提供が必要であると思います。なぜなら、若い世代はふるさとに永住したくとも手の届く町の土地を探すことができないので、仕方なく遠隔地の他町村に移り住まなければならないとの声であります。地域固有の文化や生態系に基づく自律的な社会の発展を目指さなければなりません。新しい公共の誕生、社会資源の発見をし、まちづくりをしなければならないのであります。若さゆえにできる自発的なまちづくり運動を育て、町民みずからの身近な町の歴史を振り返り、再評価し、それに立脚したまちづくりをし、暮らしやすいまちづくりを担う。

したがって、町長、若い世代に安価、または無償の土地提供をも考えることが大事ではないでしょうか。町長のご所見を問うものであります。

次に、出産援助について、出産費拡大援助についてであります。私たちは、お金なしでは1日たりとも生活できません。近年、不況と種々の経済格差が生まれ、低所得層にとってはお金の価値はますます高まり、それとともに教育格差や情報格差も大人から子供まで生じています。少子化が進行し、特に教育費に多くのお金をかけている現実もあります。時にはお金の持つ力に振り回され、お金の獲得が目的化することさえあります。そんな中、少子化問題があるのは、出生率の低下によって、子供数が減少しているからであります。出生率の減少をもたらす要因は、第1に、未婚率の上昇と初婚年齢の上昇であり、1人の女性が一生涯に産む子供の数の平均値は下回

り、それゆえ未婚率の上昇、特に25歳から29歳までの女性の未婚率が上昇し、さらに女性の平均初婚年齢も上昇の傾向にあり、少子化を加減しているのであります。

第2の要因は、夫婦の出生力の減少であります。2人以上の子供を求めない傾向が強く、その背景には、教育費を初めとする子育ての費用の増大であります。特に、出産時の医療費や出費の増大であることや、仕事への愛着と家族の高齢化による家庭での見守りの現実化で、少子高齢化は無縁ではなく、つながっているのであります。

したがって、南部町の出生数、昨年は137人でありましたが、今年度に入り、7月までの届けは31人で、この割合でいくと、平成21年度は100人を切ることが懸念されます。つまり、平成21年1月、前回の改正で産科、医療保障制度に加盟する医療機関において出産した場合のみ助成される医療費の受給額は3万円プラスされて39万円、確かに平成21年10月から23年までさらに3万円プラスで42万円にはなるのですが、これまでのこと、これからのことを考えると、これでは安心して産み育てることができないと思います。せめて、出産時は50万円程度補助を増額する必要があるのではないかと考えますが、我が町に子供がいなくならないように、町長に出産費用の増額を切望するものであります。町長はどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点について町長にお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の若い世代が住みつくための土地の提供援助についてというご質問でございますが、若い世代が住みつくための土地の提供援助について、町ではこれまでに若者の定住や町外からの移住の促進を図る目的に、福地地区のあけぼの団地、そしてまた名川地区の赤沼団地の分譲も実施してまいりました。この地区につきましてはすべて終了してございます。

また、現在販売中の団地でございますが、森越地区分譲地、法師岡地区分譲地、小沢田地区分譲地の3地区がございます。いずれも景気低迷等によりまして、需要が減退しておりまして、計画通りに販売が進んでいない状況でもございます。

今後はまずこの3地区の販売促進を図るとともに、新規の宅地分譲につきましては、需要の動向を見きわめながら地域バランスも考慮し、整備を図ることが必要であろうと考えてございま

す。

また、若い世代の方々が住みつくための宅地分譲でございますけれども、私どももまず公有財産のこの有効活用を図らなければならないと、そういう部分にしっかり目を向けていくことによって、分譲価格は安価に提供することができるだろうと、こう思っておりますので、そういう部分も含めながら、今度できるだけ安価で提供をしながら、そしてまた私ども南部町に若い人たちも住んでもらえる、そういう方向を検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、出産費拡大援助についてでございますけれども、まず、国民健康保険を初め、公的医療機関保険加入者の出産育児一時金につきましては、先ほど幸子議員からもお話がありました。本年10月1日から35万円に4万円を増額し、39万円とする条例改正案を今定例会に提出する予定でございます。また、本年1月に改正した産科医療補償制度に加入する医療機関において出産した場合の3万円増額分を加えますと、42万円の給付となります。

次に、妊婦健康診査についてですが、本年4月から厚生労働省が示す14回の標準的な健診については、公費負担で受診できるようにし、健診に係る費用の自己負担の軽減を図っているところでございます。

また、乳幼児医療費につきましては、所得制限がありますが、ゼロ歳児から3歳児までは全額給付を行っております。昨年10月からは、4歳から就学前児童の通院につきましても対象として、自己負担分から入院については1日500円、通院については1月1,500円を控除した額を給付しております。

さらに、児童手当につきましては、月額で3歳未満の児童に対し一律1万円、3歳以上小学校卒業までの児童については1人目と2人目に5,000円、3人目以降に1万円を支給しているところでございます。

昨年度に生活対策の一環として、子育て応援特別手当を支給いたしました但、本年度につきましても、10月1日現在で当町に在住する3歳から就学前児童の子供1人あたりに3万6,000円を支給する予定となっております。

さまざまな軽減も図っているわけですが、先ほど工藤議員からも1人当たり50万円の援助というお話がございました。我々も、また支給を受ける方々も多い方が喜ばれる。これは我々もわかっているわけですが、全体的な部分も考えながら、最終的に取り組んでいくというのも我々のまた責任であろうと、こう思っておりますので、どの金額がまた適正なのか、また、通常出産時、それぞれ病院によって金額が違うわけですが、そういう部分もしっかりと調査をしながら、どの分までできるかどうかという部分については、検討してまいりたいと、

こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） まちづくりの方ですが、会社であれば、利益が出なければその会社はもう運営することができないという、そういう状態になるわけで、出生率が下がって、人口が激減すると、行政の機能ももちろんなさなくなると思いますし、町も破綻という状態になってくると思いますので、まず人口をふやす手だてを考えてほしい。そうすると、ある程度40歳未満の年齢、高年齢ではなくて、未満の若者たちが利用できる、しかも本当に安い値段で買えるような、そういう土地の提供が必要かと思います。

それで、平たく言いますと、福地、それから名川地域はほとんど2カ所、3カ所と、こう大きくその土地が提供されている状況でありますけれども、旧南部地区はその状況がどこにも見当たらないということで、できれば両親、あるいは家族のいるふるさとで永住したいという、そういう声もありますので、ぜひそのところを均衡をもって配慮してほしいなと、このように思っている次第でございます。

そして、子育て、この出産のときの費用は、その費用だけでじゃあ出るから子供を産もうかなという、この認識といいますか、意識といいますか、それはやはり経済が低下している現在では、働いている女性が出産するときには、前後にいろいろと体調的なものもあったり、さまざまそこに悪条件が発生してきますので、それらを考慮すると、とても子供を抱えてというわけにはいかないという意識が大であろうかと思います。ですから、出産費用の42万円、39万円という数字ではなくて、その辺の意識を少し持ってもらうためにも、幾らかそこにプラスアルファを加えていただいた方が女性としても、また家庭の主婦としても、大変意識的に変革を見ることができないか、それもささやかな希望ではありますけれども、何もしないよりはその方がいいかなと、私はそう思っています。何回も言いますが、人口が減少しないように、年をとってまいりますと、もちろん自然減少ではありますが、出産によって人口がふえるということが町発展の基本だと思いますので、町長もその辺を十分に考慮していただきたいものだと思います。

そのプラスアルファの部分をどのように町長は考えておられるのか、もう一言お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、土地の分譲の関係でございますが、合併前に福地地区、名川地区においては整備をしておりますして、既に販売をして、全部完了しているという経緯でございます。今南部地区も考えということでございますが、先ほども申し上げました。まずは有効土地利用を図っていかなければならないということで、公有の土地がどのくらいあるのか。そしてまた、場所的にはどういうところなのかというのも考えていかなければなりませんし、当然整備費がかかるわけでございますので、一つ、今五戸町が分譲住宅を販売してございます。ただ、結果を聞きますと、まだ2棟ほどとか、ほとんどがまだ売れないというのも整備をしてもそういう今そういう経済状況でもあると思います。そういう全体的なのも考えながら、まずはとりかかる部分は、何度も申し上げますが、公有財産を活用しての部分というのは考えていきたいと思っております。

それから、出産費等に係る部分でございますが、結婚をまずしていただければ、ここは大分解消されるんだろうなと思います。ただ、今それぞれ若い方々が自分たちのまず自由な時間といいますが、テレビのインタビューなんか、若い人たち、助成金等について、2通りの意見がよく流れてきます。「そういうのがあればもう1人つくりたい」というインタビューも聞きますし、「それだけでつくろうとは思わない」という、2通りのこういう意見があるのも現状だと思います。そういう中で、南部町も少子高齢化、これは南部町に限らず、県内ほとんどの40市町村が減少化であると。青森県自体も140万人を割ると、そういう状況でございます。ただ、議員おっしゃるように、何もしないというわけではなく、我々も財政を見ながら、そしてまた本当にどこの部分を支援していけばいいのかと。恐らくこの一つだけでは解決もなかなか難しいだろうなと思っております。そういう援助と合わせながら、いわゆる金額だけではない生活していく上での環境整備というのも大きな要因になろうと、こう思っておりますので、そういう部分も総合的に調査をしながら、私どもの財政の中でどういうふうにすればできるのかというのを検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○10番（工藤幸子君） 今すぐとは町長にお願いしがたい部分もありますけれども、ぜひ近未来の発展のために、この件をひとつ意中におさめておいていただきたくお願い申し上げまして、私の質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

2番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（2番 夏堀文孝君 登壇）

○2番（夏堀文孝君） おはようございます。冒頭に当たりまして、7月から8月にかけて九州・四国地方で発生をいたしました豪雨災害に被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、工藤祐直町長におかれましては、6月17日をもちまして、青森県町村会長の任期を終えられましたことに心から敬意を表するとともに、南部町発展のため、さらなるご活躍をご期待申し上げます。

さて、現在、世界規模で大問題となっています地球温暖化現象に起因すると思われる大規模災害が多発しております。この九州・四国地方で発生いたしました豪雨災害もその例外ではないと思われます。CO₂削減が大きく叫ばれ、京都議定書によっても各国の削減目標が掲げられているところであります。

さて、一つ目の質問でございますが、南部町としての独自の環境対策は、現在どのようなことに取り組んでいるのか。また、今後どのような取り組みをするべきと考えているのか。また、ソーラーパネルや石油燃料の代替燃料ボイラーに町独自としての助成を行う考えはないかを質問いたします。

2番目の質問でございますが、総合振興計画にも掲げられてあります包括ケアシステムについてでございます。医療健康センターの建設問題がマスコミなどにも大きく取り上げられまして、注目をされているところでありますが、そもそも医療健康センターは包括ケアシステムの拠点としてのものであると私は理解しておりますが、医療健康センターの建設だけが大きく問題提起され、先行し過ぎている感じがしております。最も大事なことは、包括ケアがどのような仕組みで、その拠点としての医療健康センターがどのような位置づけであるのかが住民の皆様にも理解できていないのではないかなと、そう感じているわけであります。南部町の目指している医療・保健・健康の包括的なケアがどのようなものであるのか、その中で医療健康センターがどのような役目を果たしていくのかをご説明願いたいと思います。

以上、二つのことについて町長に答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員にお答えを申し上げたいと思います。

まず、最初の１点目でございますけれども、環境対策についてというご質問でございます。これは、環境衛生課の方の関係から申し上げたいと思います。まず、町民を対象とした取り組みにつきましては、一つはごみの減量を進めるため、資源ごみの分別を強化し、再利用の普及に努めてございます。また、買い物等におけるマイバック利用を進めるために、レジ袋有料化をまた町内商店舗にも働きかけていきたいと、こう思っております。そして、大変町内会さんからもご要望がありましたごみステーション、１回補助事業、単独事業を終了したわけでございますけれども、非常にまだ要望が多いということで、本年度から再びごみステーション設置補助を始めてございます。

町独自のエコ支援助成についてでございますけれども、現在、町独自の支援という部分は行っておりません。

それから、太陽光パネル等でございますが、お隣、八戸市さんで事業を独自に行っているということで、調べてみましたら、98件ほどの申し込みがあるというふうにお聞きしております。あとは、金額の方はその年度の予算額に応じて、当然一気に市としても支援をできるというわけではないようでございますけれども、現に、そういう取り組みもしている市がございますし、当然町独自でというふうになってきますと、どのぐらいの助成で、またどのぐらいの希望者、需要者があるのか、そういう部分も調査をしていかなければならないと、こう思っております。そういう中で、町がどのぐらい助成ができるものなのかどうかということも検討しながら取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

非常に、地球温暖化という中で、大規模災害、先般の九州、関西地域もそうでございますが、我々の地域も非常に今まで数年に１回というのが毎年あったり、これはやはり温暖化というのがやはり相当影響しているんだろうと言わざるを得ないなと思っております。それぞれ森林含めながらの整備とあわせながら取り組みが必要になってくると、このように思っております。

それから、２点目の包括ケアの具体的な構想について関連して２点ほどご答弁を申し上げたいと思います。高齢化が進む中で、町民の方々は介護や医療、保健のサービスが必要になっても、「可能な限り住みなれた地域・家庭」で生活することを強く望んでおります。そしてまた、でき

るだけ質の高い生活を維持したいというふうにも考えていると思います。そのためにも、高齢者になっても自立した生活が送れるよう生活習慣病にならないための日ごろからの努力が求められております。しかし、このような努力にもかかわらず、寝たきり状態や認知症となる方々も当然おられるわけでございます。治療、介護を必要とする方が「利用者本位」の予防・治療・福祉・介護サービスを「切れ目なく」一体的に利用できる「包括ケアシステム」と。この形をつくってまいりたいということで取り組みをしているところでございます。

高齢者の方々が住みなれた地域社会や家庭で療養生活が送れるというのが一番望まれることだと思います。しかし、在宅医療、在宅サービス、ここを病院医療だけではなく取り組んでいかないと高齢化社会に対応していけないのではないかとということで、既に在宅医療、在宅サービスを充実させているわけでございます。そして、病院とやはり在宅医療、在宅サービス、これが一体的になっていって、高齢化社会に対応していけるのではないのかなと思ってございます。その一つの方策として医療健康センターを中心としながら、さらにそれを強化していくというものでございます。

入院している患者さんにお聞きしても、「やはり家に戻りたい」と、または「自宅からできるだけ近い病院に入りたい」と。これは率直なご意見だろうと。そういうふうに思っております。それを少しでもまず要望が聞き入れられるようにしていかなければならないなということで、包括ケアシステムということで、これはまだ町民の方々に今ご説明申し上げている部分をしっかりとご説明をしていかなければならないと。まだまだ説明不足の部分はあるのかなと。関係している方々、民生委員さんとか、さまざまそういう関係している方々はある程度御理解をいただけていると思いますが、なかなかそういうお話しを聞く機会がない方々、町民には、まだ説明していかなければならないと、こう思っております。

そしてまた、医療健康センターの位置づけという中で、県自体でも保健・医療・福祉の連携「包括ケアシステムの構築」を提唱しているわけでございまして、私ども南部町も一つの包括ケアシステムのモデルとして推薦をいただいているところでございます。

名川病院は町直診病院として、急性期、慢性期及び終末期医療はもとより、従前から中学生の若年性生活習慣病予防検診、成人健診、健康教室などの町の保健事業に病院自体も参画をして、実施をしております。しかしながら、本町では依然として生活習慣病による死亡も多く、特に糖尿病の死亡率が全国の2倍以上という状況になってございます。今後も予防医療、訪問診察、訪問看護、訪問リハビリテーション等、在宅医療の充実を図っていくためにも私は医師、病院というものがかわっていかねば、なかなか難しいだろうと、こう思っております。

そういう観点から、生活習慣病や高齢化に伴い、要介護状態に陥らないようにすることや、要介護状況の悪化を防止するために、地域包括支援センターが中心となり、町内の医療機関や介護サービスの事業者との連携を図り、毎週ケア会議を開催しているところです。地域包括支援センターによる情報の一元化とサービス提供の迅速性のセンター機能は重要であると考えておりますし、なお、一層の有効性を高めるために医療健康センター構想があるわけでございます。非常に情報の一元化というのが大事でございまして、入院をされるときに、家でどういう生活をされていたかというのがその会議によって既に情報が伝わると。そしてまた、逆に退院するとき、病院ではどういうことをやっていたと。これが今度自宅に戻るときにその情報がまた伝わっていったら、在宅介護なりに生かしていくということでございますので、非常に大きな役割になると思っております。

町の総合振興計画におきましても、「保健・医療・福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまち」として施策に掲げるところでございます。名川病院をこれまでの独立したものとして存在させるのではなく、保健・医療・福祉サービスの提供組織を一元化し、医療健康センターに集約させて、個別に断片的なサービスではなく、先ほど申し上げました連続的に一生を通じた継続性の高いサービスを提供してまいりたいと。そのための施設の位置づけというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなと思っております。

今、私どもでも、また担当課の方でいろいろな部分で調査を進めながら、そして建設に向けての町民の説明会、これも当然やらなければならないと思っております。場所等にもいろいろな活動があるようでございますけれども、最終決定というのはこれからなわけございまして、ただ、建設検討委員会の方々からは第1案の答申はいただいております。そこで、私どもも本当にいろいろな部分で支障がないか、大丈夫か、我々素人目で判断するのではなく、専門的な部分でも、また科学的な部分でも検証をして、そして決めていかなければならない。今定例会にそういうしっかりと調査をする。これは1カ所ばかりではございません。そういう周辺も含めながら支障がないかというのをきっちり科学的にも出して、その中で最終的に決定をしていきたいと、こう思っておりますので、そういう点もご理解をいただければなと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） まず、エコ対策の方でございますけれども、近隣の一番近いあたりでいきますと、岩手県の葛巻町というところがクリーンエネルギーの町として、もう全国的にも有名

なところであります。風力発電、ペレットボイラー、畜ふんバイオマスシステムなど、さまざまなクリーンエネルギーに取り組んでいるということでもあります。資源の問題、財政の問題がありますので、そこまでの要求は今南部町には無理ではないかなと思いますけれども、まず、公共の施設を建てる場合とか、そういう場合にもクリーンエネルギー、ソーラーシステムとか、ボイラーも石油でないクリーンエネルギーのボイラー、そういったものを検討していく必要があると思います。青森県でも太陽光発電の導入促進策として「太陽エネルギー活用促進アクションプラン」という策定委員会も発足をさせましたし、先ほど町長がおっしゃいました八戸市では、「新うみねこプラン」としてソーラーパネルを設置した住宅には上限7万円の補助金を出しているというものをやっています。

町長も普段から話していますが、町にも財源に限りがありますので、さまざまな国・県のこういった環境対策の交付金や補助金をぜひ掘り起こしていただいて、そういうものに向けていただきたいなと思います。

あと、農業用ボイラーなんかも今ハウスボイラーなんかも半額補助でたしかやっているはずですが、そういったものをクリーンエネルギーのボイラーにかえたときに、その差額分の補助を出すとか、そういった部分も手当てして検討していただければなと思うところでもあります。

また、エコロジーという言葉調べてみますと、ハードだけではなくて、まさに当町で取り組んでいるグリーン・ツーリズムもエコロジー、エコ対策ということでもあります。民間で各種ボランティア団体なんかがやっている清掃作業や美化運動、さまざまな環境保護の運動なんかに行政の支援をますます向けてほしいなと、そう思います。

3町村も合併いたしまして、県内でも有数の大きな町に南部町もなりました。こういった社会問題にも率先して取り組んでいただいて、近隣町村のリーダー的な施策もぜひ考えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

あと、包括ケアシステムの方ですけれども、7月21日に総務企画・教育民生常任委員会の研修で宮城県の涌谷町という町を視察してまいりました。この町は包括ケアシステムにもう何十年前前から取り組んでいる町でございまして、病院の中に健康福祉課を初め、訪問介護・老健・居宅介護・医療介護、さまざまな介護施設の部署、また附帯して社会福祉協議会も入っている。もう本当に地域医療の理想とする形の施設であるなと目を見張るような感じがして、本当に参考になって帰ってきたわけであります。涌谷町は保健・医療・福祉・介護と4本柱で構成されているんですけれども、当南部町の包括ケアシステムは、保健・医療・健康の3本柱になっていて、介護の部分が抜けているという感じがありますけれども、何で介護の部分が抜けているのかなと思い

まして、ちょっと察するに、当町は民間の介護施設、老人保健施設なんかがもうほとんど整備されている。そういった中で、介護は包括ケアシステムの中に取り入れなかったのかなというふうに感じておりますが、先般議会前に、医療関係、介護施設なんかにちょっと聞き取りをしました。そのときには、包括ケアに関する連携とか、体制がまだまだ不十分ではないかなという意見もお聞きしてまいりました。本当に旧福地村には近くに日赤もありますし、旧南部町には南部病院、三戸病院も近くにあるわけで、名川病院の建てかえのためだけであるのであれば、やはり今黒字だと言っている、国の医療制度がころころ変わる中で、いつそういう補助金とか打ち切られて、大変な財政状況になるとも限らない。

住民の中では、病院の建てかえだけだったら、それは要らないんじゃないかなという意見もまだまだ数多く聞かれるのも現実であります。冒頭にも話しましたが、要は、医療健康センターだけの建設だけが表に出ていて、本当に大事なものは包括ケアシステムだと思うんですよ。町長も答弁されましたけれども、結局、健康管理した情報を病院も持っている。そしてまた介護施設も持っている。そういった中で未病対策、高騰する医療費の抑制が初めてできていく、そういうふうに思います。

ですので、やはり住民の方々にこの包括ケアシステムの本当のよさを理解してもらって、また、医療機関、介護施設を民間の施設、南部町だけでなく、八戸市の施設にも通っている人も結構ありますので、そういった部分でも情報を共有していただいて、本当に包括ケアシステムのすばらしいシステムでございますので、ぜひ成功させていただきたいなと思います。

答弁があれば、答弁をいただいて、質問は終わります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） エコの部分につきましては、それぞれの担当課の方にもどういうことができるかという部分をきょうもそれで課長たちも出席しておりますので、検討させていただきたいなと思います。当然そういう中で、夏堀議員さんも財政という部分もご理解をしての質問もしていただきました。そういう部分も踏まえながら調べてみたいと、こう思っております。

それから、包括ケアの部分でございますが、病院と関係してくるわけでございます。私どもの計画も医療の部分と健康センターの部分が一つの施設に入ると。そこには現在の健康福祉課が入るといふことの計画でございます。介護の部分でございますが、議員おっしゃるように、介護は南部町というのは、まず民間の方で行ってございますので、決してそこを抜くということではな

くて、先ほども申し上げましたケア会議、ここに関係する方々も入っていただいて、介護施設等、老人施設等の連携は常に行ってございます。そして、そういう情報を常に共有して、現在も取り組んでございますので、ご理解をいただきたいなと。この取り組み方は、合併前の町村によっていささか違いがございました。ある程度まず先行している地区とまた、どちらかというと民間がもう動いていますので、民間の方で事業を行っているということもありますので、正直、職員同士でも今までやってきたものと違いますので、最初戸惑いは確かにあったと思います。逆にここまで行政がやるのかという部分もあったと思いますし、現在、この包括ケアの部分、ここを青森県も包括ケアを進めていくという中で、恐らく私ども南部町とおいらせ町さんが2カ所力を入れて取り組んでいるわけでございまして、そういう中でおいらせ町さんはことしは病院の方の修繕をして、整備を図ってやっていくということで、我々は老朽化が激しいものですから、建てかえとあわせながら進めていくという計画でございます。

この計画におきましては、町民によっては議員もおっしゃっていました南部地区には南部病院があります。福地地区に近い日赤病院があります。私もそういう方々の意見はよく聞きます。我々は自分はそのに行けるからなくてもいいんだという行政を私どもはやるべきではないと。やはり全体的な部分を考えて取り組むのが行政であり、我々のまた責任でもあると思っております。そして、特に、今回の医療健康センターは66床、現在も66床です。その中に40床が療養型であるというのが非常にこれからの高齢化社会に向けて大事なところでございます。現在も待機の方々がたくさんいらっしゃいます。これがもし病院だけを見て、なくてもいいんだとなった場合に、そういう方々がじゃあ今度どこへ行くんですか、さらにまた行き場所がない。確かに今国の方でも若干老人施設の増築を認めてきておりますが、それでもなお待機はたくさんあるだろうと思っております。私どもも医療もそうですが、将来さらに高齢化社会というのは間違いなく今よりも進んでいくわけでございます、現実には。そういう次の時代、そこにも対応していく今回の医療健康センターであるという部分をしっかりと説明をしながら、そしてまた町民の皆様にもご理解をいただいて、できれば本当は早く着工しなければならないと、こう思っております。

今私どもの病院はほぼ常に満床、そしてまた1日の通院患者も非常に安定した患者さんを確保しております。これは医師がしっかりと確保されているからでございます。他の自治体、医師がいなくなっていく。結局医師がいらない。患者さんは来ない。そういう悪循環の中で今大変な自治体病院があるわけでございますが、そういう部分においては、我々はしっかりと医師確保がされて、そしてまたその医師も今回の包括ケアをしっかりと将来的に取り組むべきだという同じ考えで今進んでおりますので、いい形で取り組むことができるのではないかなと思ってござい

す。一つだけ本当に私ども住民にお願いしたいのは、やはり自分のところは影響ないからと。であれば、まちづくりというのはできないなど。これは病院に限らずすべてに関係してきます。そういう部分もしっかりと説明がまず第一だと、こう思っていますので、よろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） 農業関係のボイラーについて差額分の助成を出していただきたいということでございましたけれども、県の事業といたしまして、暖房用燃料にバイオマス利用などについて、冬の農業、省エネ対策事業でございますけれども、これについては、今年度から対応が可能ということで聞いてございます。

それから、国の事業でございますけれども、今年度補正予算ということで計上しております予算についてハイブリットカーとか、木質バイオマス、そういった加温施設を導入する場合、リース対応ということで2分の1の補助がございました。それにつきましては、認定農業者等が対象でしたので、町の全認定農業者に情報提供をしてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。

○議長（小笠原義弘君） 以上で夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時57分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。9月定例議会に当たり一般質問を行います。

初めに、自民・公明政権を終わらせ、自民・公明政治にかわる新しい政治の道を切り開くことができる歴史的な大転換期を迎えようとしています。総選挙の結果、民主党中心の政権ができれば、国民の利益に立って、積極的に提案し、「よいことには協力、悪いことには反対、問題点は質す」という建設的野党の役割を果たしていくことは、今までどおり変わらない姿勢であります。民主党が持ち出した日本の農業と米をつぶしてしまう日米自由貿易協定の交渉促進や、民主主義を土台から壊し、多様な国民の意思を国会から締め出す衆議院比例定数の大幅削減などの危険な暴走には歯どめをかけていきます。日本の政治はさらに激動の時期を迎えるでしょう。日本共産党はこれからも「国民が主人公」の日本をつくるために力を尽くします。一般質問を始めます。

道州制の導入について質問します。今回の総選挙では、地方分権や地方自治のあり方が争点の一つになりました。財界は今回の総選挙を契機に道州制を実現させようと、自民、公明、民主の各党をけしかけています。自民党は、総選挙のマニフェストで「道州制基本法を早期に制定し、基本法制定後6から8年をめどに導入する」と、目玉政策として打ち出しています。公明党も「地域主権型道州制の導入」を掲げています。民主党は、経団連への説明会では、「道州制に反対ではない」などと言明しています。憲法第92条でうたう地方自治の本旨とは、地方自治の本来のあり方のことであり、地域住民の意思に基づいて、地方自治体が自主的自律的に行政を行うことです。地方自治を発展させる基本的土台は、住民生活に密着した市町村にあります。自民党の道州制案では、「今1,800に減少した市町村をさらに当面700から1,000程度に再編し、今の都道府県をなくし、全国を10程度の道州に再編する」としています。これでは、住民自治は全く形骸化してしまいます。また、民主党も道州制に対する考え方の中で、「最終的には国と300程度の基礎的自治体による新たな国の形を目指す」と、地方自治の基盤を大幅に再編する立場です。

道州制の導入は、単に都道府県の再編ではありません。道州制のねらいは、国の仕事を外交、軍事、司法などに限定し、社会保障や福祉などの行政サービスは地方に押しつけ、自立自助の名で、住民負担に切りかえることです。それは地方自治の本旨を投げ捨てて、自治体を財界、大企業のための開発政策や産業政策の道具に変えてしまおうというものではないでしょうか。道州制については、これまでも何度か取り上げられてまいりましたが、政権が変わろうとしているときでもあり、また、日本の将来を左右する問題ですので、町長の考えとしての道州制のねらいは何であり、反対していく考えなのか質問いたします。

農業政策について質問いたします。農業破壊の自民党農政の下で、農業は産業として成り立た

ない瀬戸際に追いやられました。農業者は将来に展望が持てず、高齢化や耕作放棄地の拡大、農村の疲弊が進んでいます。消費者は食の安全に不安を抱き、国産品を食べたいと思っているのに、輸入品に頼らざるを得ないのが実情ではないでしょうか。日本農業は市場原理むき出しのルールなき資本主義に踏みにじられてしまいました。日本の食料自給率が先進国最低水準に低下したのは、工業製品の輸出拡大と引きかえに農産物市場が次々に外国に開放され、輸入農産物が大量に流れ込んだためです。民主党の農業政策はどうなっているのでしょうか。民主党がアメリカとの自由貿易協定の締結を打ち出したことが、農業者や消費者の不安を呼び、締結を「交渉を促進」と書きかえたものの、中身に変わりはありません。民主党は「日米自由貿易協定を促進するとしながら、自給率向上や農業振興を損なうことは行わない」と言っています。しかし、日米自由貿易協定と日本農業の振興が両立するとの説明はありません。それどころか、日米自由貿易協定が日本農業、とりわけ米生産に壊滅的打撃を与えることは、アメリカ政府も日本の財界も認めています。

現在、農業を守り、発展させる政策が緊急に求められています。そのために、「食料主権」を確立し、食料自給率を抜本的に引き上げるときではないでしょうか。そのためには、農業経営が成り立ち、農業者が安心して生産できる条件をつくることではないでしょうか。生産コストをカバーできる価格保障を実施させ、増量を促すとともに、農業者への所得補償を拡充させ、環境保全などの努力を支援させることではないでしょうか。

そこで質問なのですが、政府の推し進める輸入自由化路線についてどのように考え、日本農業のあり方についてどうあるべきなのか、町長の考えをお聞きいたします。

3点目の質問です。三戸地区クリーンセンターへ直接搬入したごみの有料化について質問いたします。三戸地区塵芥処理事務組合議会の議員全員協議会が開かれ、三戸地域循環型社会形成推進地域計画について、ごみ処理手数料の有料化についてなどが協議されました。今回の質問は、特に一般廃棄物一部有料化についてであります。三戸地区塵芥処理事務組合は、三戸町、田子町、当町の3町が構成町であるわけですが、ごみ処理手数料の有料化の計画は、構成町長である3人の方が一堂に会して計画されたものなのでしょうか。三戸町からの提案という形で提出されたものなのでしょうか。十分な話し合いがあったものなのか、どのような話し合いがあったのか質問いたします。

2点目の質問は、有料化計画の目的は何でしょうかということですが、三戸地域循環型社会形成推進地域計画とあわせて説明願います。

その他は自席でお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、道州制の導入についてでございますけれども、道州制につきましては、平成18年2月に地方制度調査会から「道州制のあり方に関する答申」がなされ、現在、政府の道州制ビジョン懇談会で具体的な制度の内容について検討されている状況でございます。平成22年3月には最終報告書が決定される予定となっております。

答申や中間報告などによりますと、道州制を導入する目的として、現在の中央集権体制から、基礎自治体の市町村が中心の地方主権型体制へ移行するために、自立した道州の地方政府を10程度つくることによって、地域に合ったサービスの提供と地域の振興ができるほか、効率的・効果的な行財政運営ができるようになるとうたっております。

しかし、基礎自治体の市町村へどの程度の事務権限が移譲されるのか、また、移譲された事務権限に対応できるのかどうか、さらには、道、あるいは州と基礎自治体との関係がどうなるかなど、道州制の具体的な内容がまだ示されていない状況にありますので、今後、国の動向を注視していかなければならないと考えております。

次に、道州制について反対していく考えはないかということでございますけれども、去年の7月に自由民主党の道州制推進本部から出されました第3次中間報告によりますと、基礎自治体は人口が30万人以上、少なくとも10万人以上となっております。さらに、議員もおっしゃってありました基礎自治体の数を700から1,000程度に再編し、小規模の団体については、道・州あるいは近隣の基礎自治体が補完するという内容でございます。

現在、全国の市町村数は1,775団体ほどでございます。道州制によって基礎自治体を700から1,000程度に再編するとなると、国がさらなる市町村合併を強制までは行かないかも知れませんが、やはりそういう方針が出されるのではないかと懸念してございます。10万人以上から30万人以上となると、私ども三戸郡を6町村足しただけでも7万人前後でございますので、そういう規模でも認められないということに今の数字から行くとなるわけございまして、果たしてその姿を今町民の方々が望んでいるのかという部分はいろいろ疑問も当然持つだろうと、こう思っております。

このようなことから、県の町村会、また全国町村会におきましては「道州制には断固反対する」

という特別決議をしております。また、全国町村議会議長会におきまして「道州制を導入しないよう政府に求める」特別決議をされております。私としましては、先般8月13日、デーリー東北さんから地方分権を問うという取材を受けまして、そこでも述べております。市町村は三位一体改革で痛い目に遭っていると。道州制も慎重に見きわめなければならないと。こういう取材を受けて、掲載した後に県町村会の方でも町村会としては反対していくという要望が出されたという報告を受けました。私自身も現在、町村会と同じ立場で、現在の段階ではまだ具体的に見えない、そういう中で先走ってもいけない。これはさらに慎重に対応していかなければならないと、こう考えております。

次に、農業政策でございますけれども、まず、政府が進める輸入自由化路線についてのご質問ですが、平成5年12月G A T Tウルグアイラウンド農業交渉の合意と平成7年1月からW T Oが発足し世界の農産物の貿易はこのW T Oの体制のもとで展開されることとなっており、我が国も自由化、国際化という時代を迎えました。日本は食生活の変化や輸入の自由化によりまして、国民の食料を海外に依存してきたことで農業生産が低下して、国内の食料自給率はもうご存知のように約40%と、先進国においては最下位であるというふうに報告されております。

農業生産は輸入の自由化、経済情勢の悪化、また販売価格の低迷など、大変厳しい状況にございます。さらに、F T A（自由貿易協定）または、E P A（経済連携協定）の問題は生産者にとって不安が大きく、食料自給率への影響が予想されます。農業は生命を支える重要な産業であるわけでございまして、食料、農業をめぐる情勢が内外ともに激変している現在、食料を輸入に頼っている日本は特に外国からの影響を受けやすいわけでございます。異常気象などの要因で輸入国からの輸出が停止になった場合、また数量等が限定された場合には国内において非常事態がまず予想されるだろうと、こう思います。よって、食料自給率の向上をやはり国として目指していかなければなりませんし、そういう中で食の安全を確保し、持続できる農業経営の実現が求められるとございます。そこにおいては、やはりしっかりとした農家所得の安定確保ということが農業経営も継続していくことになるだろうと思いますし、農業経営が継続されるということは、食料自給率の国内自給率が上るというふうに思いますので、国の方針のみならず、当町においても農業振興を図っていかなければならないと、こう思っております。

これまで農業は「守りの農業」と言われていた部分がありますが、現在は「攻めの農業」へと転換し、全国一律対応の農政から生き残るための経営として自立していく農業を確立することが国の方針としても示されてございます。ご承知のとおり、平成11年に新たな「食料・農業・農村基本法」が制定され、食料の安定供給や農業の持続的発展など、食料、農業農村が果たすべき役

割と目指す政策方向が示されたところであります。これを受け、基本理念の実現のため「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料自給率の目標や経営安定対策の確立、食料の安定供給などの推進を図ってまいりました。しかしながら、国内の食料需要の増大、食生活の多様化などを背景に、量・質ともに増大したことで、輸入が増大し、さらに農業分野における農業交渉、先ほども言いましたＦＴＡ、ＥＰＡによる貿易自由化の流れの中で、輸入農産物が増大することが予想されるわけでございます。海外との産地間競争の激化であり、国内農業への影響が懸念されるところが出てくると思っております。

そういう中で、しっかりと国内自給率、国内農業、これをさらに国策としてしっかりとやはり国が打ち出すべきであると。私ども１自治体で取り組むだけでは、これは解決しない。やはり国がしっかりと日米間においても、また、他の外国においても日本の農業というものをしっかりと訴えていくことが大事であると、こう思っております。今後しっかりと政権が昨日の選挙で変わるということ。ただ、我々は私どものいわゆる農業県、そういう中で、日本の農業がしっかりと守られる。そういう部分をしっかりと打ち出していきたい。また、取り組んでいただきたいということを１自治体としても、また県町村会としても当然今後働きかけをしていきたいと、こう思っております。

最後、クリーンセンターの件でございます。まず、有料化への話し合いについてでございますけれども、三戸クリーンセンターの循環型社会形成推進地域計画の中で、「直接搬入される生活系ごみについても、手数料を徴収する方向で検討する」と、計画の中でうたっております。そういうことから、当計画を達成するために、ごみの一部有料化を進めていくことで、担当課長会議等で協議検討をされてきました。当然、その報告は私ども首長にも報告をされております。先般も３町長たちが一堂に集まりまして説明を受けているところでございます。

有料化の目的でございますが、標準的、日常的な回収量以上のごみについて排出量に応じた公平な負担をしていただくことにより、ごみ排出量を抑えることが目的でもございます。また、減量化することによって、現在の埋立最終処分場の延命化も図ることなどが主な理由となっております。通常のごみはそれぞれの地区、毎週曜日が定められて、出す部分については現在と同じ無料でございまして、それ以外の部分で持っていくという部分については有料化を図っていこうということでございます。そういう部分で、減量化も進めながら、今後決定していくことになると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、現在聞くとおるところによりますと、通常の搬出以外の持ち出しの量というのはさほど大量というわけではないようでございます。一部の量に対する有料化というふうに説明を聞いておりま

す。

なお、詳細、再質問等についてはまたそれぞれ担当課長等からも説明、答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） ごみの有料化の件でございますけれども、補足いたしますが、近隣の状況でございます。県内と岩手県北18事業所を調査しましたところ、生活系直接搬入を無料としているところは、三沢市と久慈地区、それから岩手八幡地区と三戸塵芥の組合の4事業所だけでございます。それに、この計画、循環型社会形成推進地域計画の策定は、平成20年2月5日になってございます。この中で、施策内容、それから発生の抑制、再使用の促進、有料化ということで、計画書の中に、「現在、三戸地区クリーンセンターに搬入される事業所系可燃ごみ処理手数料を徴収しているが、直接搬入される生活系ごみについても手数料を徴収する方向で検討していくと。その際は、説明時間等も考慮して、可燃のみならず不燃、粗大ごみについても適正な価格を検討する」というふうにうたっておりますので、それに基づいて進めているものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、道州制についてと農業政策について、これは私以外の議員も取り上げてきた問題ではありますが、今なぜこれを特に取り上げたかと言いますと、日曜日の投票日を挟んで、大きく政党の情勢が変わってきた。その中で選挙を戦われてきた各政党の農業政策なり、道州制についての違い、また同じような姿勢、そういうことが叫ばれてきた中で、今日を迎えたわけでありますので、道州制について危険な動きがあるのではないかと。また、同じような姿勢で推し進めようとしている政党もあるわけですので、今以上にこの動きをどう見ていこうとしているのか、説明は今までもお伺いしたとは思いますが、やはり大きく政権が変わろうとしている。その中で町長は道州制についても、農業政策についてもどのように考えているのか、もう少し深いところでお話ししていただければと思っております。

ただ、道州制につきましては、全国町村会とか、町村長会とかで住民が望んでいるのかどうか

疑問。そして、団体でも導入しないよう特別決議を提出しているなど、慎重に見きわめていこう、やはり自治体を守っていこうという姿勢は感じられておりますので、ぜひその姿勢は崩さないようにしていただきたいと思います。300議席以上議席をとられた政党の動向をよく見きわめていただき、地方自治体のあり方を守っていただきたい。そういう姿勢で臨まれるのかどうか、この点をもう少しお聞きしたいと思います。

農業問題に対しては、先ほど町長の答弁にもありましたように、国が国内自給率の向上を打ち出すべきだという打ち手もあるわけですが、片や輸入自由化路線を突き進んでいこうとしている政策を押し出すということになれば、これはまた農家の皆さん、農村地帯、それから当町のような農業で成り立っている自治体は大変な打撃を受けるのではないかなと考えておりますので、その点ももう少し詳しく説明していただきたいし、町長の本音のところをお聞かせしていただきたいと思います。

特に、これは道州制についてもう一度お聞きする点であります。金融危機や不況の影響が地域経済を襲っている今だからこそ、地方自治の本旨にのっとり、雇用、医療、福祉、農業、環境などの地域住民の運動の前進を踏まえ、地方自治を発展させる政策の実現を目指すべきではないかなと考えております。

また、民主党は「道州制に反対ではない」などと言っていますが、日本共産党は、道州制の導入と小規模自治体切り捨てなど、さらなる上からの市町村再編の押しつけには反対しております。今、地方自治の本旨を実現する上で、必要なのは道州制の導入などではなく、財源を保障し、地方自治を発展させることではないでしょうか。福祉や教育などの国庫負担金、補助金の廃止、縮減に反対し、その改善、充実を求めていくべきではないでしょうか。

また、地方交付税の復元、増額で本来の財源保障・調整機能を復活・強化し、住民の暮らしを守るために必要な地方の財源の総額の確保を図るべきだと考えておりますが、地方自治を守るためには、何が必要であると町長は考えておられるでしょうか。

また、農業についてであります。これは民主党が総選挙期間中、農業政策として打ち出した内容であります。農家の方は民主党が個別所得補償をするというので、喜んだわけですが、日米自由貿易協定の件が出てから、農協の方でも反対だと言っている方もおられます。日本は、必要のないミニマムアクセス米をどんどん輸入しています。その中で汚染米も出てきたわけです。農産物輸入自由化路線のせいで、食料自給率は40%、先進国でこんなに低いのは日本だけではないでしょうか。食料危機と言われているのに、とんでもないことだと考えております。農産物の輸入自由化路線をやめ、農家所得を増大させることがどうしても必要ではないでしょうか。

民主党の農業政策で、日本の農業は守られていくのでしょうか。これから詳しく公表されてくるのでしょうか、町長はどのような姿勢で臨まれるのかお聞きしたいと思います。

3点目のクリーンセンターへ直接搬入したごみの有料化についてであります。先ほど町長の答弁にもありましたが、私もその一員としてこの協議に携わっているわけですが、その計画の内容が三戸だけが計画をして、出来上がった段階で各副管理者、組合でいくとそういうことになりますが、各町村長にお配りしているのか。対等といいますか、三戸だけが計画を立てて、こういうふうにしたいのでどうでしょうかというように受け取られた説明がありましたので、計画を立てている間の経過を詳しくお聞きしたいと思ってこの場所、第1点目、十分な話し合いになったのかという質問になったわけです。先ほど、報告は伺っているということでありましたが、町長も直接その3町村の皆さんがお集まりになって話しされたのか、事務方の方だけで話が進められてきて、計画はこうですよと提出されたのか、その経過をもう少しお聞きしたいと思います。

また、先ほどの三戸地区循環型社会形成推進地域計画というかなり分厚い計画書はあるわけですが、今この場で一般質問に取り上げたとはいいいながら、なかなかその内容は各議員の皆さんに理解していただけないのではないかなと思いますので、しかるべきところでもう一度説明していただくなり、協議の場をとっていただくことはできないのでしょうか。先ほどの補足説明にはありましたが、要するにこの計画は前の焼却炉の解体という問題が絡んでこの計画を立て、国からの補助金のためにその一部有料化を計画しなければならないような説明もありましたので、その旧焼却炉の解体というものは、この計画にどのようにかかわっているのか、やはりその点を詳しく説明していただかないと、何のための計画で一部有料化が計画されたかわからないと思いますので、その点の説明をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 最初、道州制の件でございますが、先ほども申し上げました。全国町村会、県町村会、また全国議長会の皆さんも反対という動きをしてございます。私自身も先ほど新聞の取材の件も話しをしました。まず、独立してやっていける自治体を経営ができるようにしていくことが今一番大事な時期だと、こう考えております。そのためには、当然我々町村会としては、安定した、そしてまた計画的なまちづくりをしていけるようになるには、やはり地方交付税の安定した予算でございます。ですから、町村会としてもまず地方交付税の復元、そしてまたは増額、増額といってもここ5年減らされてきているわけでございますから、まず戻してほしいと。

そのことによって、それぞれの自治体がしっかりと計画を立ててのまちづくりができるわけでございます。これはもう我々、私も6月までの県の町村会長時代にもそれは訴えてまいりました。当然私に限らず、首長、皆さんそういう考えでいると思います。

昭和の合併から平成の合併50年、また明治の合併から昭和の合併50年、それぞれ50年という半世紀があって動いて今日来ております。今回は平成の合併からまさに4年、5年という中で、道州制の話が出てきていると。以前からも出てはいるんですけども、具体的にはそういうまだ年数しかたっていない。そのことを考えたときに、これは慎重に対応しなければならない。また、どういうふうな内容になってくるものなのかも、当然見きわめなければならないと思いますが、当然、私も県、または全国町村会、議長会の考えと同じ中で現段階ではただ反対であるということとは言っていきたいと、こう思っております。

農業関係でございますが、本当に非常に難しい。一つは、すべてを国内で賄えるのかという部分から考えると、やはりそうもできないと。また、消費者の立場からなれば、安いものを買いたい。こういう考えになるでしょうし、ただ、そういう中で、我々日本としては、自由貿易協定においてもすべてを受けないとなると、恐らく日本の食料はもたない。また、それによってあらゆる加工品にも影響してきて、値段が高くなっていくというのが出てくるわけでございます。やはりそういう中で、日本の農業を考えて、しっかりと品目、こういう部分を分けながら、日本の国内の農業者もまず理解できる。そういう中で交渉していくべきだと思っておりますが、当然我々の声というより、国の考えで交渉していくことになるだろうと思っておりますが、しっかりと国内農業を考えながら、また、消費者の考えというのもこちらも考えていかなければならないから、大変決めていく場合においては難しいだろうなというのは察します。何とかそういう中で国内農業者が理解できる、そういう交渉にしなければならないと思います。新しい政権になった場合、恐らく今後マニフェストとは別に、実際の農業者の声というのが今度政権とったところに声が届いていくわけでございます。ですから、これからがまさにどういうまとめをしていくかというのはこれからだろうなと、こう考えてございます。いずれにしても、私どもの農業にとっても理解できるそういう部分になるように声を伝えてみたいと、こう思っております。

あと、クリーンセンターの件につきましては、担当課長の方から詳細に説明させたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） クリーンセンターの件でございますが、計画の内容、これを三戸が独自で計画したのではないかというような質問ですけれども、この地域計画ができたのは、平成19年10月19日にこの循環型社会形成推進地域計画を作成中であるということで、組合の議会にも報告、説明をしているというふうに伺ってございます。

それで、この計画の概要でございますが、組合と各町でそれぞれのごみ処理基本計画を作成すると。そして、本計画は組合、三戸、田子、南部町の4者の連盟で申請するという事になってございますので、町村だけで決めるのではなく、やはり4者ですので、組合も入っていると、組合の議会のご意見も尊重されているものだということでございます。

次に、その解体といいますか、事業、この計画の中にございますのは、古い焼却炉の解体と新たなストックヤードをつくるという計画でございますが、このために有料化して、その費用を捻出するのではないかというようなお話しでございますが、この今現在有料化されてはいませんけれども、生活系の可燃ごみがどのくらいあるかということでございますが、直接搬入されるごみは平成20年度の実績で290トンございました。このうち、三戸町が139トン、田子が67トン、南部町が92トンでございますが、名川が36、南部が56、合わせて290ありました。ですから、三戸の方が、近いところが多いというような状況でございますし、これを仮に10キロ、ほかの事業所の例を見ますと、10キロ40円ぐらいというような計算でいたしますと、122万4,000円という金額になります。そんなに多いわけでもないわけですので、その辺のところをご理解願いたいと、そう思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問はありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） 町長の先ほどの答弁と私もお聞きしたかった点は似ているところもありますし、また、農業問題ではどうしても農産物の輸入自由化路線に対して、きっぱり反対だという態度はお聞きできなかったような気がします。これから新たな政権ができ、さまざまな問題や自治体にとってよい点も出てくると思いますので、その点は自治体のためになるものには、大いに賛成もし、町長も提案していただきたいと思いますし、私もお話しをさせていただきたいと思います。

ただ、今財源問題について、どうしても民主党さんの方でも財源問題であやふやなところがあって、私自身本当にどうしていくのかなというところがありますが、これだけ多くの皆さん方の

支持を得て、船出するわけでありますので、そのしっかりとしたビジョンをつくっていただいて、農家の皆さんにとっては先ほども町長の答弁にあった農業者が理解できる政策でなければならぬ。そのように私も考えております。ただ、そこにやはり財源はどこから持って農業者の皆さんの下支えをするのか、減反政策はやめて、産業としての農業を十分に確立していくならば、農家の皆さんも大変生活ができる方向に農業も進んでいくものと思いますので、その点でのやはり自治体からの突き上げというものも、これから大事になっていくのではないのでしょうか。そういうふうに私は考えております。

ただ、この農業問題に対しては農家の皆さんもこれからの政権でどういうふうになっていくのか、果たして農業が守られていくのか、大変注目して見ているのではないのでしょうか。ぜひ当町は農業で成り立っているところでもありますので、新政権ができたとして農業者に不利な点が出てくるならば、大いに反対をしていただき、農家の人たちの住民の皆さんのためになるような態度をとっていただければと考えております。

先ほどの３点目のクリーンセンターへ直接搬入するごみなどの問題と旧焼却炉の解体問題は、いまいちどこで聞いただけでは理解できない点もありますし、他の議員の皆さんもお話しされたい点もあると思いますので、ぜひもう一度計画の全容をお話ししていただき、計画は理解されないうちは進めないようお願いしたいと思っておりますが、町長はこの点はどのように考えておられますか、最後の質問になります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今の議員の意見を踏まえまして、その辺の町長、管理者の方にも意見を伝えて、今後どういう形で進めたらいいかというのをお話ししたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩いたします。

（午後０時０３分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後１時００分）

○議長（小笠原義弘君） 1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

○1番（工藤正孝君） 昼食が終わりまして、上のまぶたが非常に重い時間帯となりましたが、私にとって大事な質問を2点申し上げますので、本日出席の皆様にはしかとお聞きくださるようお願いを申し上げ、さきに通告しておきました2点について質問をいたします。

まず1点目でございます。近年の異常気象による農家被害について町の今後の方針、取り組みについてであります。最近、農業に関しての話題がマスコミ等で頻繁に取り上げられていますが、全国の農業者、南部町の農家の人々の悩みは尽きることがないのが現実です。一つずつ考えてみますと、地球温暖化に伴う異常気象による凍害、霜害、病害虫の異常発生、農産物の価格低迷、農業資材の高騰、農業機械の更新問題、農業後継者、嫁不足など、問題は山積みになされたままです。

特に、我が南部町は、昨年の凍霜害とひょう害で、農産物は多大な被害を受けました。それに国内の消費低迷により、農産物価格の暴落やリンゴジュースの偽装問題等でジュース等の消費が伸びず、被害に遭った果実は加工品へも回すことができず、ついには廃棄処分。昭和44年に起きた山川市場（いわゆる生食、加工にならなかったリンゴを自分の畑や山林、そして河川に流し、捨てた状態となったこと）その状態と同じ非常な状態になったのであります。

さきに挙げた問題に町として一番最初に手がけることができるのは、凍霜害への取り組みだと思います。これまでの対策は防霜ファンが有効ですが、補助事業でも自己負担分は10アール当たり50万円前後と聞いています。10アール当たり50万円や50万円以下の農業所得しかあげられない農家が多いときに、所得の大事な一部を充当することは、農家にとっては厳しく、赤字を出すことにつながります。

最近では、凍霜害予防として各農薬メーカーがスピードスプレーヤー等で散布による予防薬を開発し、その剤のおかげで被害が軽減される効果があったと聞いております。その剤は10アール当たり1,848円から2,772円、これは倍率によって違いますが、そのぐらいの価格で済むということです。

町としての今後の方針と取り組みを伺いたいと思います。

もう1点は、町営住宅の今後の建設予定と進捗状況についてであります。現在、入居されている町営住宅は、昭和39年から46年に建設されたものがあり、約40年が経過した現在、著しく老朽化している建物があります。また、新しい住宅は森越団地、向山団地、苫米地駅前団地、第2苫

米地駅前団地、滝田団地など、バス停や保育所、小学校や運動公園が近く利便性が高いほか、ユニットバス、水洗トイレ、システムキッチン、バリアフリー対応の快適住居になっています。新しい町営住宅は、若者夫婦、家族が住みやすい環境のもと、充実した生活を送っていますが、一方で昭和40年代の住宅には、老夫婦や老人ひとり暮らし、また生活保護を受け住んでいる方々が目立ちます。年老いても清潔感のある、そして省エネ、バリアフリー住宅で、また、若者においても環境の整った利便性のよい場所だと、快適な生活を望んでいる町民がたくさんおります。

そこで、町としては人口増加定着を目指すために、町営住宅の建設予定はあるのか、また、利便性を考慮した場所を選定しているのか、進捗状況を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、異常気象にかかわる農業被害等々についてでございますけれども、近年の異常気象による農業被害への町の今後の取り組みでございますが、昨年も霜害、低温、ひょう害が発生しまして、多大な損害を受けました。去年は防除費でもって何とか建て直しを図ってほしいということで、県内においては一番支援をしたわけでございますけれども、ことしもまた、4月に低温により特にサクランボに大きな被害を受けました。ウメも受けましたけれども、2年続きということで、本当に農家の方々は大変だなと。ただ、ことし少しだけそういう中で救いがあったのは、価格が高かったという部分においては昨年度とはまたちょっと違うかなと、こう思っています。

町では、これまでに自然災害、天候に左右されない安定した生産体制を整備するため、農業施設整備など、必要な補助事業を実施してまいりました。また、霜害に有効とされるまさに防霜ファンの設置でございますが、現在は国の補助事業を活用して実施しております。生産所得の安定にもつながっていくわけでございますので、かなり効果がある防霜ファンでございます。町もしっかりとこの要望が、農家からあがった場合には、何とか予算を確保して年次年次、整備していきたいなと思っております。

また、工藤議員もおっしゃっていたみたいに、農家の方々が一番大変なのは、今恐らく、今に限らず、それなりの生産があって、収入が入ってきますが、いわゆる農業機械に皆さんが大変苦労していると思っています。そういうことを考えて、当町においては、県なり、組合3分の1の

補助の場合、最低半分までの負担にしようということではほとんどの半分に満たない補助事業の額に対しては、町単独でかさ上げをして援助を行っております。これは議員の皆さんも他の市町村さんはどういう状況なのかと本当に確認していただければわかると思います。我々も他町の関係者の方々から言うと、南部町は相当農業支援を行っているなど。ただ、まだまだ農家は大変だという部分は感じております。そういう中において、しっかりと今支援している部分は継続をしながら、少しでも農家の方々が経費削減につながり、少しでも自分たちの所得の向上になってほしいなという思いでございます。

また、農業の場合、特にやはり気象が大変影響するわけでございまして、町の方でも毎年農業気象講演会を実施しております。毎年多くの方々に聞きにきていただいて、参考にしながら取り組みを行っているわけでございますけれども、こういうソフト面の部分においてもしっかりと対応していく体制も整えていかなければならないと、こう思っております。

町の対策としては今後も被害を最小限にまず抑えるための被害対策に取り組んでいく生産者に対して生産を確保する部分の支援がないか、担当課の方にも検討をさせているところでございます。先般、全員協議会のときにもお話しをさせていただきました。また、農家の方々からいろいろなご意見をいただいたときに、やはり防除支援、これは去年も大変助かったと。ただ、そういう支援ではない部分を今後お願いしたいと。具体的に農家の方々もじゃあどういう部分となると、関係者組織においてもはっきりとした要望はまだ出てこないんですけれども、今非常に大事なのは、そういう被害があったときに、自助努力で生産を確保して、また価格をしっかりと保ちながら販売している農家もでございます。町としてはそういう方々、自助努力をして工夫されて、そして安定生産につなげている方々に対して、今後支援をしていく方向を考えていきたいなと思っております。どなたも努力していないというのではなくて、恐らくそれぞれ努力はされているんだろうと思いますが、ただ、自然任せで努力している方とそのままで収穫している方々、これに対して同じ支援をしていくとなると、去年も私も支援しました。計算したら予想以上の申し込みがございました。防除費でございます。これは我々も全園地を、ここの園地はどれだけなかったならないというのは把握ができないわけでございます。

そういうことから、去年は申請があった方々にすべてに支援しなければならなかったと。こうなってくると、町のやはり財政というのにも相当な影響が来るわけでございまして、我々も支援しないではなくて、霜のおりるときに、火をたいて、そして確保している方々もでございます。そういう方々、またそのほかでも工夫して取り組んでいる。そういう方々がぜひ今後ふえてほしいなと。そういう観点からそのような支援の仕方というのものを来年度に向けながら検討してま

いりたいと、こう思っています。

それと、特にリンゴでございますけれども、果樹救済の加入者が非常に少ない。これは県全体的にも少ないわけですが、その中でも県南地域は特にまず加入率が少ないわけでございます。恐らくこれは加入して負担しても、毎年というわけでもないで、やはりその加入する掛金が大変だと。恐らくそういうことであろうと思いますが、やはりいざ被害があった場合に、加入しているとそのような部分がやっぱり保険金でおりてきますので、少しはやはり安心できる部分でもあるのではないかなと、そう考えております。この加入率を何とか高くしていきたいと。また、県の方からの指導においても加入をふやしていくようにという指導がございます。町では、来年産に加入する果樹共済掛金に対して25%の町の単独助成を実施したいと思っております。そして何とか加入者がふえてほしいという思いでおりますが、なかなかそれでもどれぐらいの方々が加入していただけるのかなというのは未知数な部分がありますが、何とかふやしていきたいと。来年産の保険に加入する場合には、来年の3月31日までに加入して掛金を納めなければならないということになりますので、今議会においてその分の予算計上もさせていただいておりますので、何とか議員の皆さんからのご議決を、ご理解を賜りたいと思います。

オウトウにつきましては、果樹共済の中に品目が入ってございません。皆様ご存じのように保険の場合はやはり全体数が、加入者があって保険が成り立つわけございまして、そういう部分で現在はリンゴという品目になっておりますが、オウトウにつきましても今後県の方に、また関係機関の方に認めていただけるように働きかけはしてまいりたいと、こう思っています。

被害対策について、先ほど申し上げました農家みずからが災害に対する備えを万全にすることも大切でございますので、「備えあれば憂いなし」ということわざもございます。そういう部分に対して支援をしてまいりたいと、こう考えてございます。

次に、町営住宅建てかえの予定等についてでございますけれども、老朽化している町営住宅の建てかえについては、目安として昭和56年6月以前の旧耐震基準で建設された町営住宅について、平成19年3月に策定しました「南部町住生活基本計画」に基づき事業を推進しているところでございます。現在の老朽町営住宅戸数でございますけれども、福地地区においては、平成18年度と19年度に前平団地と小松沢団地の解体除去を既に行っておりまして、苫米地駅前団地が今建設中で、今年度ですべて完了する予定でございますが、現在老朽化した町営住宅は福地地区にはございません。

名川地区でございますけれども、広場団地が昭和39年と41年に28戸、高屋敷団地、これは鳥舌内の方でございますけれども、昭和41年に7戸、五日市団地は昭和48年と51年に24戸の計3団地

で59戸となっております。

南部地区でございますけれども、佐野平団地が昭和40年と41年に26戸、沖田面第1団地は昭和42年に19戸、沖田面第2団地は昭和43年に19戸、そして相内団地は昭和44年に19戸、湧口団地は昭和45年と46年に28戸の計5団地で111戸となっております。

また、建てかえ計画でございますけれども、先ほど申し上げました福地地区では第2 苫米地駅前団地を平成15年度に着手をしまして、平成20年度までに62戸が完成し、本年度に4戸建設事業が終れば完了することとなっております。おおむねやはり着手してから5年、6年程度かけて完了することになります。

名川地区でございますけれども、ひろば台団地を全15棟60戸の計画で平成16年度に着手してございます。本年度は建設予定地である旧名久井第一中学校跡地約2.1ヘクタールの造成工事に着手してございます。いつも計画を立てるときにお話しをさせていただくんですが、計画を立てて、やはり建設に向かう、整備に向かうときは大体私はおおむね5年ぐらいはかかりますよというお話しをさせていただいております。計画を立て、いろいろな調査をして、申請をあげて、採択になってと。それが大体どの事業もそのぐらいになります。3年でというのは本当に速い実現になるわけでございますが、ちょうど平成16年度に着手して、今年度平成21年でございますので、やはりちょうど5年ぐらいかけてやっと来年度から一部建設に向かっていけるということになります。この建設については、また建設期間についても、平成23年度から27年度までに完了する計画で進めてございます。

南部地区でございますけれども、住戸数の大きい佐野平団地と湧口団地の建てかえ計画をしてございます。ただ、ひろば台団地と同じ時期にどうしても取り組むことができない。福地の苫米地駅前団地もそうだったわけでございますが、完了して、今名川地区の団地に入れたということで、その完了を目安としてということは、今から計画をちゃんと立てていくということは今年度、来年度から本格的に進めていくことによって、名川地区の団地が完了したときに、建設に入れるということになりますので、そういう部分はしっかりと計画どおりに進められるように財政の方も健全財政を保ちながら取り組んでまいりたいと思います。

また、場所等につきましてもまだ南部地区については具体的なところまで行っておりませんのでその場所等も含めながらできるだけ私どもは午前中のご質問にあったように、町有地の有効活用をできるようにしながら、大きな財政負担にならないように、そしてまたその中でしっかりと要望にこたえていく、整備がしていける、そういう計画をしっかりと計画通りに実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○1番（工藤正孝君） ありがとうございます。

最初に、凍霜害の件で町長の意見を伺いましたが、最初に凍霜害について私なりに説明といたしますか、意見を話したいと思います。大きく分けて凍害と霜害というふうに分けられます。凍害、いわゆる樹木が凍ることになっています。そして凍るイコール生きている木は枯死してしまうということです。近年の地球温暖化において、果樹というものは休眠をするわけです。葉っぱを落としてすべて雪が降っているときに、根も休止する。休眠して暖かい春を迎えるわけですが、秋、10月、11月が来ても暖かいために、まだ水分を根から吸収している。よく注意で見ますと、リンゴの木でも枝の先端あたりに葉っぱが残っている木が最近多く見られると思います。いわゆるまだ木が呼吸している。休眠に入れない状態で冬を過ごすことになると、その葉っぱが出た先端の部分というのは、凍害に遭いますので、花芽が次の年に出ません。花芽が出ないという場合、葉芽が出ないということは花芽にもなれないので、剪定等で除去して何とか工面をしていかなければならないことになります。

また、1月の中旬、末ぐらいから休眠打破といって休眠に入ったものは、一番地下部に深い先端の毛根の根はもう活動しているというふうに言われています。その後順当に来て2月、3月になり、花芽が動き、水分を十分給水している段階でまたマイナス3度、4度以降の凍害になると、同じ状態になります。木は栄養成長と生殖成長という部分に分かれますが、苗木を植えて1年成から5年成ぐらいまでぐらいを栄養成長、いわゆる人間で言いますと生まれてから小中学校といいですか、体を大きくつくる将来稼ぐために体を大きくつくり、根を張り、花芽をつくり、枝葉をつけるという作用をします。そして、生殖成長とは、5年以降、もう生産段階に入る。果実を結ぶ。働いて、役に立てる木を保つための作用に自然と植物は変化していくわけですが、その部分においてもやはり凍害が訪れますと、さっき言ったように葉芽が出る部分がやられてしまうと、後々にも影響が残されるということになります。

そして霜害、春先の新芽の被害などが晩霜害と言ったり、秋から初冬にかけては早霜害、これがほとんどだと思いますが、大きく意味をなすものは凍害が地上部から表面10メートル、20メートルまでもう一気に寒さが来て凍る状態です。霜害は、地上部から大体四、五メートルぐらいまでが低温にかかる。マイナス三、四度まで落ちて、それ以上、6メートル以上になると、逆に5度、6度の温度が保たれているために、防霜ファンが有効です。その十何メートル上から扇風機、

いわゆる吹きつけるために、100度ぐらいの首振り状態になりますけれども、そういった状態で上の温かい空気を下に送り込んで、回すために霜が防霜ファンで避けられるようになっています。

ただ、先ほど申したように、1反歩当たり50万円程度の自己負担があるということは、農家にとっては有効であっても手が届かない補助事業として試してみてもやっぱりまだ届かない人たちがたくさんいるというふうに伺っております。

また、福島県あたりでもかなり前、七、八年前から凍害が発生して、モモの産地でございますけれども、モモはいわゆるリンゴなんかよりもかなり水分を多く吸収する木でございますので、凍害に遭っている農家が多々おります。ただ、だまってもいられないために、どうにかしなければならぬと試行錯誤して、ついには凍害も克服することができたという私の友人ですけれども、例えば、その方の例を挙げてみますと、マイナス1度から設定をしていると。いわゆる霜害にはいいんですけども、それ以上下がってくると凍害に結びつく。4度、5度になってくると逆効果になります。冷たい風がまたさらに冷たい風を起こすために。

そこで、防霜ロック、これはいわゆる霜よけで開発されたもので、農協あたりでも安く売っています。それを防霜ファンの2メートル後ろに置いて、火をつける。煙は風がないために上っていく。その煙を吸って扇風機のごとく出してしまうので、首を振っても全部のところに煙は届くということで成功している方がいらっしゃいます。もう凍害も怖くないんだということで、1反歩200万円以上の所得を上げ、裕福な農家を続けている人もいますし、やはり町長がおっしゃいましたように、努力している農家さんは何らかの形で一生懸命努力をして、災害を克服してやっているといった、もちろん今までも南部町でもせっきくの補助事業等で改植事業、町の財政をいただきながらの農家の人たちが一生懸命続けているわけで、苗木も殺したくないし、被害にも遭いたくないというのがまさしく農家の本音だと思います。

そういった例を参考までに挙げていますが、いろいろな対策もあります。もちろん、園地の草刈り、早々に草を刈っておくと霜の流れがいいと。草が何メートルにもぼうぼうになっていると、やっぱり霜も流れ悪くなって停滞して被害が起きるとか。また、同一品種、町が勧めている改植事業のときにもリンゴの木を切ってリンゴを植える。モモを切ってモモを植えるという同一品種を行った場合に、威圧効果というやっぱりよくない状態があります。そういった園地では被害が多いというふうにも言われますし、そういったさっきおっしゃいました農業気象講演等で気象の講演ばかりではなく、そういった凍霜害の学習会みたいなものを、全国的な成功をおさめている農家の方々のお話しやら勉強を参考にしながら、つけ加えて幅広く宣伝しながら勉強会を開催していただきたいなと思います。

また、8月19日の東奥日報に記載されました独立行政法人農業食品産業技術総合研究機構北海道農業研修センターで耐寒性、凍らない遺伝子を発見したと。これは植物の体内に含まれているもので、野菜や果実でも幅広い範囲で凍霜害に強い品種を改良できるということで、インターネット等でも北海道、東奥日報ばかりではなく、全国的な新聞に掲載されております。そういった期待感もありますが、まずは自分の今できる仕事、災害方策などを構築していくためには、やはり学習会等の開催を強くお願いしたいと思います。

また、先ほども言いましたがスプレーヤー等で散布できる霜ガードというのも大変注目されて、モモ、サクランボ、リンゴ以外では個人散布で防除している農家がほとんどだと思います。個人散布をしているということは、いつの状態でも自分で何時でもかけられるということでありますので、この剤は大変効果があると考えております。

それと、町営住宅の建設ですが、もちろん計画に基づいたお話しで大変わかりやすく、よかったと思いますが、やはりもちろん先ほど町長がおっしゃいました町の財政、まず町有地の有効活用等々、いろいろな考え方があると思いますが、南部地区においては先ほどおっしゃいました佐野平、湧口地区の住居の方々、ひとり暮らしの方々でもしょうゆ一本買うにも下まで歩いていかなければならない。30分かかりました。往復1時間半もかけて大量に買うと今度重くて歩けない。30分といっても平坦なところを30分ではなく、ご存じのように急斜面といいますか、歩く方にとっては大変負担がかかるルートでございますので、その点も考えて、利便性ということもあります。また、先ほど工藤幸子議員や夏堀議員がおっしゃいましたのに附属すると思いますが、若者がやっぱり定住しやすい、そして住宅もエコを考えたような住宅に展開していくことを期待しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 農業、気象関係でございますが、私ども農家の方々、去年も霜害等があって、やっぱり「何が一番有効なんですか」と言ったら、「今のところはやっぱり防霜ファンだ」というお話しでございました。ただ、ことしは農業で篤農家の方と話して、去年は防霜ファンで私は非常に助かったと。ことしは逆に防霜ファンで結果が悪かったと。恐らく多分工藤議員がおっしゃった4メートル、5メートルの部分の違いがそういうことだったんだろうと今感じましたけれども、そういう中においても、やはり一番まず発揮するというふうに伺っております。で

すから、私どももまず国なりの補助事業を活用しながら、町の方も考えながら、安定した生産が確保できるそういう支援というものは考えてまいりたいと思います。どこかで、この支援額というのはどうしても線引きはしなければならないわけございまして、すべて要望額という部分までは受けられない部分もあると思いますけれども、それでもしっかりと少しでも農家の方々の支援になるような取り組みはしたいと思っております。

ただ、ソフト的な部分で気象講演会もやっております。何回も集まっていたくのもあれでしょうから、できればその同じ日に気象の方と霜害なり、凍害なり、そういう部分の講演というのも同時にやることは可能だと思いますので、そういう部分も担当課の方に考えてもらいながら進めてまいりたいと思います。

町営住宅につきましては、先ほど計画予定を申し上げました。もう少し南部地区も早くできないかという思いも工藤議員もあると思います。我々もできるだけこの計画を1年でもまず繰り上げてやれるようには努力してまいりたいと思いますし、現在完了する予定と、今後の予定地区が入っているのは、合併協議会のときの建設計画、そこにおいて既に福地地区はもう事業を実施しておりまして、これは実施している部分にはとにかくまず継続事業をして、完了していきましょーうと。これは住宅に限らず、他の部分においてもまず継続をして完了させていくというのがまず第一の順番でございました。名川地区においても平成16年度から計画に着手していったって、もう計画が進んでおりましたので、そういう順番になって、合併しまして南部地区の部分も整備していかなければならないということで、平成19年3月の計画の際に組み入れまして、今後取り組んでいく予定であるということでございまして、その点もご理解いただきながら、有効活用をしていただき、町営住宅の整備は大変きれいな建物になってございまして、完成までいくと、住んでもらえる方々も快適な生活はできると、こう思っておりますので、そういう部分で今後また、場所等々、違うところがあるか、どのぐらいの面積があるかという部分も踏まえながら、議員さん方からもご意見をいただいて進めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質問ありませんか。工藤君。

○1番（工藤正孝君） 先ほど防霜ファンのことでまた一つ言っておきたいことがあります、補助事業であるために、農家の負担は50万円ぐらいになっていますが、これは定価といいますが、単独だと120万円ぐらいにたしか10アール当たりすると思います。まず、私の意見ですと、でか

い扇風機が120万円もするのは何かちょっと高いなという気もします。120万円が120万円なりに、先ほど言いましたように、煙を後ろからわざわざたいて、煙を出して抑えるのではなく、だまっ
ていてもそこから煙が出て、自動的に感知したら燃やして、煙ごと吹いてしまうというような、
それだったら50万円でもいいかなというような考えも持つところであります。ただ単に助成金は
どうかとか、こういうふうをお願いしたいという願望、要望ばかりではない意見を町、県農林課
あたりとか、いろいろな角度でメーカーさんとの話しをいいアイデアを提供するというのも一
つの策だと思います。

さっき言い忘れましたが、共済のことでございましたが、サクランボ等々も共済加入をお願い
したいと。また、25%の町の助成金、非常に助かると思いますが、今までの経過でなぜこの共済
離れをしたかというのは、各ここの全町の農家さんたちはほとんどわかると思いますが、花の時
期に霜が当たった。でも、終わって実がなったときを見ますと、普通五つ実がなるわけですが、
被害に遭って二つしかならなかった。「でもなってるいな」と言われたことがあります。中心果
をやられて、側果では商売にならないのはもう皆さんもご存じだと思いますが、その側果でもな
っているから、被害ではないというふうなことにカウントされてもらえない農家が多々あったわ
けでございます。風の場合だと、台風、見てのとおり傷がつく。傷がついていても落下ですから、
風についての被害については落下しないと被害が発生しないということになって、ちょっと吹い
ただけでも商品価値が半減する中で、台風ということになると、とてもすごい量になります。そ
ういったかけてももらえない出来事があったので、農家の人たちはそういうのをかけるんだつた
ら、何とか別に自分なりの食用に回すとか、いろいろな経済をするわけですので、またそちらの
方にもそういった部分も働きかけるようにして、町としてお願いしたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月1日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご協力まことにありがとうございました。

（午後 1 時41分）

第24回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成21年9月1日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

4番 根 市 勲

1．水田災害及び農地基盤整備について

13番 川守田 稔

1．南部町医療健康センター(仮称)構想について

14番 工 藤 久 夫

1．シルバー人材センターの設立について

2．南部町の主要な農産物の生産量、生産額、農業の状況について

3．認知症患者の推移と対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（１名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第24回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） おはようございます。台風も過ぎ去って、被害もなくよかったと思っております。私は今回二つの点について町長及び関係者からの考えについて質問をさせていただきます。

まず1点目として、名久井橋から剣吉橋間の名久井側の梵纏地域でございますが、農地の水害対策についてであります。私から今さら言わなくても馬淵川水系にはダムがないため、毎年のように洪水が発生して、特に南部町内の被害が最も深刻であります。ここ数年の間に住居付近の水害対策は大分効果を上げてきたように思われますが、旧名川地区や旧福地地区の農地の水害対策はこれからのごようでございます。特に今、私が問題にしている名久井農業高校側の馬淵川沿いの梵纏地域でございます。洪水の直接の被害だけにとどまらず、水が引いた後の流木やごみ、泥の除去に毎回大変な労力と経費を要して、地権者の負担は大変な農家経営に圧迫を与えていることは町も十分理解されていることと思います。少しでも農家の方の不安を取り除いて営農に夢を持てるように、洪水対策を一步・二歩早く進めたいと思いますが、現時点の対策と中

・長期的な見通しはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

次に、２点目として、南部町内、特に名久井地区の農村及び農業の基盤整備計画について、次の二つの地区について、町の見解と取り組む場合の課題についてお聞きしたいと思います。

１番目として、名川中学校周辺から上名久井・高瀬地域にかけての水田の基盤整備及びそれに伴う県道バイパス機能を兼ねた道路整備計画について、町ではどのような方向を考えているのか。また、理想的な完成後のあり方はどのような形態を考えているのかお尋ねいたします。

２番目として、野場・一ノ渡・田中地区の如来堂川周辺の水路・道路・水田基盤整備について同じような視点、観点でお聞きします。この地域も如来堂川の整備が一応されたと言っても、最近の大雨の後では、いつ氾濫して大きな被害が起こるか、常に不安な状況にあります。さらに、農家の方々も自分の農地へ行くにも農道の整備がまだまだおこなわれているため、地域の地権者からは、もっと根本的に川の整備、道路の整備、そして水田の圃場・基盤整備を一緒に行ってほしいという要望があります。一体的な整備を行うためには、地権者・受益者に対する十分な説明と理解してもらった後のメリット・デメリット等の広報活動が重要だと思います。参考になるような先進地の事例やモデルにするような地区があれば知らせていただきたいと思います。

２点の質問、よろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

水田災害及び農地基盤整備等についてでございますけれども、まず最初に、名久井橋から剣吉橋間のいわゆる梵纏地区等を含めた農地の水害対策についてのご質問でございますが、議員ご案内のとおり、馬淵川の氾濫による被害は、近年では平成18年10月、翌年19年９月と２年連続して発生してございます。いずれも甚大な被害を受けているわけでございますが、議員からも先ほどダムもないというお話しもありました。この件に関しまして私も国、または県の方に私ども歴代町長含めながら、やはり何十年待ってもなかなか解決しないと。これはもう岩手県にダムを作ってもらうしか解決策はないのではないかと、こういうお話しを私も会議で何回もしてまいりました。そしてやっぱり数十年前もやはり一時そういう話しがあったということをお聞きして、やはり同じような考えで当時の方々もいたんだなということを改めてまず感じたわけでございますが、そういう中で、ダムについては他県の関係もあるということで、非常に難しいというのも

現状もわかりました。

そこで、町ではこれまで、国土交通省青森河川国道事務所が所管する馬淵川の総合的な治水対策協議会において、ハード対策としましては、まず相内地区の輪中堤の整備、ソフト対策としまして河川監視カメラの設置等を実施することとし、輪中堤については平成22年度、来年度でございすけれども、整備に向けて取り組んでおります。また、河川監視カメラの設置については、ことしの3月に完了してございます。

さらに、馬淵川を管理する三八地域県民局においては、平成20年度に「土地利用一体型水防事業」として、国庫補助事業の採択を受け、苫米地地区から三戸町川守田地区までの14.2キロメートルの河道掘削を行うこととしております。今年度は用地測量を実施し、これもまた来年度、22年度から一部工事に着手すると聞いてございます。

なお、この事業が完了しますと、流下能力が向上することにより、宅地では20年に一度、農地ではそれでもまだ3年に一度の割合まで浸水を防ぐことができますが、低い場所にある農地はこれまでと同様に浸水する可能性が高いということであり、引き続き同事業を含めながら、堤防の整備を要望してまいりたいと思っております。

また、森越字中川原地区、いわゆるお店の清流さんのある場所についてでございますけれども、これまでも県の方にもお願いをしてきました。これまで増水のたびに被害を受けており、早急な対策が必要とされておりましたが、昨年度、県が河川管理用道路として道路のかさ上げを実施いたしました。これによりまして、今までに比べますと被害が軽減できるものと思っております。

なお、現在、八戸市八幡地区から河口までの区間は国の直轄管理となっております。堤防の整備が順次行われてきておりますことから、今後は南部町から岩手県境までの県管理区間においても堤防の整備が早急に実現できるように国直轄管理区間として延伸してもらうため、郡、町村会を通じながら関係機関への要望活動を実施してまいりたいと思っております。ここについては、三村知事も県管理区間を国の管理区間にしてほしいということを知事としても国の方に要望してございます。また、私も同じ考えで直轄事業でお願いをしたいと。これはどうしても県予算と国予算の確保は全然予算額が違うわけございまして、早く整備していくためには国直轄事業で計画にあげてもらふ活動というものが効果的かなということで、そういう要望も行っております。

次に、南部町内、特に名久井地区の農村整備計画についてのご質問でございますが、まず、名川中学校周辺から、上名久井高瀬地域の水田基盤整備及びそれに伴う県道のバイパス機能を兼ねた道路整備の見解と課題についてお答え申し上げたいと思います。当地区

は、名川土地改良区第1工区の区域でありまして、総面積は約76ヘクタールでございます。昭和初期に10アール区画で整備されたものでありますが、軽トラックですれ違いができない狭い道路や道路に接していない圃場もあり、用排水路も良好な状況ではなく、整備が必要な区域であると認識してございます。これらを解消するには、圃場整備事業を導入し、事業を実施に当たっては、町と農家にとってその事業費負担が最も有利となる県営事業によって整備をすることが最適であると考えてございます。

ご承知のとおり、圃場整備事業は、圃場の区画整理と用排水路、農道等を農作業がしやすいように一体的に整備するとともに、換地を効果的に取り入れ、零細で分散している農地を集団化することで効率的な営農ができることを目的とするものでございます。

事業区域内においては幹線農道として、名川中学校方向から高瀬方向へ向かって県道のバイパス機能を兼ねた道路整備は可能であると県担当者の方から伺っているところでございます。現在、町では改良区の役員とともに、県担当者を迎えて「圃場整備事業の勉強会」を重ねておりまして、関係権利者に対する事業説明会も実施してございます。今後も事業実現を目指して継続していきたいと思っております。

整備についての課題でございますが、圃場整備計画の区域外となる既設路線への接続路線部分は、圃場整備事業並びに他の農村整備事業でも整備できないため、農林関係以外の事業での整備が必要になってくるのではないかと考えてございます。

事業実現のためには、土地改良法により、関係権利者からの事業負担金を負担することの同意をも含む事業実施同意が必要でございます。採択基準では、関係権利者のうち90%以上の方々からの同意が集まればよいということになっておりますが、工事は一定区域内のすべてを造成するものでありますので、現実には約300名の関係権利者全員からの同意がまず必要になります。もろもろ考えながら、また当然町としましては、財政面から事業実施時期はいつが財政的にも可能になっていくかということも課題になってくるのではないかなと思っております。なお、この1工区につきましては、合併前、名川時代から町も圃場整備を進めた方がいいのではないかと話しをずっとしてまいりました。そのときに1工区の場合は、いわゆる10アール、20アールの地権者の方々が非常に多い地域でございまして、なかなかその事業に向けての関係者の意見がまとまらなかったという経緯がございました。そういう部分で、ずっと前から事業については整備に向けて取り組んできていたわけですが、最近お話を聞きますと、役員の方々、以前と大分変わってきているようにも聞いてございます。そういうことで、勉強会もまた行って事業に向けて取り組んでいると、こういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、野場・田中地区からの下流域の如来堂川周辺の水路・道路・水田基盤整備の見解についてでございますけれども、当地区は面積が約22ヘクタールでございます。ほとんどの圃場がいびつな形をしておりまして、道路に接していないものも多く、これはまた整備が必要な地域であるというふうに認識してございます。これらを解消するためには、圃場の区画整理、道路、用排水路を一体的に整備する必要があるまして、そのためには先ほども申し上げました上名久井・高瀬地域の整備と同様、県営事業による圃場整備事業が一番最適であると考えてございます。ただ、この地区におきましては、1工区とまた若干違いがございまして、圃場整備事業に向けた動きは今日まで、また旧名川時代においても実際のところございませんでした。その下の地区、あそこは寺田地区ですか、あそこの部分のときもそういうお話しが当然あったわけでございますが、そのときは寺田地区の関係者の方々はぜひやってほしいということで、あそこはもう整備が完了したわけですが、そういう中で、具体的に野場、寺田地区の上の部分はお話しがなかった部分もあって、今日に至ってございます。今またそういうふうな動きが出てきているということであれば、1工区と同様、同意者の90%以上等の同意書も必要になるわけですが、それとあわせて当然私も財政状況というものを見ながら、優先度、そういう部分をしっかりと立てていかなければならないと、こういう状況でございますので、ご理解をいただきながら、1工区につきましては、そういう関係者の件も入って、勉強会を行って、どういうふうにできるかという現在の動きであるということをご理解いただきたいと思います。

また、再質問等、詳細等のときはまた担当課長の方から説明申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。根市君。

○4番（根市勲君） どうもありがとうございました。町長の方から答弁をもらって、水田の方も進行しているように思われます。

たまたま県の職員と会ったとき、町長が言っている早目の「攻めの農業」、そうすればやはり県の方でも早目に町と相談しながらやった方がいいんじゃないかというお話しもあったために、どうかひとつウメの方ばかりでなく、田んぼの方も農業の人たちは一体化して頑張っていると思いますから、ひとつよろしく願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市君の質問を終わります。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

(13番 川守田稔君 登壇)

○13番(川守田稔君) おはようございます。私は、本議会において、南部町医療健康センター構想について、その概要を伺いたいと思います。よろしくご答弁願います。

まず最初に、総額の事業費をご説明いただきたいと思います。用地買収費、移転費用ですとか、例えば新設ということになりますと、旧病院の撤去費用等々発生してくるものと思われます。建設費含めた総事業費として金額を示していただきたいと思います。

また、その財源の根拠となるその内訳を示していただきたいと思います。

出費に伴う返済が発生するわけですが、その将来にわたっての町財政への影響を具体的な数値として示していただきたいと思います。例えば連結決算した場合ですとか、そういったことを想定していただきたいと思います。

新設病院の経営における経営の収支というのが気になるところなんです、返済を含めてその採算性の部分でどのような見積もりをなさっているのかご説明ください。

5点目として、南部町医療健康センターの運営コストとして一般財源から持ち出される金額をどの程度に見積もられておるのか、具体的な数値としてご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

非常に医療健康センター構想につきましては、議員の皆さんも関心が高いご質問でございますので、詳しくご説明を申し上げたいと思いますので、議員の皆さんもよろしくお聞きをお願い申し上げます。

まず、(仮称)南部町医療健康センター構想の総事業費についてのご質問でございますが、用地買収費、土地造成費、設計、施工監理、外構工事、本体工事及び備品を含めまして、おおよそ25億円から28億円程度と見込んでございます。

移転費用及び病院の撤去費用については、今後跡地利用などの検討もしなければなりませんので、現在のところは積算してございません。ただ、この後、予算についてご説明申し上げますが、

大体25億円程度と見込んで、撤去等ももし入ってくれば、28億円ぐらいまで見ておいた方がいいのではないかとということでの今の数字でございます。

次に、財源内訳でございますけれども、仮に今総工事費の方を25億円とした場合、国及び県補助金として約2億7,100万円、起債として約20億2,200万円、一般財源及び病院自己財源として約2億700万円を見込んでございます。

次に、町財政への将来負担費等への動向についてでございますけれども、初めに町財政への影響について起債の償還にかかる一般会計からの繰出金についてご説明いたします。病院事業会計を含む公営企業会計は、原則独立採算により運営されるべきものでありますが、能率的な経営を行ってもなおその収入をもって経営に当たることが客観的に困難である経費に対しては継続的、安定的にサービスを提供するために、地方公営企業法の規定や繰出基準により繰り出しを行っている旨、昨年12月定例会における川守田議員からの一般質問に答弁を申し上げたところでございます。

公営企業会計に対する繰り出しの基本的な考え方を示した繰出基準については、毎年度総務省通知により示され、病院事業会計の起債償還に対する繰出基準は、病院の建設改良に要する経費として企業債元利償還金の2分の1とされております。また、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金に当たっては、3分の2とされてございます。医療健康センターは病院事業会計が負担する医療センター部分と一般会計が負担する健康センター部分がございしますが、まず医療センター、病院部分に係る影響額について、医療センター建設に係る地方債の借入総額18億5,540万円の償還に対する一般会計の繰出額によりご説明申し上げたいと思います。

なお、今回の影響額の試算に当たっては、平成21年8月10日現在における財政融資資金貸付利率をもとに試算しておりますことをご承知願いたいと思います。

建設スケジュールについては先ほど申し上げましたが、予定通りに建設が進んだとすると、平成24年度から利子の償還が始まります。平成26年度からは当該事業と一体となって整備される医療機器の元金の償還が始まり、その後、平成30年度から建物分の元金の償還が始まることとなります。病院事業会計が支払うこととなる元金及び利子償還金の総額は、平成24年度から平成55年度までの32年間で総額24億9,270万円となります。これに対する一般会計の繰出額は繰出基準に基づき24億9,270万円の2分の1でございますので、12億4,635万円となる見込みであります。施設と医療機器とでは措置期間や償還期間が違いますので、年度ごとの変動はございますが、単純に先ほどの32年間でならした場合、1年当たりの繰出額は3,895万円となります。これは30年間通した場合です。また、この繰出額の45%の額については、地方財政措置として普通交付税の基

準財政需要額に参入されますので、実質的な町の負担額は55%、総額では12億4,635万円の55%でございますので、6億8,550万円が、また1年当たり平均すると2,140万円が医療センター建設に係る影響額でございます。

続いて、一般会計が負担することとなる健康センター部分に係る影響額についてご説明いたします。健康センターに係る地方債借入総額1億6,680万円の償還は予定通りに建設が進んだ場合、平成24年度から利子の償還が始まり、その後、平成27年度から元金の償還が始まります。元金及び利子償還金の総額は、平成24年度から平成37年度までの14年間で1億8,920万円となります。健康センターの起債償還に係る地方財政措置は、現在のところございませんので、総額では1億8,920万円が、また、これを単純に14年で割った場合、1年当たり1,351万円が健康センター建設に係る影響額であります。このことによりまして、医療健康センター全体の影響額は、総額8億7,470万円、1年当たりで見ますと、平成24年度から平成37年度までは3,491万円、平成38年から平成55年までが2,140万円となります。ただし、現在においても、病院事業会計の元利償還に対する繰り出しは行っておりますので、平成20年度決算における繰出額は3,700万円、また基準財政需要額に参入された1,234万円を差し引いた実質的な町の負担額は2,466万円でありますので、医療センターすなわち病院部分に係る繰出額に限っては現在と同額程度にとどまる見込みであります。

しかしながら、健康センター部分に係る影響額は厳しい財政状況の続く中で、全く新規の財政需要と言えます。医療・保健行政が一体となった良質なサービスを提供するためにも、一般会計のみならず、特別会計においてもさらなる行財政改革、経営改革に努めていかなければならないと思っております。

次に、将来負担比率の動向についてご説明申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表することとなっております将来負担比率については、平成20年度は134.8%と算定しております。今後、医療健康センターを建設した場合、建物の建設が完了した年度が将来負担を一番に押し上げる年度であることから推計したところ、一般会計の地方債残高の減等により、約100%となり、次年度以降緩やかに下降していくものと想定しております。早期健全化基準が350%であることから、懸念しておりました建設に係る大幅な悪化は来たさないものと考えております。

これらのことから、先般県担当課との公債費負担適正化に係る協議を行い、建設による一般会計への影響、病院事業会計への今後の推移についての重点的なヒアリングが行われ、財政的な部分については、県市町村振興課からも特に問題はないというご意見をいただいておりますので、

財政面の部分においてはクリアできるものと考えております。

なお、数字につきましては、過疎債を適用しない中での予算を今申し上げております。来年3月に一たん現過疎法が切れるわけございまして、再度当然私どもは新過疎法に指定されるようお願いを現在もしているところですが、その過疎法が継続になれば、今申し上げたよりも町の負担はまたさらに少なくできるということでございます。今は仮にならない最悪一番持ち出しをするという中での数字であって、早期健全化比率においても非常に健全な中で取り組むことができるというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、収益の根拠等についてのご質問でございますが、マスタープランにおいて、入院部門では1日平均66人、年延べ患者数を2万4,090人と見て、また外来部分では1日平均187.6人と見込んでございます。

入院では、療養病床へ変更した平成15年から平成18年までの4年間の1日平均患者数は65.7人でございます。66床のベッド数でございますが、新築後は療養環境も改善され、また、今後続く高齢化による増加等も見込んでございます。

診療単価についても、平成15年から平成18年までの4年間の額を基本に入院基本料の変更等を考慮し、2万1,040円を見込んでございます。

外来については、減少傾向にあるものの、特定健診後の再検査等の外来受診による効果も勘案し、患者数及び診療単価ともに、平成18年度の実績額を見込んでございます。

公衆衛生活動収益においては、保健部門と併設されることにより、特定健診の受診者数の増加が期待されること、また、保健指導や予防接種等の受託により、平成18年度実績の約50%増を見込んでございます。

他会計負担金及び補助金につきましては、総務省自治財政局長通知に基づいた繰入額を見込んでございます。

診療収入については、2年ごとに実施される診療報酬改正等により影響を受けることとなりますが、国保直診病院として地域住民の生命を守るため、地域のニーズに対応しながら健全経営に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、運営コストとして一般会計からの持出額の予想についてお答えを申し上げます。病院に対する繰出金につきましては、平成21年3月議会定例会で夏堀文孝議員にご説明申し上げておりますし、また、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、現在と同額程度の繰出額となる見込みでございます。特別な運営コストに対する繰り出しの増額はありますが、先ほど申し上げたとおり、新築等のため、起債元利償還金に対する1年当たりの繰出金は3,895万円増加するものと見込ま

れます。しかし、起債元利償還金に対する一般会計からの繰出金については、45%が交付税措置されることとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、私どものさまざまな補助事業等を活用しながら、最小限の負担でできるようにし、また、現在合併して3年間に於いて、いわゆる借金の部分について、およそ30億円程度の借金を返しながら今やってきてございます。そういう部分もありましたので、今回の建設に向けても、将来的な負担費比率に関しても健全の中で計画どおりに進めることができると、そう思うてございますので、議員の皆さんからまたぜひ町民の皆さんからご理解をいただいて、将来まさに高齢化が進む、そういう社会に対応していく構想であるということをぜひご理解を賜りたいと思います。

また、再質問等につきましては、担当関係課長等から細部の部分は答弁してまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

ちょっと今の説明で、ふと思ったことが、経営の根拠となる患者数ですとか、そういったものの確かにこのマスタープランを見ていると、平成32年ぐらいまで、14年次ぐらいまでに計画があるんですが、しからばこの数値の示す根拠はどういうふうに導き出されたものなんだろうという疑問があるんですよ。どういうことかということ、現在の名川病院の受診者数の8割は旧名川の住民であると。そうすると、このマスタープランの前提になっているのは、合併してから南部町の人口のように私は思います。ということは、使うデータがちょっと違うんじゃないのかなという気がするんですね、このマスタープラン自体、根本になっている。ですから、予定では順調に収入をふやしながらという予定のようですが、果たしてそういう見込みができるんでしょうかというのが一つあります。ですから、これをどういう計数でもってそれぞれの人数の収入というのを算定なさっているのか、その根拠をわかりやすく説明していただきたいというのが今の答弁に対する再質問の一つの要望です。

それから、政権が変わりました。変わって後どうなるんだと、私はちょっと勉強不足で民主党さんのマニフェストの内容がこれからの町立病院ですとか、保健福祉に対してどういう影響を及ぼすのかわかりません。来年度の国会の予算案についても少々の混乱があってしかりなのかなと。そうすると、予定通りは町の予算は審議できないのかなという、何かそういう懸念もあるん

ですよ。時期的におくれるどうのこうのというのはまだいいんですが、基本的な考え方の根底にこういった医療福祉、特に町立、自治体病院というものがどういう影響にさらされるのかが甚だ未知数だと思うんですよ。こういう言い方は申し上げたくないんですが、もう少しその辺の基本的な新しい政権の姿勢が示されてから改めてこのマスタープランをつくり直すというのはいかなものかなという、そういった選択もあるんじゃないのかなというひとつ懸念材料として考えます。そういった部分について担当課ではどのように考えるかご説明ください。

私の基本的な新築に対する考え方ですとか、南部町医療健康センターに対する考え方を説明、申したいと思うんですが、自治体というのは、必要なのであれば、黒字であれ、赤字であれ、医療部分を必要経費として負わなくてはならないと、私は考えています。必要なのであればですよ。ですが、そういう必要であるかどうかという二者選択をする前に、現在南部町にある、その周辺にある医療機関、医院、病院を含めて、どういった機能を既に持っているのかですとか、それらがいわゆる横のつながりで有益的に一番よく機能した状態でさらに何が足りないんだらうとか、私はそういった部分を町が自治体が一番最初に負うべき部分だという考え方をしているんですね。先ほども申し上げましたとおり、それは黒字にしる赤字にしる、それが自治体が負っている宿命と責任だと私は考えます。

ですが、こういう予算を審議するという立場にある者としては、やはり病院自体、公設公営であるとか、公設民営であるとかという議論が少し前になされましたが、その施設を預かる人たちがやはりそういう責任感を持って臨んでいただくことに越したことはないと考えます。そういった部分はそうあるべきだとも考えます。そういうことを前提に私申し上げておるんですが、もう一つ、例えば今ある病院の場所から移転しないでくださいというその署名が進んでいるやに伺っています。何でこういうことになって、こういう署名が始まったのかなということを考えると、私が今先ほど申したような必要な部分と町が負わなくてはならない部分と観点は違うと思うんですが、そういったことの精査のプロセスが町民に対して余り説明されなかったんだらうなと、議員に対しても余り説明されなかったようなという印象があります。

そこで、もう少し時間を置いて、今名川病院があそこにあるということは、歴史的な背景を背負ってそういう必然性があってあそこに存在しているということをももの見方から外すわけにはいかないんだと思うんですね。そういったことも含めて、もうちょっと一歩か二歩新しい政府の体制が定まるまで、それを見きわめた上で、このマスタープランに修正を加えながら進めていくご用意がないのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 根拠等の部分はまた担当の方から説明いたしますが、実績等も踏まえての数字を出していると思ってございます。

次に、政権交代になって影響は出ないかという部分のご質問でありましたが、私も県の町村会長をさせていただいているときに、当時の政権与党自由民主党の議員さん、そしてまた民主党の議員さん、当然双方に要望をするわけでございますが、私は新しい政権、いわゆる民主党等を踏まえて、地域の医療は大変重要であるというふうにお話しを伺ってございます。まさに地域の医療が今後の農村もやっぱり支えていくという部分で受け取ってございますので、政権交代によってそういう事業ができないということであれば、これはさらに国民からまた審判を受けるわけでございまして、党が、政権が変わってもやはり取り組まなければならないという事業については、当然取り組んでいくものと思ってございます。

それから、建設に向けての必要性という部分、できればはっきり川守田議員からも必要がないと思っているのかあると思っているのかもお聞きしながらお答えをしたいわけですが、私は必要であるという思いで今日まで説明をしてまいりました。議員の皆様にも説明が足りないという部分のご指摘がありましたが、特に川守田議員には名川時代からこのプランをずっと説明をしてきてございます。そういう部分もご理解をいただいて、やはり一つは事業というものは、タイミングが必要でありまして、財政的にも今の状況であれば将来的に負担になっていかないと。そういう部分も考え、そして当然医療強化もあります。包括ケアに今取り組んでいる。そういう事業をさらに拡大していくという部分もあって、今日まで説明をしてきたつもりでございます。ただ、さらにまた住民の方々にしっかりと今財政的な部分等も踏まえた、そういう部分もお示しをして、そして将来に大きな影響を出さない中で進めていくということもきっちり今後また説明責任は果たさなければならないと思ってございます。

場所等については、どの事業をやるにしても、新しいものを建てる。そういう場合には移転の問題は病院に限らず、必ず発生いたします。市民病院さんも、あの都市中心地から動いております。そういう部分の困難を乗り越えながらしかし必要な部分というのはどこでもやはりご理解をいただけるように努力しながら進めるべきものだと思いますので、今後当然今ままであったその地域の方々の思いというのはわかります。そういう部分も含めながら土地のまず面積、そういう部分も考えながら、利便性も考えながら、建設委員会の皆さんからも答申をいただいたわけですが、その答申のときも、きのうも申し上げました。さまざまな場所的な課題もあることも事実で

ございますので、しっかりと調査をして、その中で最終的に今後判断をしてまいりたいということをお申し上げてございます。

ですから、今きのう申し上げました今定例会に調査費、これは1点だけではない、周辺等も考えていろいろな角度からまたいろいろな状況の中でやっぱり調査をして、将来間違いのなかったという部分をつくっていかねばならないという思いでございます。いろいろ今回の構想につきましては、やはり自分の近くに医院または病院がある方とまた、離れていない地区という考えは当然違いは出てくるわけでございます。例えば道路一つとっても、自分の前はもう整備されているからほかのところをやる必要がないと。こういった場合に、じゃあまちづくりというのは成り立つのかなと、こう思うわけでございます。そういう部分も含めて何とか議員の皆さんからご理解をいただいて、私は町民の皆さんも議員の皆さんと一緒にあってしっかりこの構想については進めるという中で判断をしたら、一緒にあって早く逆に建設を進めてほしいという、こういう町民の方々も多いと思っております。まだまだ議員の皆さんからご意見をちょうだいしながら、そして将来本当に高齢化社会になっていくときに、66床なり、1年に2万人弱の通院患者が利用している病院が本当に必要ないのか、このことをぜひご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 経営根拠のことについてでございますけれども、先ほど町長からも答弁をしておりますけれども、平成15年から18年までの4年間の数値をもとにしてマスタープランを積算しております。それで、一応入院の単価でありますけれども、平成18年度2万168円という形になってございます。それで、私たちと同等の類似病院の平均単価が2万1,032円ということで、それを加味いたしまして、入院の単価については2万1,040円、それから延べ患者数については2万4,090人ということで、入院の収入につきましては5億6,850万4,000円ということで積算をしております。それから、外来につきましては、平成18年度6,315円という平均単価になってございます。それで、類似病院の平均単価が7,917円ということで、うちの方が下回っておりますので、その下回った6,315円という診療単価をそのまま運用いたしまして、延べ患者数を5万5,177人と見込んで、外来の診療収入につきましては3億4,844万3,000円ということで見込んでございます。

それからあと、町内の医療機関との兼ね合いで医療器具をどうするのかというようなことであ

りますけれども、名川病院の役割につきましては、まず病床66床を現状維持でもっていきたいということでございます。それから、急性期医療や慢性期医療、それから終末期医療、特殊医療、人工透析及び救急医療、それから福祉施設との協力病院指定、町民の特定健診等にかかわる公衆衛生活動の機能を充実して、病院の役割を担っていきたいと思って考えてございます。

それから、二次医療期においては、中核病院や大規模な急性期病院等の対応できない慢性期医療及び終末期医療については中核病院等の後方支援病院として、その役割を担っていきたいということで考えてございます。

それからあと、移転しないでくださいということの署名が進んでいるということの話もありましたけれども、やはり昭和29年12月に地域住民の生命を守ることを目的にということで、国民健康保険名久井村診療所が開設された経緯がありますので、やはりそれらのことも加味してそういう状況になっているのかなと思いますけれども、やはり時代が時代ですので、場所的なこともこれから加味しながら、建設を進めていかなければならないということもありますので、建設委員会等の建設場所等の答申もされていますので、それらを加味しながら進んでいくのかなということだと思っています。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） いやいや、これで終わりですか。これで答弁終わりですか。

私が先ほど聞いたのは、じゃあ患者1人単価幾らというのもその病院に患者が来て初めて発生するわけですね。受診者数を一番問題になるのは、何人患者さんが来てくれるんだろうというのが経営の基本だと思うんです、入院患者にしても、外来にしても。ですから、その見込みをどのように計算したのかということをお伺いしたつもりなんです。そしたら、いろいろ基礎のデータがあって、過去3年間ぐらいのデータがあって、それ以上のような計数を用いて、その計数はどういうふうにして算定した計数なのか、そういう算定のプロセスなのであれば、根拠をさっき伺ったつもりだったんです。単価なんていうのは、次のことですから。コンビニさんじゃないんですけれどもね。1人客が来たら何ぼぶんどってやろうかという、そういう下世話な言い方をするとそんな感じですよ。

ですから、その根本となる、であれば、もう一つ質問しますが、例えば新しい候補地に移った場合に、どういった受診者の層になるのか。例えば三戸さんからも受診者がいらしてくださるか

も知れないし、今まで南部病院さんにかかってあった方が来てくださるかも知れません。ただ、そこをマーケティングするには、それなりの根拠というのがあるはずなんです。それを私は収入の根拠という形で申したつもりだったんですが、ですから、マスタープランというのはやっぱりそういったことに立脚して組み立てていくべき部分があると思うんですよ。必要性だとか、趣旨もありますよ。ただ、そのところがわかりませんので、ご説明をください。

先ほど町長が民主党さんの方ともお話して、地域の医療は大事だと。そのとおりだと思います。だれも地域の医療どうでもいいという人はいません。皮肉で言っているわけじゃないんですが、ただ、この先、地方分権が進む方向になるんだと思うんです。そうすると、例えば財政調整交付金ですとか、地方税ですとか、新たにつくられる財源等々出てくるんだと思うんです。私が思うのは、今病院の国からの予算措置ですとか、財源の入って来方、すごく複雑だと思うんですね。よくわからないところあるんですね、例えば交付税算入で来る。一体幾ら入って来るんだということがよくわからない。地方分権ということが進むのであれば、そういったことはやっぱり一つ一つがクリアな財政の構成ということが示されるようになってしかりだと思うんですが、一部省庁の裁量でもってという部分がなくなりますね。そういった変化をどう読むかということを実は伺いたかった。その二次的なことですね。確かに、基本的な財源の処理は、一つ一つの補助金は補助率とかは据え置かれるのかも知れませんが、その他雑多ないろいろある分、補助金の体制自体が変わったら、ちょっと絵にかいたもちを相手にものを考えるようなところがあるんじゃないのかなという、そういう懸念がありました。ちょっと答えを、おとといのきょうですから、答えようがないとは思いますが、ぜひそういったものの考え方を踏まえてこれから考えていただきたいと思っています。

そちらの方は答弁は結構ですが、経営の根拠となるデータについてご説明ください。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） 経営根拠についてご説明いたします。

根拠につきましては、診療経費における医療施設の状況、それから八戸地域保健医療圏への病床の状況、それから住民の医療施設の利用状況等の医療供給の状況等を勘案しながら、平成15年から18年までの実績をもとに先ほど説明した金額を根拠としてこのマスタープランでは計上してございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時08分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前11時21分）

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（14番 工藤久夫君 登壇）

○14番（工藤久夫君） 私は、今回大きく3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目として、シルバー人材センターの設立についてであります。最近の報道によれば、現在の国内の雇用の状況は戦後最悪のようであります。特にこの地域では若者から私らのような世代まで、ハローワークへ行って仕事を探しても希望する職につくことは大変難しいと言われていいます。特に戦後生まれの60を越えた世代は、働きたくてもなかなか仕事が見つからないし、あっても、長期間安定して生きがいの見い出せる仕事は探せないと思います。年金はできれば65歳過ぎてからもらうようにして、それまでは節約しながら夫婦で食べる分だけは何とか働きたいと、多くの方は考えていると思います。しかし、働くにしても、万が一の場合の保険とか、補償、また中・長期的な安心、信頼感を持って働くような仕事は非常に探すのは難しいものですから、県内外の多くの自治体に設立されて、地域社会の福祉向上と活性化に貢献しているシルバー人材センターやこれに類似した法人を設立したらいかがでしょうか。その場合の課題と期待される効果について町ではどのように考えているのでしょうか。

2点目として、南部町の主要な農産物の生産量、生産額、農業の状況についてお尋ねします。これらの最近10年間ぐらいの推移はどのように変わってきているのでしょうか。

また、主要先進国の農業所得に占める直接支払いの割合と自給率の推移についてどのように考えているのか。

また、一昨日の総選挙において民主党が大きく議席を伸ばし、政権が今変わろうとしているわけですが、自民党の農業政策との違いと今後の南部町の農業政策への影響をどのように予測して

対応をどのように考えておられるのか。

次に、WTO、EPA、FTAの農産物自由化政策と南部町の農家の生き残り策について、町では現時点でどのように予測しておられるのか。今後の民主党政権が打ち出してくると思われる農業政策について大きく従来と変わる可能性があるとするれば、どのような点が考えられるのか、また、町の農家に大きな変革をもたらすと予想される場合の政策の周知と対応はどのように考えているのでしょうか。

3点目の最後の質問ですが、認知症患者の推移と対策についてお尋ねします。

一つは、今までの経過と今後の患者の予測はどのように推測されているのか。

2番目として、現在の対策と課題はどういう点なのか。

3番目として、私らのような団塊の世代と言われる年代が高齢化してピークを迎えた場合のそういう時点の予測と対応についてどのようにお考えなのか。

以上、大きく3点について答弁をお願いして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目のシルバー人材センターについてでございますが、「自主・自立・協働・共助」の理念のもとに、働くことを通じて生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した「臨時的・短期的な簡易な業務」を提供するとともに、高齢者の自主的な団体として運営され、市町村単位に置かれる県知事からの認可を受けた公益社団法人でございます。

シルバー人材センターの設立につきましては、一昨年の3月議会でもお答えしておりますが、シルバー人材センターの運営を引き受けてくれる社会福祉協議会やボランティア団体の意向が課題に上げられるところでございます。

また、町内で「支え合いネットワーク」活動が有償ボランティア団体で実施されております。現在のところ、利用件数は少ないものになっておりますが、今後、この活動に対する利用状況の推移を見ていきたいと考えてございます。

当町におきましても、核家族化、高齢化により高齢者のみの世帯、独居世帯などふえているところであります。シルバー人材センターの設置により、これらの世帯の依頼に安価で対応でき、

また、高齢者の収入源になることが期待される効果としてあげられるところですが、ある程度の需要の規模と供給体制がなければ、設立は難しいものだなと考えております。シルバー人材センターの設立につきましては、支え合いネットワーク等の活動状況を踏まえながら、社会福祉協議会、ボランティア団体を初め、また、近隣町村とも協議をしながら広域的な運営も考えていく必要があるものと考えてございます。

次に、南部町の主要農産物の近年10年間の推移についてでございますけれども、まず、最近10年間の推移については、農林水産統計調査を見ますと、10年間の資料がございませんので、平成12年から平成18年までの7年間の数字が公表されておりますので、これをもとにお答えを申し上げます。

生産量につきましては、主要品目を見ますと、平成12年産の果樹では、リンゴが1万7,640トン、サクランボが329トン、ウメが1,046トン、野菜では、ネギが1,050トン、キュウリでは861トン、キャベツ425トンで、水稻は4,475トンとなっております。6年後の平成18年産を見ますと、果樹ではリンゴ2万700トン、サクランボ865トン、ウメ1,290トン、野菜では、ネギ1,221トン、キュウリ602トン、キャベツ409トンで、水稻が4,290トンとなっております。平成12年と18年の生産量を比較してみますと、果樹ではリンゴ17%の増、サクランボが162%の増、ウメが23%の増で、全品目で増加してございます。野菜ではネギが16%増に対し、キュウリ30%減、キャベツ3%減で、米も4%減少してございます。

生産額を見ますと、平成12年では果樹部門35億8,000万円、野菜部門19億円、米が8億5,000万円で、平成18年では果樹部門44億5,000万円、野菜部門19億6,000万円、米は7億6,000万円で、生産額を比較してみますと、果樹部門では24%の増、野菜部門でも3%の増に対し、米は11%減となっております。

次に、主要先進国の農業所得に占める直接支払いの割合と自給率の推移についてでございますが、まず、直接支払いのご質問ですが、主要先進国ではEU、アメリカなど、手法は違いますが、直接支払い制度による個別所得補償を実施し、農業所得の大きな役割を占めていると言われております。詳細な資料はございませんが、一般的に報道されている資料によりますと、その上限額はEUでは64%、アメリカでは75%と言われております。

次に自給率の推移についてでございますが、農林水産省の資料によりますと、平成10年の主要先進国の食料自給率は、アメリカ131%、フランス140%、ドイツ96%、イギリス77%で、5年後の平成15年には、アメリカが128%、フランスが122%、ドイツが84%、イギリスが70%となっております。平成10年と15年を比較してみますと、アメリカは2.2%の減少に対し、フランスなど

各国およそ10%減少している結果であります。以上のことから、先進国においても、食料自給率は減少傾向にあるものの、日本に比べて高い水準を維持しており、このことは先進国における農業政策によるところが大きいものと考えております。今後世界の人口増加や新興国の経済成長による食料需要の増加、また異常気象による不作での食料不足などが懸念されることから、輸入食品に頼る我が国は、国内自給率を高めることが急務であるというふうに考えてございます。自給率を高めるということは、また安定した農業所得の確保にもつながるものではないかと考えております。

次に、自民党と民主党の農業政策の違いと町農業政策への影響についてのご質問でございますが、まず、農業政策の違いについてでございますが、両党の政策を見ますと、自民党は基本的には既存路線の政策を推進する内容であり、農業所得の増大を公約の柱に掲げ、よくある農家を支援するものであるというふうに報道されてございます。また、民主党でございますが、ご存じのように農畜水産業者等の所得補償制度を柱とした政策で個別所得補償を訴えているというふうに理解してございます。

次に、今後の南部町の農業政策への影響をどのように考えているかというご質問でございますが、両党とも農業振興策の内容は異なるものの、農業に対する支援策を掲げており、直ちにマイナス要因となるものではないというふうに考えております。ただ、今後の動向を慎重に注視していかなければならないなど、このように考えてございます。

次に、W T O、E P A、F T Aの農産物自由化政策と南部町の農家の生き残り策についてでございますけれども、日本は第二次世界大戦後から1990年代後半に至るまで、貿易の自由化を関税及び貿易に関する一般協定や世界貿易機関との枠組みの中で進められてきました。しかし、急速に進む世界のグローバル化で国と国との関係が密接になっており、W T Oの多国間協定を補完するものとして2カ国間、数カ国間で取り組みができるE P Aいわゆる経済連携協定やF T A（自由貿易協定）による貿易政策による政策が推進されてきました。農林水産省においては、平成16年11月「みどりのアジアE P A推進戦略」が策定され、この推進戦略に沿って戦略的かつ前向きに取り組むとともに、「我が国の基幹作物、地域の農林水産業における重要品目など、守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方で各国と交渉し、アセアン10カ国などが締結をしてございます。推進戦略のポイントの中に「ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進」がありますが、輸出の促進では、当町においても、農業生産団体に組織している台湾輸出組合が取り組んでいるところでございます。

これまでも農業を活性化するためのさまざまな施策を行い、農業振興を図ってきたところでご

ざいますが、今後も農業を支える担い手の育成、生産面での支援による生産の安定化や高品質化などを図るなど、持続可能な農業の構築を目指し、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと思います。そしてまた、非常に後継者の問題があるわけございまして、合併してからも新規就農者を含めながら、町独自で支援策も行っており、毎年10名前後の方々が申請をして、農業に取り組んでいる方々もおります。そういう1人でも2人でも後継者をふやしていく、そういう独自の政策も継続しながら、厳しい農業を、また今後どういう農業支援、いわゆる個別補償等々が出てくるものかしっかりと注視をしながら、我々農業者にとってよりよい農業政策ができてくることをまた期待をしながら、また私どももそれに向かって取り組みをしてまいりたいと思います。

次に、認知症患者の推移と対策等についてでございますが、まず、今までの経緯と今後の患者の予測についてお答え申し上げます。

これまで町では、介護予防一般高齢者施策としまして、集団健診時や高齢者実態把握の訪問時に、基本チェックリストを活用して、認知症の疑いのある高齢者を早期に発見し、通所による脳活性化訓練などの認知症予防教室を実施してきております。平成20年度においては81回の教室を開催し、延べ2,065人の方が参加されております。また、平成20年度から「日本早期認知症学会」の理事でもあります南部病院金山院長からのご指導もいただきながら、認知症対策事業として地域ぐるみで予防活動や支援活動が行えるよう、地区組織の育成事業に着手したところでございます。

今後の認知症状患者の予測でございますが、厚生労働省が示した年齢階層別出現率を利用して、南部町における認知症患者とその予備軍を推計しますと、平成20年3月31日で認知症の方が617人、その予備軍としまして1,230人から1,850人、平成23年の予測では、認知症の方が628人、その予備軍としまして1,250人から1,880人、平成26年度の予測としては、認知症の方が658人、その予備軍としまして1,310人から1,970人と、高齢化に伴い増加していくものと推計をしております。

また、平成21年8月15日現在での介護保険認定者でございますが、1,093人に対して、認知症、あるいは認知があると主治医意見書に記載されている方は927人であり、介護保険認定者の85%を占めている状況にあります。

次に、現在の対策と課題についてのご質問でございますが、町では高齢者人口の増加に伴い、認知症の方が増加することが予想されることから、平成21年度から23年度における第4期の介護保険事業計画で、重要施策の一つとして認知症対策を掲げ、認知症の予防、早期発見・早期対応への取り組みの充実を図ることとしてございます。

認知症予防対策としまして、認知症予防の地区組織の育成支援、認知症予防教室・家族介護教室の開催、認知症の絡む虐待防止への支援や従事者の研修参加などを実施するとともに、今年度から認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の育成講座の開催とそのサポーター養成の講師役となる「認知症キャラバンメイト」の支援に着手したところであります。

課題でございますけれども、今後、高齢者人口は増加することから、認知症の方も必然的に増加することになるため、認知症発症をおくらせる。また、早期の受診、周囲の理解など、予防対策を確立していくことが必要であると思っております。

認知症の主な症状は記憶障害ですが、その他の妄想や幻覚、徘徊などの症状もあり、介護する家族にとっても大きな負担となります。認知症がれっきとした病気だと認識している場合が少なく、周りの家族やケアスタッフが受診させたり、サービスを拒否したり、苦勞することもよくあると関係職の方からも聞いてございます。このことから、認知症に対する正しい知識の理解の普及・啓発、家族やその周辺の意識、医学的な治療が可能な認知症があることから、早期診断の必要性などが課題となってまいります。

次に、団塊の世代が高齢化するピーク時の予測と対応についてでございますけれども、昭和22年から24年生まれの現在60歳から62歳前後の方々が団塊の世代というふうに言われております。町の年齢階層別人口においても、最も多い年齢階層になっております。団塊の世代と言われる方々が、要介護認定者が多くなり始める75歳到達は13年後から15年後ということになります。要介護認定者が最も多く、介護サービス量が多くなる年齢層の80歳から90歳前後まではさらに5年後から15年後と推測されるところでございます。

団塊の世代が高齢化するピーク時の対応でございますが、平成21年7月1日現在では、高齢化率が29.2%という状況にあり、5年後の平成26年度には33.3%程度に上昇するものと推計しているところであります。

認知症予防対策については、名称が「痴ほう症」から「認知症」に変わり、ここ数年前から予防対策については論じられてきているところでございます。団塊の世代が高齢者になるピーク時には、それに伴い認知症の方も増加することは確実であり、対応として「認知症のイメージや正しい理解、認識」が認知症にならない、あるいは発症をおくらせる早期の受診にもつながることから、その普及・啓発を図るとともに、発症をおくらせるための各種教室の開催、事例をストックしての傾向、対策の整理、家族を含む周囲のサポート体制、また関係機関の職員の研修を重ねて、対策を図ってまいりたいと思います。

また、認知症の方ばかりではなく、高齢者全般で対応していくことが重要であり、向こう3軒両隣の見守りといった地域ぐるみでの支援体制や民生委員・児童委員やほのぼの交流協力員、または消防団、警察署、消防署などのあらゆる関係機関・団体からご協力をいただきながら、支援ネットワークの構築を図って、高齢者の支援に努めてまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきますが、また、再質問等において細部の部分につきましては、それぞれ担当課長の方からまた説明、答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） シルバー人材センターというのは、ないようであった方がいいんだろうなと私は思っているんです。ただ、非常に今景気が厳しいものですから、雇用する立場と働く立場では大分認識が違おうと思うんですけれども、その辺を踏まえて、例えば農家が忙しいときにいろいろ応援してもらおうというような場合は想定されているのかどうかとか、あるいは業種とか職業、職能別にどの程度までそういう公的な機関がやるべきなのか、あるいは大半の使う側は短期的な雇用を考えて、忙しいときのバックアップという考えをするでしょうし、働く側というのは、景気が悪いですから、長期安定的な生活費として仕事を考えているというように思うんですよね。その辺をどううまく調整していくか。あるいは、もうちょっと視野を広げて、仕事にあぶれて、体は働きたいんだけど、元気なだけで、仕事がないという人のために、従来例えば公共土木事業みたいな事業があるとすれば、簡単な側溝の掃除だとか、草刈りだとか、そういう部分を従来の土建業者に発注しているというのが多いと思うんですけれども、そういう仕事を探している方を活用するという視点の発注というのは考えられないのかどうか、その辺を伺いたい。

それから、農家の件ですけれども、私が一番聞きたかったのは、戦後ずっと食料難のときから、今みたいにお米が余って、ちょっと食料を投げたり、賞味期限の問題で捨てたりしているというむだがあるという社会なわけですけれども、その食料不足のときとは今とは大分世の中が変わっているにもかかわらず、今まで農業の政策とか、農林省の考えというのはあんまり変わっていなかったように思うんですけれども、例えば、今までも農業委員会そのもののあり方というのは、同じでいくと思うのか、変わるとすればこういう方向に変わるんじゃないかという予測があるかないか。

それから、さっき根市議員も質問したわけですけれども、農村整備というんですか、基盤整備

とか、こういう農業土木事業みたいな仕事を事業に対しての民主党の考え方は大幅に減らして、その浮いた金を所得補償と言いますか、個別補償に向けるんじゃないかと、そういうのが簡単に予測されるんですけども、それは余り気にしなくてもいいものかどうか、その辺ですね。

それから、個別の所得補償というのがこれから具体化していくと思うんですけども、恐らく民主党の政治家にしても、あるいは永田町とか霞ヶ関の官僚にしても、ヨーロッパとかアメリカでこうやっているからという机上の計算で具体策を出してくるようになると思うんです。ところが、実際は私らはこの農村地帯にいて見ていれば、一生懸命研究熱心に土づくりだとか、農薬だとか、そのさまざま研究して真面目に農家を取り組んでいる人もあれば、私みたいにほったらかして運がいいばなるだろうというような農家をやっている方も中にはいるわけですよ。でもそれが同じ基準で例えば1反歩やっているから何ぼ何ぼだという補償では支払い方法だとまずいだろうと思うんですけども、その辺は薄っすらと農村地帯の南部町の方から中央にこういうふうにしてくださいという発信をしないといけないと思うんですけども、その辺は考えておられるのかどうか。その辺をまず伺いたいと。

次に、認知症ことですけれども、私ちょうど1年ぐらい前に、私の母が92歳ですから、多少始まっていますが、私も始まっているかもわからないですけども。実は認知症の人と家族の会というのが全国で組織されています。現在1万人ぐらい入っています。私も入っています。これは、青森県はことしに入って初めて青森県の支部ができました。この雑誌なんかを見ていて、感じることは、ことしもだれでしったけね、有名な女優さんが自殺したんですよ。清水由貴子さんか。要するにこれに書いている雑誌なんか見ていると、やはり大事なことは介護をしている認知症の家族を持った兄弟とか、子供とかというのは、物すごい時間を束縛されています。悩みをやっぱりみんなが共有しながら、こういうふうに対応すればいいという仲間意識を持って、ある程度1人だけに追い詰めて負担をかけるようなことだけはしないようにしないと、今は認知症の人が認知症になりかかった人が認知症の人を介護している認認介護というんですけども、そういう状況にあると思うんですよ。

だから、さっき町長からここの町の取り組みを聞いていて、ああ、いいことをやっているなどというのはわかるんですけども、例えば、こういう雑誌を後で持っているでしょうけれども、置いていきますから、この町でもこういう会員になって、ちょっとでも悩みとか、苦しみを共有して、自分の負担を軽くしたいというような活動をやるときは、町としてもできるだけ協力したらいいのではないかなと。とにかく、私らが今から一番不安なのは、できれば、元気でお迎えが来るまで自宅で平穏に暮らしたいという希望をみんな持っていると思うんですけども、実際はあ

そこのじいさま行方不明になった。ここのばあさま川さ入って浮かんできたとか、そういう話を聞けば、それをやっぱり地域で支えないと大変だと思うんですね。地域で支えるために、やっぱり行政は何をするかということを考えるのが政治だろうと思うので、こういう認知症とかこういう病気なんだというのを若い人は案外理解できていない人もいると思うので、認知症の病状の理解を普及させるということと、一つの家族を1人が何とか面倒を見て、あとは知らないというのじゃなくて、やはり地域が支える、あるいは行政も連携をとる。ここの健康増進課の方々というのは一生懸命やっていると思うんです。民生委員の方とか、一生懸命仕事をしていると思うんですよ。ただ、全くそういう家族が今まで元気でいながら、急におかしくなった。こういう状況になったというときに、そういうのはこうすればいいよ、ああすればいいよという、そういうのをみんな持っていないと、やっぱり追い詰められて、自殺するということもあると思いますので、そこをよろしくお願いしたいと思います。

答えられる範囲でお昼が来ましたから、答えていただければ、私はこれであと再質問はしませんから。

○議長（小笠原義弘君） 農林課長。

○農林課長（岩館茂好君） お答えいたします。

まず、農村整備に関して、民主党の政策が町の事業に影響するかということでございますけれども、まず、来年度から南部町におきまして、中山間地域の整備事業を実施しております。まず来年から6年間で行う事業でございますけれども、これについて今現在内容を検討しているところでございますので、民主党の政策については今後注視してまいりたい。影響があるものかどうかはそれについては懸念しているところでございます。

それから、民主党の農業者所得の個別補償になりますけれども、これは政策といたしましては、米、麦、大豆等、これらの販売価格が生産量を下回る場合に、農産物を対象に農業者個別補償制度を導入しますというふうに聞いてございます。内容につきましては、生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を交付するというところでございますけれども、これにつきましては、内容、品質とか、流通とか、さまざま条件がございます。それらにつきましては、まだ具体的な内容はわかってございませんので、今後町の対応といたしましては、具体的な施策の内容、それから適用条件など、内容を確認した上で検討して実施してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） シルバー人材センターのことについてのご質問です。農家への応援があるのかということになりますが、当町では農業への支援という部分では要請の件数は出てきておりません。ただ、青森市には農作業への除草、草刈り、それから農作業についての種まき、水やりと、農作業の一般業務についたメニューはございます。それから、黒石市の方では、農作業というものはうたってはおりませんけれども、庭木の剪定とか、そういった分類に入っていくのかなと思っております。ただ、農村部と市部の要請に関する応援というんですか、それらはやっぱり職能等が違ってきているという感じであります。ちなみに、当町のボランティア団体の支え合い南部の方の業務形態は、施設等の行事等への応援というものがほとんどであります。ただ、要請の件数は相談は27件あったけれども、実際の要請まで行ったのは17件と。まだまだ少ない件数であるということであります。

それから、雇用の長期、短期につきましては、シルバー人材センターは原則短期の雇用ということになっております。

それから、仕事の公共土木等についてはないのかということですが、青森市では、市の中世の館等の環境整備業務、これらはメニューに載せて、公共事業としての人材センターへの発注の部分のメニューがございます。

変わりまして、認知症に関する部分でございます。地域で支え合うという部分は一番認知症に対する啓発に肝要かと思っておりました。今当町ではキャラバンメイトという養成講座を開始しております。キャラバンメイトというのは、認知症を支えるサポーター、サポーターを育てる方、いわゆる講師の養成という形になっております。このキャラバンメイトのメンバーとしましては、ケアマネ等を行っている社会福祉施設に勤めている職員の方々にキャラバンメイトになっていただくと。その方々が講師になりまして、一般の認知症への興味のある介護の可能な若い方々へサポーターとして協力できるように養成講座を今開いている最中でありまして。あくまでも認知症というのは、議員もおっしゃいましたが、病気であるということを広く理解していただくと。それから、いつ発症しているのかを見きわめることも肝要であるということを重点に置いて、今後も認知症の予防対策に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 公共土木事業にシルバー人材センターの方々を採用できないかということでございますけれども、今年度直営事業として南部町民の方々をハローワークを通じて、8名の方を短期採用といいますか、臨時職員に採用していまして、町道の草刈り、泥あげ等を実施しておりますけれども、40代から59歳、60歳を過ぎたシルバーの方はちょっといないんですけれども、そういうことで臨時の方々に直営事業として採用しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月2日は議案熟考のため休会とし、9月3日は午前10時から決算特別委員会を開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時03分）

第24回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成21年9月7日（月）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--------------------------------------|
| 第 1 | 報告第14号 | 平成20年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告について |
| 第 2 | 報告第15号 | 平成20年度南部町財政の健全化判断比率の報告について |
| 第 3 | 報告第16号 | 平成20年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について |
| 第 4 | 議案第71号 | 平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第72号 | 平成20年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第73号 | 平成20年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第74号 | 平成20年度南部町ポートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第75号 | 平成20年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第76号 | 平成20年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 議案第77号 | 平成20年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 議案第78号 | 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 議案第79号 | 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 議案第80号 | 平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 14 | 議案第81号 | 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第82号 | 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第83号 | 平成20年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第84号 | 平成20年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第85号 | 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第86号 | 平成20年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第87号 | 平成20年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第88号 | 平成20年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 22 議案第89号 平成20年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第90号 平成20年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳出決算認定について
- 第 24 議案第91号 平成20年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第92号 南部町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第93号 南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議案第94号 南部町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議案第95号 南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第96号 平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 30 議案第97号 平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 31 議案第98号 平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 32 議案第99号 平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 33 議案第100号 平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 34 議案第101号 平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 35 議案第102号 平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 36 議案第103号 平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 37 議案第104号 南部町過疎地域自立促進計画（後期）の一部変更について
- 第 38 議案第105号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第 39 南部町農業委員会委員の推薦について
- 第 40 常任委員会報告
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第106号 財産の取得について(南部町多目的バス(ながわ里バス))
- 追加第3 議案第107号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 追加第4 陳情第3号 協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 追加第5 陳情第4号 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情
- 追加第6 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君		

欠席議員（1名）

20番	佐々木 由 治 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企画調整課長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君
税 務 課 長	八木田 良 吉 君	住民生活課長	中 野 雅 司 君
健康福祉課長	有 谷 隆 君	環境衛生課長	小野寺 直 和 君
農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君	農村交流推進課長	小笠原 覚 君
商工観光課長	大久保 均 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君	名川病院事務長	坂 本 好 孝 君
老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君	市 場 長	佐々木 博 美 君
教 育 長	角 濱 清 輝 君	学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君	農業委員会事務局長	坂 本 勝 君

代表監査委員 鈴木 聰 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第24回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時02分）

報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第14号、平成20年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） それでは報告第14号、平成20年度青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてご説明をいたします。

報告理由でありますけれども、青森県新産業都市建設事業団の平成20年度決算状況につきまして、同事業団の理事会で承認されましたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。決算書類から抜粋してまとめました、平成20年度特定事業決算資料によりご説明をいたします。特定事業といいますのは、事業団が構成団体から委託されて土地を取得造成し、その土地を事業団が処分する事業でございます。

次のページをお開き願います。平成20年度特定事業会計決算の概要でございますけれども、（１）受託事業の概要。これは、事業団が現在管理している造成用地でございます。表の一行目でございます。金矢工業用地、桔梗野工業用地、百石住宅用地、八戸北インター工業用地の4用地でございます。用地の処分率でございますけれども、表の下から一行目でございます。20年度末で金矢工業用地が13.7%、桔梗野工業用地が90.2%、百石住宅用地が95.4%、八戸北インター工業用地が64.2%で、全体で58.2%の処分率となっております。

(2) の平成20年度用地売却実績でございますけれども、百石住宅用地が1件、八戸北インター工業用地が2件の合わせて3件で、合計は表の下から一行目でございますけれども、面積が2万3,394.78平方メートル。契約金額ですけれども4億8,559万2,195円となっております。

根市勲君 着席

次のページをお開き願います。収益的収入及び支出、いわゆる損益計算書でございますけれども、金矢工業用地の表の下から三行目でございます。当年度純利益が747万6,167円の黒字でございます。桔梗野工業用地でございますけれども、8,480万2,631円の赤字でございます。それから、百石住宅用地は、1億93万2,201円の黒字でございます。八戸北インター工業用地でございますけれども、4,142万6,061円の黒字でございます。

表の下から一行目ですけれども、翌年度繰越剰余金、金矢工業用地は43億8,542万2,795円の赤字でございます。桔梗野工業用地は、34億638万7,698円の赤字でございます。それから百石住宅用地は、16億7,613万2,782円の赤字でございます。八戸北インター工業用地は、13億7,476万1,631円の黒字となっております。

次のページをお開き願います。 の資本的収入及び支出でございますけれども、現在、用地造成事業を行っておりませんので、ここはございません。

次のページをお開き願います。続いて、平成20年度特定事業以外の事業、決算資料によりご説明をいたします。特定事業以外の事業といいますのは事業団の管理運営に係る事業、これは一般管理会計として処理してございます。それと、構成団体から委託されて造成した工業用地が売却目標を達成した後の残地の環境整備に係る事業。これは、一般事業会計として処理していますが、これらの二つの事業でございます。

次のページをお開き願います。平成20年度一般管理会計決算でございますけれども、表の二行目でございます。一般管理会計歳入、総額は収入済額が4,539万3,999円で、主なものは事業団設置の団体、これは青森県と3市5町でございますけれども、その負担金と前年度繰越金それから新産業都市会館の貸付料でございます。

次のページをお開き願います。歳出でございますけれども、上から二行目の欄でございます。事業団費は支出済額が3,308万9,143円で、これは事業団の運営、それと新産業都市会館の維持管理経費でございます。下の表でございますけれども、一般管理会計の20年度歳入は4,539万3,999円、歳出が3,308万9,143円で、差し引き1,230万4,856円が翌年度繰り越しとなります。

次のページをお開き願います。平成20年度一般事業会計決算でございますけれども、これは臨海工業用地事業、それから市川工業用地事業、それと百石工業用地事業の残地の環境整備に係る費用でございます。表の二行目でございますけれども、事業収入総額は収入済額が2,332万8,083円で、主なものは積立金貸付利息でございます。

次のページをお開き願います。歳出でございますけれども、二行目でございます。事業支出、支出済額が2,331万4,726円で、主なものは積立金と環境整備に係る臨時職員の賃金でございます。

次のページをお開き願います。下の表でございますけれども、表の上から二行目でございます。一般事業会計の20年度歳入総額は2,332万8,083円、歳出が2,331万4,726円、差し引き1万3,357円が翌年度の繰り越しとなります。

以上、決算概要についてご説明をしましたが、決算書類につきましては、冊子を別冊として配布してございます。なお、この決算につきまして監事より審査の結果、公正かつ適正に行われているとの意見書をいただいておりますので、申し添えてご説明いたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
報告第14号を終わります。

報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、報告第15号、平成20年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） それでは報告第15号でございます。

12ページでございます。平成20年度南部町財政の健全化判断比率の報告について。1枚の資料をお渡ししてございます。健全化法における健全化判断比率・資金不足比率資料（平成20年度）

1枚ものでございます。数字がいっぱいいつているものでございまして、それと合わせて説明させていただきます。

13ページをお開きください。健全化判断比率の報告につきましては、平成19年度決算から毎年度決算資料を速やかに監査員の審査に付し、その意見をつけてこれらの比率を議会に報告し、公表することが定められております。今回の報告は、昨年に引き続き二回目でございますので、各比率の詳細な説明は省略させていただきますが、比率の算定基礎となる数値をもとに昨年度と比較しながら、説明させていただきたいと思います。

まず、最初に実質赤字比率でございますが、資料の一番上の方の表でございますが、実質赤字比率を初め、この四つの積算につきましては連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率というふうに表をつけてございますが、すべてこの比率を出す場合、分母は標準財政規模でございます。標準財政規模という数値を一番下の方の欄、括弧でGというふうに載せてございますが、70億8,000万円というふうにして算定されてございます。標準財政規模は、その年において一般財源として運用できるとされる標準的な額を示しておるものでございまして、当該年度において、一般財源として運用できる収入額と考えていただいてもよろしいかと思います。

この収入に対して、普通会計の赤字の比率はどうかというのが実質赤字比率であり、特別会計も含めた場合が連結実質赤字比率であります。また、その年の特別会計、一部事務組合も含めた公債費の割合を三カ年で平均したものが、実質公債費比率でございます。また同じく、特別会計、一部事務組合などの地方債の現在高や債務負担などの現段階での将来負担分すべてに対しての割合。つまり、その年の一年間の収入に対して、負担割合が何年分に当たるかを示したものが将来負担比率でございます。

まず、実質赤字比率でございますが、普通会計分の赤字比率ということでございますが、20年度の一般会計、学校給食センター特別会計、農林漁業体験実習館事業特別会計、ポートピア交付金事業特別会計の実質収支はすべて黒字でございまして、合計は22億4,061万9,000円となり、標準財政規模で割ってもプラスとプラスでございますので、黒字ということで割合につきましては横棒で示されてございます。

これらの各会計の実質収支につきましては、各会計の20年度決算書、最後のページの方に掲載されておりますが、実質収支に関する調書と一致するものでございます。

なお、資料の実質赤字比率の表の下の方の欄に赤字制限額とございますが、当町の場合比率が14.02%、額にして9億9,261万6,000円となった場合は早期健全化団体となり、また、20%を超えた場合、額にして標準財政規模70億8,000万円の20%分である14億1,600万円を超えた場合は、

健全化団体となるものでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、公営事業会計及び公営企業会計につきましても、実質収支額は黒字でございましたので、率は横棒で示されてございます。

なお、各特別会計の実質収支に関しましても、決算書の実質収支に関する調書と一致するものでございますが、工業団地造成事業特別会計につきましては、今年度から当該年度で保有している土地を売却した場合の額が計上してございます。前年度はゼロでございますが、これは決算書と同じでございますが今年度につきましては、計上する場合は決算書の実質収支のゼロではなくて、土地を売却した場合の数字を載せるというふうなことでございまして、横棒で表示されているものでございます。

また、国民健康保険名川病院事業会計につきましては、流動資産から流動負債を引いた額が実質収支として掲載されてございます。普通会計分と特別会計分を合わせた合計は、AプラスBと表に載ってございますが、10億5,157万7,000円となりましてこれもプラスでございますので、標準財政規模で割った場合でもプラスなり黒字ということで、横棒で表示されているものでございます。

早期健全化基準と財政再生基準はそれぞれ19.02%と40.00%になってございます。

次に、実質公債費比率であります先ほど申し上げましたとおり、三カ年の比率を平均したものでございますが、当該年度分の普通会計、特別会計、一部事務組合の公債費負担分の合計を各年度の標準財政規模で除したものでございます。20年度の場合の算定数値を申し上げますと、分子の公債費負担割合は合計で23億9,310万2,000円となり、分子は標準財政規模の70億8,000万円ですが、公債費につきましては交付税に公債費分として充当される額が算入しておりますので、この額は一番下の額Hという額でございまして、20年度分は12億3,386万3,000円でございます。これを分子と分母から両方を引いて割合を出したものが、20年度分の単年度の比率19.82915%でございまして、これらを三カ年平均したものが、20年度の実質公債費比率で21%となり、昨年度から0.3%の減となりました。それから実質公債費比率の早期健全化基準と財政再生基準はそれぞれ25%と市町村の場合は35%となっております。

次に、将来負担比率でございますが、家庭や個人に例えて申し上げますと負債、つまり借金の合計が年間所得の何年分に当たるかという指標でございまして、20年度末での当町の将来負担額は、下の方にDという額で欄についておりますが235億4,556万8,000円となり、これに充当できる基金の現金分、地方交付税の算入分など156億6,102万7,000円を引いた額、Fになります。78億8,454万1,000円となります。これを先ほどの実質公債費比率の分母と同じ、標準財政規模の70億8,000万円から公債費の算入額、一番下の欄のHの枠ですが12億3,386万3,000円を引いた額、58億

4,613万7,000円で除した額が134.8%となり、将来負担比率となって積算されるものでございます。要は、F割るIということで積算が成り立つものでございます。昨年度と比較して28.4%の減となりました。このように、実質公債費比率、将来負担比率とも昨年度に比べて減少いたしておりますが、実質公債費比率に関しましては公債費負担適正化計画策定団体であります18%をまだ超えている状況にあり、地方債現在高を減らすべく繰り上げ償還を推進し、また一般財源で対応できる事業ができるだけ起債を起こさないよう、借りないようにして計上経費の削減に努め一般財源を確保し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 先ほどの説明で分母が標準財政規模、まあ分母側にくるのがそうなのかもしれませんがけれども、標準財政規模から元利償還金であるとか準元利償還金に係る基準財政需要額算入額という項目があるんですが、そういう数値的な処置を将来負担比率に関しては分母の処理などされるはずなんです、これはいったいどういうことなのかをお伺いしたいのと、健全化比率のケースに関して、近い将来発生するであろう一部事務組合の負担分というのが加算されるとこれは、どういうふうに変わっていくのか。それから、退職金に係るコストはどのように処理されているのか説明していただけますか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） まず、最初の方でございすけども、あくまでもその年の収入に係る分に対して何年分かというのが、将来負担比率でございまして、今ある借金に対して今年の収入が幾らあるかということでございすので、それにつきましても、今年度見込まれる算入額のみを標準財政規模から引くと。交付税等に公債費の算入額が含まれてきているわけでございますので、20年度は、26億8,000万ほど載せてございすますがそれに算入額が入ってきていると。こちらは分母はあくまでも単年度分ということでございす。分子に関しましては、20年度末に今借金が幾らあるかということでございす。基本的には。ということでございすので、将来、一部事務組合等がまた借り入れになるとこれはもちろん、ふえていくということでござい

まして、あくまでも20年度末の今負担をしなければならない額をその年の入ってくる額で割るということでございます。

また、退職手当の見込額につきましては、ここに将来負担額に載せてございますが23億5,700万というふうに載せてございますが、これは病院と介護サービスの職員を除いた276名の職員が、20年3月末現在で全員退職したという場合に発生する退職の負担額でございます。そういうふうなことを足して将来負担額の合計を出しなさいというのが、この算式でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 「大した額じゃありませんよ。」と言われれば、そういう意味なんでしょうけど、分母が大きくなれば最終的には計数が小さくなります。分母が小さくなれば比率云々という計数が大きくなるはずなんですよ。ですから、実際的な数字がどんだけということまでは今日は申しませんけれども、果たしてこの標準財政規模というのが、将来的にどういうふうに変化するようにお考えなのか、伺いたいと思ったんですよ。その地方交付税でしたかそういったのも、ふえたとか減ったとかで毎年一喜一憂するわけじゃないですか。ですから、果たして政権が変わった後で、「こういう数値が出ましたからとりあえず安心ですよ。」ていうそういう感覚を持たない方がいいと思うんですよ私らはですね。ですからもっとシビアなものの見方にたって考えるべきだと私は考えます。まあそういう意味では、ちょっとどんぶり勘定な計算の仕方なのかなっていう印象でした。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） ご指摘のとおりこの数値等に関しましては決して、甘く考えているわけではございませんで、ご承知のとおり、分母が変わり次第で大きく変わっていくと。いかに分子の方を歳出を抑えて公債費をふやさないと。または、交付税に関しましては今、去年と今年の標準財政規模を比べていただきますとわかるように、ふえてはございますがご指摘のとおり、いつ交付税がどうなるかというのはわからない状況でございます。とりわけ、標準税収入額等に関しましてはふえる傾向にはならないだろうと。交付税に関しましては19年度から20年度はふえ

てございますが、これからまたどうなるかわからないということでございますので、町としてできることは限りなく起債を制限していくということに尽きるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 14ページ、審査意見書の中で平成19年度の21.3%に対して、平成20年度は21.0%になったということで、改善の努力が認められるということでありすけれども、3月26日に更新をされました南部町財政健全化計画の執行状況というものが、インターネットで出ておりました。その中で、地方債現在高が見込みの目標に届かないこととなりましたとあります。その理由としては、「防災行政用無線更新事業について老朽化が著しいことから、前倒しをして平成21年度から事業に着手するものです。」ということで、この事業の防災無線の更新事業の概要をお知らせいただきたいのと、実際、この地方債現在高と公営企業債現在高が平成20年度マイナス28.4ポイントで、21年度はマイナス27.2ポイントで目標値に達していないということなんですけれども、その中でも改善の努力が見られたというちょっと矛盾を感じたんですが、そのこの説明をお願いしたいのと、合併特例債ですけれども、防災無線の事業の5億1,000万ということで、合併特例債4億8,500万の借入れを予定しているということで、70%が交付金で算入されるわけですが、実際ちょっと計算してみますと1億7,000万ぐらいが一般会計から将来的に算入されていかなければならないということで、合併特例債で今やっている事業と、これから合併特例債を使ってやろうとしている事業というのがあれば、教えていただきたいなと、そう思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） ご指摘のとおり前回の財政健全化計画の執行状況の調書に関しましては、ホームページで公表している状況でございます。その中で、「目標に届かない。」という文言で掲載されている部分がございます。これにつきましては、県と協議の結果「目標値がどうして届かないのか。」ということで、かなり詳しくヒアリングを受けた経緯があるそうでございますが、防災無線という合併に向けての事業として重要なものであるということでございますので、これに関しましては国の方に意見書を出しまして、財務事務所の方からやむを得ない事情

により認められると。計画の達成が困難になることが判明したけれども、防災無線等に関しましては、やむを得ない事情であるだろうということでその部分に関しましては、国、県の方からこの計画に関しては「認めざるを得ないなあ。」というふうなことでございましたが、公表する段階ではやはり目標値に達していないのは事実でございますので、そういう文言で掲載されたということでございます。計画全体に関しましては、前年度の計画の段階では23年度末の段階で、公債費比率は17.5%というふうに目指してございますので、目標値の方であればクリアしていただけるので、この計画に関しましては妥当であろうということで認められたものでございますので、ご理解の方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、合併特例債を使ってやるということでございますが、これに関しましては、今後防災無線は、今年は設計額の方を予算計上しておるわけでございますが、当初、設計額につきましては起債を充当する予定でございました。でも、これに関しましては設計額にはもう起債を使わないと。一般財源でやろうということで、今回、補正予算で起債の方の変更を提案させていただいております。

また、合併特例債の今後の予定といたしましては、南部地区に予定しております公民館というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 川守田議員の話と同じくなるかと思うんですが、現在、実質公債比率が改善されているという中で、これから起債を起こして、まだ事業があるということなので、その起債をなるべく少ないものにして、将来負担比率が上がらないように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 今公債費の率を下げたいという話が、いろいろとされていますけども、それに関連して先般もお話ししましたが、消防費の件の減額に関連して中身をちょっとお聞きしたいんですけども、分署、分遣所が何カ所あるのか。その辺の費用とか、そういうふうなものが

わかりましたらお願いしたいなと思うのですが。

○議長（小笠原義弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 今のは、八戸広域市町村圏事務組合の消防のことだと思うんですが、消防署、分署、分遣所、これが事務所になるわけですが、その数、それから費用がどのくらい、人件費あるいは運営費にどのくらいかかっているのか、今手元に資料を持ち合わせてございませんので、後ほど聞いてお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○10番（工藤幸子君） 想像ですけども、分遣所はかなり費用が必要かなと思うんですけど、その辺も含めてどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） すいません一言だけ。臨時財政対策債の今後の見通しと、過疎債の見通しですが、そろそろなくなるんじゃないかなと思うんですけども、それがちょっとこの先どういうふうな状況になっていくのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 臨時財政対策債でございますが、ご承知のとおり、「交付税の全額を国の方で交付できないので、臨時対策債で対応しておけ。」ということの内容なわけでございますけども、21年度に関しましては、臨財分はまたふえてきてございまして、政権の話ではないんですが、いつまでこういう交付税の措置が続くかというのは、地方財政計画が総務省の方でもストップしたようでございますので、まだ、私たち町村レベルでは、見通しはどうかかなというふうなことでございます。

過疎債につきましては、これが切れますもんですから、今後ともこれを続けていくように去年

の段階、今年もかなりの段階で要望してきている状況でございますので、私たちとしては一気になくなるのではなくて、暫定措置というんですか、残っていくのではないかとというふうな期待を込めて、今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第15号を終わります。

報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、報告第16号、平成20年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 報告第16号でございます、15ページでございます。平成20年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

次のページをお開きください。これにつきましても、先ほどの健全化判断比率と同様、昨年度から議会の方に報告するということが義務づけられているものでございますが、資金不足比率に関しましては、基本的に赤字になった場合がここに出てくる率でございますので、当町のこれらの会計につきましては、赤字分がございませんのですべて横棒として記載されてございます。

名川病院の事業会計等につきましては、どういうふうな積算になるかと申しますと、先ほどもご説明申し上げましたが、実質収支というものに対して医業収益等がどのくらいあるのかという割合で、不足率が出るものでございまして、実質収支がプラスの場合は、ここは横棒で示されるというものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 資金不足がないということなのですが、そうするとこれは一般会計から繰り出したりしておる事業なのですが、これが赤字っていうことになると、これはどういう状況で赤字って言うんでしょうか。教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 基本的に一般会計からも繰り出しできなくなった状態と申しますか、そういうことでございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第16号を終わります。

議案71号から議案第91号の委員長報告、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第4、議案第71号から日程第24、議案第91号までを会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第91号までの平成20年度南部町各会計歳入歳出決算認定について議案21件を一括議題といたします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

委員長、坂本正紀君の登壇を求めます。坂本正紀君。

（決算特別委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○決算特別委員会委員長（坂本正紀君） 決算特別委員会のご報告をいたします。

去る8月28日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第71号から議案第91号までの平成20年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案21件につきましては、9月3日、4日に開催の本委員会におきまして慎重に審査をした結果、全議案が原案のとおり認定されましたことをご報告いたします。

○議長（小笠原義弘君） 決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第71号から議案第91号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

質疑は決算特別委員会で行っておりますので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 2008年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

改善され、評価できる項目はありますが、全体として住民に対するサービス、税金として納めているお金が住民サービスとして還元されたと感じる項目、例えば住民税が安くなったとか、国保税の重税感が軽くなったとか、目に見える還元があれば、国民の役場に向ける目も違ってくるのではないのでしょうか。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、17節公有財産購入費、上斗賀・田ノ沢・斗賀山・加賀線用地買収費2,012万8,823円については、認定できません。議員全員協議会で説明したとか、臨時議会で可決されたから問題ないと片付けられる問題ではなく、現に住民監査請求が提出されています。また、臨時議会の採決時、用地買収に対する予算執行に反対したにもかかわらず、会議録に記録されておらず、抗議したにもかかわらず、取り上げられませんでした。採決時にあたかも反対者がいない内容になっている会議録は、認められるのでしょうか。改めて抗議し、正確な会議録の提出を求めるものであります。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2008年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

質疑の中で、一般財源を使って国保税引き下げに充てて欲しい旨、発言したわけではありますが、

その時の答弁は、一般財源を充てるとは法律違反であるというような話でした。国保会計に一般財源が使われていないと受け取るべき発言だったのか、国保税引き下げに一般財源は充てないという気持ちで発言されたのか、いずれにせよ法律違反であるという内容の発言は、問題ではないでしょうか。今までも、何度も一般財源を充てて、国保税引き下げを実施している市町村の例をあげて、討論してきたことをどのように考えて聞いておられたのか、そのことを思うと残念ではありません。仮に、法律違反を犯してでも国保加入者の軽減実現のため、努力している自治体を立派だとは考えず、聞いておられたのでしょうか。非常に残念であり、無念であります。国保税を引き下げて欲しいという要求は、国保税が高すぎるため、払いたくても払いきれない税額になっているためであります。高すぎる国保税の原因は、1984年以来の国保財政への国庫負担の削減です。

かつて、国保総収入の50%近くが国庫負担で賄われていましたが、今は27.1%にとどまっています。国庫負担の削減分が、国保税を高騰させてきました。また、収納率向上のみに集中し、保険料の取り立てと、保険証の取り上げを進めてきた行政が問題です。小手先の繕いではなく、抜本的に国庫負担をふやし、保険料の引き下げを図るべきです。同時に、保険料の減免対象を大幅に拡げる施策が必要です。資格証明書を交付されている人や、保険証がないという無保険者が生み出されています。無保険者の解消は、緊急の課題です。また、病院窓口負担の軽減が求められます。この点では、国保法44条に基づく窓口一部負担金の免除や軽減、無料定額診療事業の活用が大事になっています。

以上、国保加入者の負担軽減を要求し、反対討論といたします。

2008年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

1982年公費医療制度の抜本改訂の突破口として、老人保健法の制定を強行し、1983年2月から老人医療費の有料化を実施しました。病院窓口負担を引き上げ、被用者保険のボーナスにも月収と同様に保険料を付加する報酬制を導入し、政府管掌健康保険の保険料率を見直しました。総報酬制の下で保険料率を8.2%にするなど、サラリーマンの保険料引き上げで老人の医療費を賄おうとするなど、労働者にもお年寄りにも許しがたい制度です。老人の医療を守るという名目で、開始されたことにはなっておりますが、内容はそうになっておりません。老人保健法そのものに反対していることを表明し、反対討論といたします。

2008年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

介護保険法は保険あって介護なしとの多くの国民の反対を押し切って、2000年4月から始まりました。介護保険導入のねらいは、第1に社会保障制度を憲法25条が定めた生存権保障から、相

互扶助の制度、助け合いに変質させることです。そして、福祉は金で買うものとして、社会保障を大企業などの儲けの場にしていることです。そのために、国と地方自治体が責任を負って、国民の生存権を保障するための措置制度の解体と、連動させています。

第2に、介護医療制度から切り離し、介護保険料を医療保険に上乗せして徴収したり、年金からも保険料を取るなど、介護保険を軸に社会保障を抜本的に改訂する新たな突破口にしていることです。厚生労働省は、介護保険料減免三原則、1、保険料の全額免除。2、資産状況等を把握せずに収入のみに着目した一律の減免。3、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れの禁止によって、自治体の保険料減免への締め付けを行ってきました。それを跳ね除けて、減免自治体は広がっています。訪問介護や通所介護、リハビリテーションなどの利用料を減額している自治体も少なくありません。自治体として独自の施策を取ることは、できるわけであります。介護保険料の軽減や免除、利用料の引き下げなどを行うべきです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

2008年度、南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

後期高齢者医療制度は、世帯で加入する国保などと違って、個人で加入する制度です。保険証も個人単位になり、後期高齢者医療保険証が交付されます。夫が76歳、妻が73歳などのケースの場合、夫は後期高齢者医療制度に入り、妻だけは国保に残り、それぞれ後期高齢者医療保険料と国保税を払うことになります。年金額が月1万5,000円以上の人は、介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされます。受ける医療の内容も差別されます。

日本共産党は、世界にも例のない年齢差別の医療制度に反対です。誰もが安心して係る医療制度にするために、1、高すぎる窓口負担を引き下げる。2、公的医療保険の解体を許さず、保健医療を拡大する。3、医療への国庫補助引き上げで保険料の軽減、医療保険財政の建て直しを図ることを提案しています。

日本の総医療費は、国内総生産比で7.9%(2006年5月当時)サミット参加国7カ国で最下位です。高薬価や高額医療機器などにもメスを入れつつ、無駄な公共事業や軍事費を見直し、大企業、大資産家に大分の責任を求めるなら、公的医療保障を拡充できます。住民の健康と命が守られる新しい政治への転換を求め、反対討論といたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。最初に、議案第71号、平成20年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号、平成20年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第74号、平成20年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号から議案第74号は原案のとおり認定されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 次に、議案第75号、平成20年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第77号、平成20年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第75号から議案第77号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第78号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第79号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第80号、平成20年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議案第91号、平成20年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第91号は原案のとおり認定されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、議案第92号、南部町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第92号についてご説明いたします。

この条例は、職員の降任、免職及び休職に関するもので、行方不明等となった場合の休職の期間を定めることにより禁錮以上の刑に処せられた場合の失職の特例を定めるため、改正するもの

であります。

次のページをお開き願います。第1条は、地方公務員法の法律の引用に関し、欠格条項及び失職の特例を加えるものであります。

第3条は、職員が水難、火災、その他の災害により生死不明または所在不明となった場合における職員の休職の期間を3年以内とするものであります。

第5条は、職員が禁錮以上の刑に処せられた場合、その罪が職務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者は、情状により特例としてその職を失わないものとする事ができると定めるものです。

なお、この改正する条例に該当する職員は、現在いないことを申し添えます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案どおり可決されました。

議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、議案第93号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第93号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、平成21年度8月から高額介護合算療養費の支給事務開始されたことから、これに関連する条例の改正を行うものであります。

川守田稔君 着席

工藤久夫君 着席

次のページをお開きください。南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例。

第1条、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例。中段になりますが第2条、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例。それから第3条、南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正すると3本立てになっておりますが、これらは、高額医療・高額介護合算療養費制度が施行されるために、給付対象額等の条文中に「高額療養費」の次に「及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）」という条文を加えるものとなっております。

なお、この条例は、平成21年8月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） まず初めに、どうしてこのような制度が作られるようになったのか。また、どういう方々があって、どういう金額の皆さん方が使えるものなのか。どのぐらいの皆さんが使える割合のものなのか、具体的な内容をお知らせくださいませ。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

この条例改正のもとになっております高額医療・高額介護合算医療制度につきましては、先般の広報 8 月号の14ページに掲載して、町民に周知したものであります。

この高額合算で給付を受けた世帯、例えば国保世帯の医療費と、介護の合算で還付を行っていた世帯の中に、ただいま 3 条ございますが、乳幼児医療費及びひとり親、それから重度医療、これらの対象者で還付を受けた方々は、還付を受けた金額の中から乳幼児医療費の給付金及びひとり親家庭の医療費の給付金、それから重度心身障害者医療制度の給付金、これらを返還するという事務が発生する。そのための改正となっております。

対象人数につきましては、今手元にはございませんが、それぞれ乳幼児医療の申請した方々、それからひとり親の申請した方々、これらが高額医療・高額介護合算申請で返還を受けた世帯ということですので、件数的にはそれほど多くなるとは思っておりません。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） まず、同じ世帯で医療と介護の両方を受けている人を対象にということだそうですが、片方は医療だけ、片方は介護だけということでも受けられるのか。一人の方が医療と介護を両方受けて、一人でも対象になるのか、広報 8 月号を読ませていただきましたが、その説明だけでは自分が対象になるのか、ならないのかわからないような内容でしたので、具体的にもう少し、所得制限などもあるようですけども、自分が対象になるか、ならないかをどこで問い合わせればいいのか。そして、その制度は広報 8 月号には掲載されたといいますが、関係する世帯の方にはがきなどでお知らせされるものなのかどうか、具体的に使えるようにしてほしいと思っておりますが、その手だてはどのようになっておりますか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、この制度の施行に関しましては、8 月 1 日を基準日として、受け付けを開始したという状況でございます。この受け付けを終了しまして、初めての支給開始になるのが12月を過ぎると想定されておりました。

一人でも受けられるのかと質問がございましたが、今現在も国民健康保険の方には高額医療の

控除の制度がございます。また、介護保険制度にも個人負担の限度額、上限額がございます。国保と介護それぞれ限度額を負担してきているわけでございますが、それらを12カ月後、合算した部分を足してある程度の一般世帯であれば56万、本年度は新規になりますので75万を控除した額が還付されるということでございます。

具体的に算出の基準を申し上げますと、国保の医療費の限度額は4万4,400円と、例えばの一般世帯のことですが、これが12カ月分で53万2,800円と。それから介護の限度額は3万7,200円ということになります。これを12カ月負担しますと、44万6,400円。合計額が97万9,200円と年間、個人負担した場合の総額です。これから、本年は75万を控除すると。通年であれば56万を控除しまして、41万9,200円が返還の金額となります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、議案第94号、南部町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第94号、南部町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、敬老祝金の受給資格に関し、他市町村の制度との差異による支給漏れ及び重複支給を防ぐために、条例改正を行うものであります。

次のページをお開きください。23ページです。南部町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例。

第2条は、受給資格を定めたものであります。（1）に「4月1日現在において、南部町に引き続き1年以上住所を有し」と。ここの「住所を有し」というのが、旧条例では「居住している者」という表現になっておりました。これらを「住所を有し、翌年3月31日までに88歳に到達する者」というように改正するものであります。

第2項になります。第2項は対象者となりうる方が転入した場合。それから、第3項は転出した場合、これらに対する改正となっております。ちなみに、2項に「南部町に住所を有してから1年を経過した日をもって100歳到達者とみなし敬老祝金を支給する。」というように新たに作られたものであります。2項、3項は新たに付け加えたものであります。

この条例の改正は、平成21年度の敬老祝金の支給から適用するということになります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 具体的には、どういう事例があって、この条例の手直しをされたものなのか。ケースをお話ししていただきたいと思いますが、また、これは前から住所と住んでいるという1項目だけで当てはまらないとかっていうことで、大変住民の皆さんから「おかしいんじゃないか。」というような声が上がっておったわけですが、それを改善されたということでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

事例としましては、昨今、施設入所等の方々が多くなってきております。この施設入所に関しまして、特別養護老人ホーム等が多いわけですが、住所を移動しないで入所をしている方と、住所を移動させて入所している方がございます。例えば、八戸市から南部町に転入してきている方があって、住所を持ってきているという八戸市から転入して1年経過した方にも、祝金が支給されることになります。

ただ、南部町からは八戸市に住所を持たずに施設に入所した方、この方が100歳に到達しても、八戸市では支給しないということが発生しました。それで、過去にはないんですが、本年度1名の対象者があったので検討を加えて、改正したものでございます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第28、議案第95号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第95号、南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由としまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金の金額について、従来の金額に4万円を加算する条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。南部町国民健康保険条例の一部を改正する条例と。5項になりますが、被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるものを「39万円」とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、議案第96号、平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） それでは議案第96号でございます。平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,022万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,985万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

歳出からご説明申し上げますので、39ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目の住民生活費でございますが、消費者行政活性化事業のための旅費、需用費などのほか、出生手当の一般会計の負担分追加などのほか、国民健康保険特別会計への繰出金など合わせて400万4,000円を追加計上いたしております。

次に、4目老人福祉費でございますが、19節負担金補助及び交付金ですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として3,344万4,000円を計上しておりますが、これは全額国庫補助により、町内7施設のグループホームにスプリンクラーを設置するため、補助するものでございます。

次のページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。子育て応援特別手当交付事業に係る経費を計上したもので、19節負担金補助及び交付金に子育て応援特別手当として1,508万4,000円を追加したほか、事務費など合わせて児童福祉総務費に総額1,614万4,000円を追加したもので、国庫補助金1,583万1,000円が交付され、充当するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費であります。41ページの需用費、役務費、委託料などに医療センター建設候補地の図面作成や用地調査などの経費を合わせて193万4,000円を追加計上いたしました。

次に、7目環境衛生費であります。19節負担金補助及び交付金に、町内ごみステーションの設置補助として150万円を計上いたしました。

次に、2項清掃費であります。不法投棄された電化製品、タイヤなどの処理手数料、あかね団地の排水処理施設の修繕、維持補修等など合わせて250万円を計上いたしました。

次のページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費であります。3目の農業振興費に、横浜市栄区区民祭りへの参加助成金として86万円。5目果樹振興費に果樹共済への加入助成

の補助金、おいしい果物産地振興事業補助金など297万3,000円などを追加計上いたしました。

次に、7款商工費であります。1目商工振興費に貸付金として5,500万円を計上しておりますが、誘致企業であります多摩川精機株式会社の工場増設に伴う貸付金で、財団法人地域総合整備財団ふるさと融資制度を活用し、地域総合整備資金貸付金債を5,500万円発行し、多摩川精機株式会社に貸し付けるものでございます。

次のページをお開きください。44ページでございます。8款土木費でございますが、1目道路橋りょう費に6,138万7,000円を計上いたしました。内訳といたしまして、道路の維持、修繕及び用地買収、移転補償費などに2,143万1,000円。橋りょう点検費に120万円のほか、道路除雪経費として除雪委託費や凍結防止剤などの経費3,815万6,000円を盛り込んでございます。除雪経費にしましては当初予算に計上しておりませんので、全額補正対応ということでございます。

次に、45ページ。同じく8款土木費、5項住宅費ですが町道改良工事に伴い、町営団地移転に係る修繕、ごみ収集箱の整備など合わせて385万1,000円を追加計上いたしました。

次に、9款消防費、1目常備消防費であります。広域消防本部の建設事業の今年度分の負担分が確定したことに伴い、279万円を追加するものでございます。

次に、防災費ですが常備消防の下段の3防災費でございますが、防災無線の整備に伴う設計費について起債を予定しておりましたが、全額一般財源として対応することとしたため、財源内訳を補正するものでございます。

次のページをお開きください。46ページでございます。10款教育費、2項小学校費ですが総額で2,490万6,000円を追加いたしました。内訳といたしまして、校舎、体育館等の修繕費、南部小、向小のパソコンの配線工事、理科教材備品、デジタル対応テレビなどの備品購入費でございます。

次に、3項中学校費及び4項幼稚園費であります。中学校費にしましては小学校費と同じく校舎等の修繕費、南部中の配線工事、理科教材備品、デジタル対応テレビの備品購入費でございます。また、幼稚園費にしましてはデジタル対応テレビを整備するものであり、中学校費に1,474万1,000円。幼稚園費に175万6,000円をそれぞれ追加補正するもので、これらの財源には、教育費国庫補助金と、経済危機対策臨時交付金を充当するものでございます。

次に、5項社会教育費、1目社会教育総務費であります。学校支援地域本部事業として国庫委託金を受けて実施するもので、コーディネーターへの報償費など合わせて254万4,000円を計上いたしました。

次のページをお開きください。48ページでございます。2目公民館費であります。剣吉公民館の改修工事費に74万3,000円。南部地区に建設予定の公民館について、防火設備等の設備が必

要となり、工事費の変更により1,000万円を追加したものであります。

次に、49ページ7項給食センター費であります。給食業務請負委託臨時職員分についての不足分560万円を繰出金として追加するものでございます。

次に、歳入であります。34ページにお戻りください。8款の地方特例交付金と特別交付金ですが、これらは児童手当の地方負担分の増加や住民税等の減収分として交付されるものであります。21年度分の交付額が決定したことに伴いそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、9款地方交付税であります。普通交付税につきましても21年度分が確定しております。この7月に確定しております。前年比3.27%増の48億3,301万2,000円となっております。今回の補正におきましては、一般財源充当分として7,989万3,000円を追加いたしました。これにより予算に対する財源保留分は、3億4,631万9,000円となっております。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金であります。歳出の説明で財源の中でもご説明申し上げた部分もございます。1目民生費国庫補助金であります。グループホームにスプリンクラーを設置する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、子育て応援特別手当事業の交付金など合わせて4,927万5,000円。衛生費国庫補助金として女性特有のがん検診推進事業補助金341万2,000円。理科教材やデジタル対応テレビなどの整備のための教育費国庫補助金が1,726万円。これら学校、幼稚園の備品整備の教育費補助金以外に充当する分として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を1,726万円を計上いたしました。

次に、3項国庫委託金であります。3目教育費国庫委託金として、学校支援地域本部事業委託金201万7,000円を追加するものでございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金であります。1目総務費県補助金として元気なあおもりづくり支援補助金140万円。2目民生費県補助金として消費者行政活性化事業交付金174万円。7目労働費県補助金として緊急雇用創出事業補助金250万4,000円など、合わせて県補助金は680万8,000円を追加するものでございます。

次のページをお開きください。36ページ37ページの町債であります。南部地区の公民館の事業費の変更、また、多摩川精機株式会社の資金貸付金などの追加借入など合わせて6,650万円を追加補正するものでございます。

次に、31ページでございます。第2表の地方債補正でございます。今歳入の補正でもご説明申し上げましたが、地方債の追加分につきましては多摩川精機さんへの貸付金として、地域総合整備資金貸付金債として5,500万円。

変更分として、臨時財政対策債の発行額が普通交付税とともに確定となりましたので40万円減

額し、5億6,870万円といたしました。また、畑地帯総合整備事業、防災行政用無線の設計にしましては起債残高の縮減を図るため、借入をしないことといたしました。地区公民館事業につきましては、南部地区の公民館の事業費の変更に伴い、限度額を8,760万円に引き上げたものでございます。

以上が、平成21年度南部町一般会計補正予算（第3号）の主な内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） まず、歳入の方から質問に入りたいと思います。

35ページですか、34、35ページで13款国庫支出金、がん検診の補助金とありますけども、これは具体的にどういう補助金なのか。

それから、子育て応援事業交付金の具体的な使い道と期待される効果。

それから、35ページの総務費国庫補助金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金。これのもうちょっと具体的な使い道。

そして、14款の民生費県補助金の消費者行政活性化事業交付金の174万の具体的な使い道と効果。

そして最後、37ページに多摩川精機さんにやる5,500万というお金があります。これは貸付だということですが、多摩川精機さんにとっては例えば、雇用をどういうふうにふやして、どういう設備投資をするのか。あるいは、この町とすればこの5,500万の貸し付けはどのような条件で貸して、いつごろ回収になるのか。この期待される効果はどのような点か。その辺をもうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

初めに、がん検診についてというご質問でございます。がん検診の周知につきましては9月号の広報に掲載しておりました。これには、女性特有のがん検診の推進事業という事業となっております。項目別には子宮頸がん、それから乳がん検診、乳がん検診にはマンモグラフィを使った

場合とマンモグラフィと視触診という触って確認する検診というものがございます。これらは子宮頸がんは1,000円の自己負担、それから触診は300円、それからマンモグラフィと視触診を入れた場合は800円、マンモグラフィは500円という料金が今までかかってございました。

これらをクーポン券を交付しまして、このクーポン券を持って検診を受けた方は無料になるということです。対象者が全部、このクーポン券の対象になるという制度ではございません。乳がんの検診の対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳となっております。対象者が複雑にはなっておりますけども、一応こういう形になっております。

東寿一君 退席

次に、子育て応援特別手当の対象者と効果ということでございます。平成21年度に定額給付金と同時に子育て応援特別手当というものが支給されております。対象になる児童は、3歳以上、就学前児童ということになります。今回の対象者になる部分では、419名の児童数を予算化しておりました。これらが一人当たり3万6,000円の支給金となりますので、それらを地域で活用していただければ地域活性化、経済活性にもつながるものと期待しております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） お尋ねの地域活性化・経済危機対策臨時交付金はどのようにということでございましたが、歳入の欄に国庫補助金の中に、その上に小学校費補助金、中学校費補助金、幼稚園費補助金というふうに上の段に3つあるんですが、これらはデジタルテレビ及び理科教材等々を整備する補助金で、これを足すとちょうど地域活性化の交付金1,726万円と同等の額になりまして、要はこれの補助裏的に一般財源的な感覚として交付金を充当するという考えでございます。

以上です。

東寿一君 着席

○議長（小笠原義弘君） 住民生活課長。

○住民生活課長（中野雅司君） 消費者行政活性化事業交付金についてご説明をいたします。

議案書の35ページの歳入、14款2項2目民生費県補助金、1節に174万円補正額を載せてございます。これは県の事業を実施するためということで、交付金を計上してございます。この事業は、消費者の安全安心を確保して、消費者生活相談窓口の強化を図るために実施するものでございます。国におきましては、平成20年度第2次補正予算で計上しました地方消費者行政活性化交付金150億円に、今年度第1次補正予算でさらに110億円ほど上積みして、各都道府県に交付されることになっております。県におきましては、県の消費者行政活性化基金、これを造成しまして21度から23年度までの3年間で基金を取り崩して、この事業を実施する町村に補助金を交付するということでございます。

事業のメニューにはいろいろございますが、本町では今年度取り組む事業としましては、一つは消費生活相談員のレベルアップ事業というのを取り組みます。これにつきましては、消費者行政相談の窓口業務、これに従事する者のレベルアップのために研修会に参加する費用としまして、議案書の39ページに計上してございますが、歳出の3款1項2目の民生費、9節旅費に6万円ほどを計上してございます。それから同じく、3款1項2目の11節需用費でございます。ここに168万円を計上してございます。これにつきましては、町が独自に行う消費者行政活性化オリジナル事業ということで、消費者行政についての広報、それから、周知を強化するということで消費者の被害を未然に防止または、被害の拡大を防ぐために啓蒙、啓発のポケットティッシュとかパンフレットを作成して、配布するという予算でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） ふるさと融資の件でありますけど、制度活用に係る効果ということでありまして、町では雇用の増を図るために企業誘致に対する支援制度を打ち出してありまして、この制度を活用することによって雇用が図られるものと思っております。

支払期間であります。多摩川精機については5年10カ月ということで契約しております。現在、多摩川精機は4月2日に稼働しまして、雇用数は53人、そのうち下請け関連企業は43人ということで採用しています。これは財団の方からいろいろ調査がありまして、どこの企業でもいいというのではなくて、いろいろと調査をしてその中で多摩川精機が該当するということになりました。

たが、ジャイロセンサーが将来的にアメリカと欧州で義務付けられる次世代自動車の安定化装置分野を開発、製造しておりますので、その分野と航空機に対しての運用も可能であるということで、それが認められまして財団の方からの許可が得られております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 40ページの民生費ですが学童保育とあります。ここの3万2,000円の補正額があるんですけど、これは何に使われているのかということになると必須業務の消防点検ということで、学童保育の場所的にいいますとどちらかというと、どっかの使われていない場所を設定されているというそういう経緯もありますし、さまざまな環境状態を考えるとあまりそれは仕方ないし。実は電話等々ですけども、電話が入ってきても子供達の方に集中的に気を配らなければならないというので、電話の受話器のそばまで移動するということ子供達の管理がおろそかになるということで、電話の配置換えといいますか、使いやすい状況にしていきたいというそういう訪問調査の際に言われているわけですけども、それと冬場はちょっと寒くて大変だという声もありますので、それは一部ですけども学童保育も数十名から始まって、今は何百人という数になっておりますので、子育ての大きな意味でも、もう少し点検を密にしていきたい環境整備にしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

ご質問の3款2項4目の学童保育の3万2,000円の委託料は、消防設備点検業務の委託費でございます。向小学校から移転しました旧向保育所の施設の方の消防点検を今回補正したものであります。

それから、電話の呼び出し等で不便というのは多分、ゆとりあで実施している部分かなと思っています。こちらは事務室と保育室が若干離れておりますので、不便をきたしている状況でございます。他の施設の方はほとんどがワンルームで対応しておりますので、それらはあまりないと考えております。冬期間はどうしても使われなくなった施設等に移転したりしておりますので、

暖房等を今後整備していきたいと思いますが、若干寒い思いさせる場合もあるかと思います。
以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 35ページ県支出金、自殺対策緊急強化事業補助金についてお伺いします。
現在、自殺予防という取り組みの概要をご説明いただきたいと思うんですよ。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 今回計上しました50万につきましては、青森県立保健大学の大山教授とタイアップして自殺予防を県の事業ともタイアップしているという言い方になりますが、これで進めておりました。現在、自殺予防として具体的に着手してる部分では、旧名川地区の世帯に関してのアンケート調査をしております。このアンケート調査の中からスクリーニングをしまして、その方々に干渉していくという形の展開を行っております。今後は、アンケートはアンケートですが、具体的にスクリーニングに結び付くアンケートではないのではございますが、南部地区、福地地区にもこのスクリーニングの前段、啓発という形のアンケート調査等に入っていくということで今現在、計画を立てているところです。

この50万の歳出にかかわっては、現在のアンケートの内容等についての周知、啓発に関するパンフレット等を作成して三八管内に周知するという形の事業を考えております。と申しますのは、この財源としましては全部100%の補助金ということになりますので、公益的な資料としても役立てたいという形であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） アンケート調査ということですが、果たしてそのアンケートによってどれだけの洗い出しができるのかなっていうと、ちょっと疑問に思う点があるんですね。私なりに考えますと。以前、名川地区は先進地的な取り組みをしているわけなのですが、大変効果を上げ

ています云々というしばらく前にそういった答弁があったように記憶しているんですが、しからば、依然として自殺なさる方が後を絶たないという印象があります。間違っているのかもしれませんが、私は自殺っていうプロセスに入る前にうつ病っていう躁うつであれ、うつであれ、躁であれ、そういった期間があるんだと勝手に考えてるんですが、多分、多くの場合そういうプロセスを踏むのは間違っていないと思うんですよ。

私の会社にもうつと診断された社員がおりまして、それまではうつという症状が非常に他人事だったんですね。それ以前にその大学の時の友人がうつだったということがわかって、その直後だったんですよ社員がそういう状態であると。まったくわからないっていてもそれもいわゆるうつの一つの症状だったっていうのが、身近にいる人間がそれまでわからなかったんですね。そう言われりゃこういう症状。こういう症状。ああいう症状。私は主治医のところまで説明を受けに行きました。地域保健医療センターですとかそういったところへも電話して、来ていただきました。社員に対する対応ですとかそういったものをアドバイスしていただいたんですけども、どうもその世間一般に説明するようなマニュアル対応では、対応しきれないようなところがあります。うつ自体がそういうものである以上、確かにアンケート項目はそういう症状を拾っていく項目だったと思うんですが、それだけでいいのかなっていうところがあるんですね。例えば、スクリーニングに引っかかって個別対応っていうことですが、その個別対応にしても10人そういった対象の方がいるのか、私の経験からすると十人十色なはずなんですよ。その個別に対してどういうケアをしていくのかっていうことになる、周りの人間も含めて日常に接する人間、家族の方も含めて、近所の方も含めたりして、膨大な違いになるはずなんですよ。作業になるはずなんですよ。本当に自殺をなくしたいって思うのであれば、きれいごとでは済まされないっていうのが私の印象です。会社としては社員としての戦力は半分だとか半分以下になるんですよ。だったら会社から切り離して解雇してしまえばそれで済むんだろうかという、そうした場合には、行く末がもう見えてるような気がします。そういった本当に厄介で非常にうつっていう現象が身近な現象だっていうのが、私のここ何年かの実感なんですね。例えば、もっと徹底的に洗い出しするのであれば、アンケートとかってそういったものにとどまらず、もっと人の足で見て歩く必要があるんじゃないのかっていうのが、私の印象です。アンケート用紙でもって行うアンケートではなくて、対話による聞き出しですとかもっと細に入り微に入り一人一人全部つなぐ性質を持ってるんだってことを前提に、取り組んでいただきたいなというのが希望なんですね。そういったことが自殺予防につながるのか、つながらないのかわかりません。ですけれども、つなげるためのワンステップになるような気がするんですよ。非常に頭の痛い問題を抱えていますんで、

この場を借りて意見として言わせていただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後0時09分）

.....
○議長（小笠原義弘君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

（午後1時06分）
.....

議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、議案第97号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（庭田卓夫君） 52ページをお開き願います。議案第97号、平成21年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,722万7,000円とするものです。

55ページをお願いいたします。3歳出、1款1項1目給食管理費ですが560万円の補正をお願いするものですが、7節賃金に122万円、臨時職員ですが一般職の人事異動の時に人事異

動を行わず、臨時職員で対応したものです。それから運転手の就労日数を長期休業中も就労するというので、勤務日数がふえたことによるものであります。13節委託料438万円ですが給食業務請負費で後半分の業務を委託するものです。

工藤久夫君 着席

川守田稔君 着席

2の歳入ですが、2款1項1目一般会計繰入金、これは先ほどの歳出の給食管理費の部分を一般会計から繰り入れするものです。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案どおり可決されました。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第31、議案第98号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第98号、平成21年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,955万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億645万1,000円とするものであります。

62ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明いたします。歳出の1款2項1目の賦課徴収費に131万1,000円の補正は、国保税システム補修等となっておりますが内容としては、口座の振替通知書の名義変更等の納税システムの改修となります。

2款4項1目は出産育児一時金の増額分として、80万を補正しておりました。

それから次の63ページになりますが、6款1項1目の介護納付金は財源補正のみとなっております。

8款2項1目の疾病予防費に56万の補正となっておりますが、これの主なものとしましては備品購入が主なものとなっております、内容としましては、高額介護合算システムのためのハードウェア及びサーバ等の購入費となっております。

次に、8款2項2目の国保ヘルスアップ事業という事業ですが、これは今補正予算での新規の事業となっております。505万8,000円の増額となっております。主なものとしましては、医師、栄養士等の謝礼、それから臨時職員の賃金等になっております。

9款1項1目の財政調整基金積立金は、前年度の確定による基金積立金でございまして、5,901万4,000円を積み立てするものであります。

次のページをお開きください。11款諸支出金1項1目の一般被保険者保険税還付金。これは死亡や社会保険等の還付金に充てるものであり、108万2,000円の増額補正となっております。

それから同じく6目の高額療養費特別支給金100万の増額補正となっております。これは後期高齢者の介護保険制度が実施されることにより、いわゆる今までの国保加入時と後期高齢者に移行する74歳から75歳に到達する時の月の分が、両保険者の方から限度額を負担することになり、従来の高額療養費の2倍の負担を強いられていた部分があり、後ほど還付はするんですが、今回の改正により22年度からは半額、それぞれ2分の1ずつの徴収ということになります。ただ、本年度は間に合わないのので、還付という形で還付の部分を特別支給金という名目にしたものであります。

次に、61ページにお戻りください。歳入の主なものをご説明いたします。3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金に500万の増額補正です。歳出で申し上げました国保のヘルスアップ事業、新規事業を始めるための補助金であります。

それから次に、2目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金267万9,000円の増額補正となっております。

それから3目は、出産育児一時金にかかわる補助金と。これは、支給総額の6分の3に相当する額となっております。

9款2項1目の一般会計繰入金は226万4,000円。出産育児一時金の総支払額の6分の2に相当する額が26万7,000円と事務費、これは高額療養費のシステム改修となりますが、199万7,000円を増額するものであります。

10款1項2目その他の繰入金としまして、前年度からの繰入金で5,920万8,000円という金額になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案どおり可決されました。

議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第32、議案第99号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第99号、平成21年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,807万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億7,480万3,000円とするものであります。

70ページをお開きください。初めに歳入からご説明申し上げます。4款支払基金交付金、1項1目の介護給付費交付金が、2,039万7,000円の減額となっております。これは、制度の改正により、社会保険診療報酬支払基金の負担率31%が30%と変更になったための減額となっております。

8款1項1目繰越金でございます。これは、4,846万8,000円を充当しております。前年度からの繰越金ということになります。

次のページをお開きください。71ページ、歳出の主なものですが、71ページの2款1項につきましては財源補正のみということになります。負担率の変更に伴う変更となっております。

3款1項1目の財政安定化基金拠出金でございます。256万2,000円の減額補正となっております。これは、県の基金の方で本年度は交付金なしという通知に基づく減額となっております。予算額0円となります。

次に、72ページになりますが、中段、5款1項1目介護給付費準備基金積立金103万5,000円を積立金に回しております。

7款1項2目の償還金としまして、2,909万8,000円を補正計上しております。内容としましては、支払基金交付金に211万3,900円、国庫負担金に326万5,808円、県負担金に2,371万8,020円、これは、翌年度精算になるための返還金となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案どおり可決されました。

議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第33、議案第100号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第100号、平成21年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条から、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,631万円とするものであります。

76ページをごらんください。初めに中段の歳出からご説明いたします。1款1項1目の一般管理費に187万7,000円を補正計上しております。主なものとしましては、18節の備品購入費176万3,000円は業務用備品とありますが、訪問車両の購入ということで補正を計上しております。これに伴う歳入としまして、1款1項1目の居宅介護支援サービス計画費で59万の減額。これは、長期入院死亡等のため計画数が減ったということです。

3款1項1目の繰越金は、246万7,000円の補正額で前年度の繰越金を充当しております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案どおり可決されました。

議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第34、議案第101号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第101号、平成21年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,869万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ3億7,359万6,000円とするものであります。

82ページをお開きください。初めに歳出のご説明をいたします。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金を1,916万7,000円を減額しております。この減額の理由でございますが、所得割確定に伴う賦課の決定、軽減の確定に伴う減額となっております。

軽減と申しますのは、初め8.5割軽減というものが9割軽減等になっているものが、主なものとなっております。

次に、1ページ戻って81ページの歳入の説明になります。1款1項1目の特別徴収保険料が1,137万8,000円の減額。

普通徴収保険料は、778万9,000円。合わせて1,916万7,000円の減額となっております。

3款1項1目の一般会計繰入金は、313万5,000円の減額となっており、前年度の繰越金の見込額による減額となっております。

4款1項1目は繰越金で、360万5,000円の増額補正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案どおり可決されました。

.....

議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第35、議案第102号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 83ページでございます。議案第102号、平成21年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算の総額の増減はございません。

86ページをお願いいたします。歳入でございますが、3款1項1目の一般会計繰入金を86万7,000円を減額してございます。

次に、4款1項1目繰越金、これは前年度繰越金でございまして86万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございますが、共済組合負担金として14万6,000円。2目の施設管理費、補正額は減額の14万6,000円でございますが、11節の修繕料に118万6,000円でございます。これは、マンホールポンプの交換でございます。13節委託料でございますが、施設管理業務の入札減により133万2,000円の減額をしてございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案どおり可決されました。

.....

議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第36、議案第103号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（神山不二彦君） 88ページになります。議案第103号、平成21年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ4億135万6,000円とするものでございます。

91ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費、区分の4節をごらんください。共済費でございます。251万5,000円の補正でございます。これは共済組合負担金でございまして、負担率の改正によるものでございます。11節需用費の修繕料153万7,000円でございます。これは、施設の床暖房とかエレベーターの修繕料でございます。18節備品購入費96万1,000円でございます。これは業務用備品でございまして、卓上の吸引機とか診察用のワゴン等、業務用備品の買い替えに充当するものでございます。総額501万3,000円を補正して、3億3,894万7,000円とするものでございます。

歳入としまして、4款1項1目でございますけれども、これは繰越金と補正額の差額を減額補正するものでございます。33万減額補正です。

5款1項1目繰越金でございますけれども、20年度の決算が確定したことによって534万3,000円を繰越金として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案どおり可決されました。

.....

議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第37、議案第104号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）の一部変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（奥瀬敬君） 議案第104号、南部町過疎地域自立促進計画（後期）の一部変更についてご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、南部町過疎地域自立促進計画（後期）の生活環境の整備における上水道対策として、簡易水道施設整備事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。南部町過疎地域自立促進計画（後期）の一部変更でございますけれども、1行飛びまして「4.の(2)のア」とございますけれども、この4は過疎計画の後期計画の生活環境の整備という項目でございます。それで(2)はその対策、アは上水道の項目でございますが、そこに として「簡易水道施設の上水道施設への再編整備統合を推進する。」を加えるものでございます。

その下の4の(3)の表中でございますけれども、この(3)は事業計画の項目でございます。下の表でございますけれども、その一番下ですけれども、「(簡易水道)二又地区簡易水道施設整備事業 南部町」を加えるものでございます。

それで、この二又地区簡易水道施設整備事業でありますけれども、将来的な施設の維持管理費を検討した結果、また、安全で安定した水の供給のため隣接する八戸圏域水道企業団と接続をし、

水道企業団の上水道へ統合することが最善策であるということから、町で上水道用の送水管を敷設して水道企業団に移管するための事業でございます。

後期の過疎計画の変更でございますけれども、二又地区簡易水道施設整備事業は平成21年度から3年間、事業費が大体1億5,000万、財源は国庫補助金、それから簡易水道事業債がございますけれども、過疎地域の場合は簡易水道事業債の2分の1以内で、過疎債を充当できると。過疎債は交付税算入70%ございますので、その過疎債の適用することが今の計画では簡易水道が載っていないのでできないことから、簡易水道を追加するためにこの計画を変更するものでございます。この変更につきましては、市町村の過疎計画を統括する青森県市町村振興課と協議済でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案どおり可決されました。

議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第38、議案第105号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題

といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

東寿一君 退席

○企画調整課長（奥瀬敬君） 議案第105号、定住自立圏形成協定の締結についてをご説明をいたします。

提案理由でありますけれども、南部町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定、この規定には協定の締結、それから変更、廃止を求める通告については、議会の議決が必要であるというふうに定められてございますので、八戸市との間において定住自立圏形成協定を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。定住自立圏の形成に関する協定書。八戸市（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条は、目的でございます。

第2条は、基本方針を規定してございます。

第3条で、連携する取り組みのいわゆる協定の締結でございますけれども、それを分野ごとに内容並びに甲及び乙の役割分担を規定してございます。協定を締結する項目としましては、（１）の生活機能の強化に係る政策分野のア、医療では（ア）の救急医療体制の充実、それと次のページの上段です。（イ）周産期医療体制の充実。それから次は中段のイ、福祉ではその下の子育て支援の充実。下段のウ、産業振興では次のページの上段でございます。農業振興に係る情報提供体制の構築。それから、中ほどの少し下でございますけれども、エ、教育では社会教育の推進。次のページの上段です。（２）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野のア、地域公共交通では仮称でございますけれども、圏域公共交通計画の策定及び推進。中段のイ、デジタルディバイドの解消に向けたＩＣＴインフラの整備では、ＩＣＴインフラの利活用。次のページの上段です。ウ、地域内外の住民との交流・移住推進促進では（ア）甲の八戸市でございますけれども、東京事務所を活用した地域情報の発信。それと中段の（イ）グリーン・ツーリズムの推進。次のページの上段でございます。（ウ）空き家バンクを活用した移住促進。それから中段のエ、安全・安心なまちづくりでは、その下の安全・安心情報システムの構築と。それから一番下の行の（３）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、次のページの上段ですけれどもア、圏域内市町村職員の育成。それと中段のイ、ＮＰＯ等の活動促進で、協定を締結して実施していく項目は、

以上の13事務でございます。

一番下の行でございますけれども、第4条は、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担の方法を規定してございます。

東寿一君 着席

次のページの中段、第5条と第6条は、協定の変更、廃止には議会の議決を必要とするということを規定してございます。それで、協定締結につきましては、できることから取り組みを始めて、今後も協議を継続し変更、追加をしながら充実させていくことをしてございます。

それで今回の協定締結項目は、これまでの8市町村の担当で協議を踏まえまして、現時点で連携が可能な内容について協定を締結し、実施していくものでございます。このため、協定項目につきましては、毎年度見直しをして修正、追加を行い、必要に応じて協定を変更していくということにしております。

協定締結の議案につきましては、8市町村がそれぞれ9月の議会に提案してございます。
以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案どおり可決されました。

南部町農業委員会委員の推薦について

○議長（小笠原義弘君） 日程第39、南部町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、農業委員会委員は3人とし、議会からは6番河門前正彦君を指名したいと思います。

よって、地方自治法第117条の規定により、6番河門前正彦君は除斥の対象となりますので退席を求めます。

（6番河門前正彦君 退場）

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

農業員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員は3人とし、南部町大字玉掛字上村中25-1、中野らん子氏、南部町大字下名久井字山道8、河門前正彦君、南部町大字塚渡字窪頭15、佐々木照雄君を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） ちょっとお聞きしたいのですが、この議会推薦に対して議員が一堂に会するとか、地区ごとに集まって話し合うとか、もう少し透明性を高めるような議会推薦という形は考えられなかったのか。議長さんが率先して議員に話し合いの場を与えなかったのは、どうしてでしょうか。これからもある話ですので、議長におかれましては、率先して指導力を発揮していただき、議会推薦がある場合の項目に対しては積極的に話し合っていたいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（小笠原義弘君） あのですね、議会推薦はですね旧南部、旧名川、旧福地の3地区でそれぞれ推薦してくるものですから、その地区にお願いして今日の結果になったわけでございますので、事前に全員に諮るのはこのような形で諮っていきたいと思いますので、今後もしよろしくお願ひしたいと思ひます。

○12番（立花寛子君） 納得できません。

○議長（小笠原義弘君） 川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 議長の建前はわかるのですが、それならば、もっとルールに乗っ取った推薦の仕方というのを定めるべきだと思うんですね。ともすると、肩を持つわけじゃないですが、隣りに座っていると情がうつるもんですからちょっと言わせてもらいますが、立花議員は、いつもこういうのに関しては蚊帳の外になるわけですよ。こういうふうに提案されると何が起きているのかわからない、よもやと展開されると。今回この農業委員会にとっては自ら定数も削減し、女性の農業委員も積極的にふやしていこうという、そういった新しいスタートの意味を持った農業委員会に対して、今回のような決め方というのは、甚だ議会としてみそつけてしまったと私は印象を持っているんですよ。ですから、今回どうこうというわけではないのですが、これに限らず、議会推薦でとかそういった何かしらのルールを設けるように、議長として努力していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 今後は、3年後になるとは思いますけれども議会の皆様に相談して、各地区から推薦ということをしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、中野らん子氏、河門前正彦君、佐々木照雄君を推薦することに決しました。

ここで、6番河門前正彦君の着席を求めます。

（6番河門前正彦君 入場）

常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第40、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、

説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

日程の追加

○議長(小笠原義弘君) お諮りいたします。

本日、町長から議案第106号、財産の取得について(南部町多目的バス(ながわ里バス))及び議案第107号、人権擁護委員の候補者の推薦について、議案2件が追加提案されました。また、継続審査となっておりました陳情第3号及び第4号の2件が追加提案されました。この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案2件及び継続審査となっておりました陳情第3号及び第4号の2件を、日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午後1時44分)

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午後1時46分)

追加提出議案提案理由説明

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案2件につきましてご説明を申し上げます。まず、議案第106号財産の取得についてであります。ながわ里バス車両の老朽化に伴い車両1台を更新するため売買契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の任期満了に伴い、7名の方々を推薦したいので議会の同意を求めるものであります。候補者として推薦する方々は住所、南部町大字剣吉字上町10番地、氏名、赤石ケイ氏、昭和9年11月28日生まれ、再任のお願いでございます。住所、南部町大字上名久井字上町3番地2、氏名、四戸清榮氏、昭和18年5月29日生まれ、再任のお願いでございます。同じく住所、南部町大字虎渡字虎渡23番地1、氏名、佐々木孝子氏、昭和26年5月30日生まれ。新任のお願いでございます。住所、南部町大字沖田面字南本村63番地、氏名、石井みほ子氏、昭和31年2月11日生まれ。再任のお願いでございます。住所、南部町大字沖田面字門前19番地、氏名、佐々木敬祐氏、昭和17年2月2日生まれ、新任のお願いでございます。住所、南部町大字相内字上ノ平18番地2、氏名、佐々木秀雄氏、昭和22年5月19日生まれ、新任のお願いでございます。住所、南部町大字杉沢字あけぼの13番地83、氏名、玉川洋子氏、昭和17年10月20日生まれ、再任のお願いでございます。以上の方々を適任者と認め、推薦いたしたくご同意を賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小笠原義弘君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第2 議案第106号、財産の取得について(南部町多目的バス(ながわ里バス))を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 議案第106号でございます。財産の取得について(南部町多目的バス(ながわ里バス))車両の購入計画を締結するため議決を求めるものでございます。

2ページをお開きください。物品の表示でございますが、南部町多目的バス(ながわ里バス)車両でございます。納入場所、南部町役場。売買代金1,764万円。3、契約の相手方、八戸市売市2丁目4の2、青森いすゞ自動車株式会社八戸支店、支店長田村昭則。今回このバスに関しましては、8月25日に入札を行いまして4社で入札してございます。契約の相手方の青森いすゞに関しましては、1,680万円ということではございました。掛ける消費税ということで1,764万円。予定価格に対する落札率は99.4%というふうになってございます。納期につきましては、来年の1月20日までということではございます。車両は中型バスで運転手を含めて60人乗りというふうになってございます。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番(立花寛子君) まず初めに先ほど発言の指名をされませんでしたので、議案2件の提出について、これは町長提出議案ということなので行政側の改善を求めるべきものなのか。はたまた議会の議案は議会運営委員会の長に訴えるべきなのか定かではないのですが、一番最初の会期中には議案の追加はあると説明されておりますが、議案の追加方法について、今もらってすぐに審議しなければならないほど緊急を要するものなのか。はたまたもう少し日程を考えて一般質問が終わった時に追加日程として提出していただくなり、事前に議案の内容を調べられる時間的余裕をもって提出していただきたいということをまず訴えておきたいと思います。

次に入札状況を今お聞きしましたが、入札業者名や入札額そしてその入札業者を4社、どのような基準から選ばれたものなのか。そして表にもありますが、4社のうち失格が3社出て必然的に1社で落札になった、こういう形は入札の体をなしていないと思いますが、どのように考えておられるでしょうか。まず1点お聞きいたします。

○議長(小笠原義弘君) 財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 今回の予定価格が1,689万7,000円ということで必然的に1社が落札

したのではなくて、予定価格より、1,680万円でございますので、低かったということでございます。ちなみに他の3社に関しましては、ご指摘のとおり予定価格より高い入札であったということで失格ということでございます。これがもし3社とも、入札業者以外の3社が事前に辞退ということになりますと、これは入札は成立しませんけれども、札を入れたということになりますと入札は成立すると。結果的に予定価格より上回ったもので失格ということでございますので、入札は成立するというところでございます。

以上です。

○議長(小笠原義弘君) 立花君。

○12番(立花寛子君) この予定価格について公表されているということなのですが、その1,689万これは消費税を含んで7,000円、失礼除いた額なのですが、1,689万7,000円、これが市場価格には低すぎたりということはないのですか。あまりにもこの3社の金額が1,890万円とかというような値段もあるわけですが、安全上この値段でもいいということでその予定価格を計算されたものか。その計算された根拠というものもなかなかこういうところでは答弁がないわけですが、どのように考えてこの金額になったものなのか。また入開札一覧表を読んで、数字を記しておきたいと思いますので読み上げて説明してください。

○議長(小笠原義弘君) 財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 入開札一覧表でございますが、日産ディーゼル八戸支店さんが1,890万円、三菱ふそう八戸営業所さんが1,845万円、落札したいすゞ自動車八戸支店さんが1,680万円、青森日野自動車八戸営業所さんが1,800万円でございます。これらの予定価格1,689万7,000円につきましては、今回のバスに関しましては車両価格プラス装備品、路線バスにつきましてはかなりの装備品が、料金表とかいろいろつきますものですから、それらのオプションの価格に関して、多分、各社において変動がかなりあったのではないかなというふうに思っておりますが、その詳しい予定価格の内容につきましては担当課の方からご説明願いたいと思っています。

以上でございます。

○議長(小笠原義弘君) 総務課長。

○総務課長(坂本勝二君) それでは、私の方から申し上げます。

予定価格の積算でありますけれども、本体は1,350万円でございます。それから装備品であります339万7,000円、合わせて1,689万7,000円であります。特に装備品につきましての設計であります。いろいろ勉強したわけでありまして、かなり幅がございました。高い方から低い方までの幅があったわけでありまして、私の方ではできるだけ安く買いたいということで低い方を拾っていったわけですが、その結果がこういう形になりましたので、企業さんの方でも数値的に下がってくるのかなという期待がございましたけれども、入札の結果がこうになりましたので、経過をご説明いたしました。

以上であります。

○議長(小笠原義弘君) 立花君。

○12番(立花寛子君) 最後の質問ということになりますが、この予定価格というものは各社に知らされているのですか。どのような形で知らされているのか。その予定価格が知らされている中で、なおかつ予定価格以上に価格を出したということに対して、私はちょっと疑問を持っているのですが。ことしの5月20日の臨時議会の会議録には、入札に関して5社以上が望ましいという、基本的には2社以上であれば入札できるということになっていると説明されていますが、幾ら形の上では4社ということで入札したということですが、結果的に失格が出るようにやったのかどうか、その点は私は全く理解できないのですが。入札しているという形と言えるのでしょうか。この点お伺いします。

○議長(小笠原義弘君) 財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) ご指摘のとおり入札に関しましては、基本的には5社以上というのが望ましいわけですが、バス会社に関しましては、日本に関しましては今この4社が製造販売しているメーカーでございますので、これ以外にとなれば、販売はするだろうけれどもどこまで責任を持って車両を売ってくれるのかということになりますものですから、この4社が今日本では、路線バスあるいは観光バスを新車で売るメーカーでございますので、この4社で入札というのは適正だと思ってございます。また予定価格につきましては、指名通知をした際にもう

予定価格は通知してございます。

以上でございます。

川守田稔君 退席

○議長(小笠原義弘君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第106号、財産の取得について(南部町多目的バス(ながわ里バス))についての討論を行います。内容的には、里バスということで大変うれしいことではありますし、ながわ里バスは交通弱者にとっては大変喜ばれている事業であります。しかしながら入札状況について、入札業者4社中失格が3社出る内容で入札したと言えるのでしょうか。納得できるものではありません。これは内容としましては、入札のやり方をより活発に透明性を高めるためとしての反対ということで、反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号の上程、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第3、議案第107号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを

議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

川守田稔君 着席

陳情第3号、4号の委員長報告

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、陳情第3号及び追加日程第5、陳情第4号は、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

(産業建設常任委員長 河門前正彦君 登壇)

○産業建設常任委員長(河門前正彦君) 産業建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る6月5日の本会議におきまして、本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第3号、協同労働の共同組合法の速やかなる制定を求める意見書の提出を求める陳情書について、8月31日本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり問題の重要性に鑑み、慎重

に審査する必要があるため継続審査といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

(教育民生常任委員長 工藤幸子君 登壇)

○教育民生常任委員長(工藤幸子君) 教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告をいたします。

去る6月5日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第4号、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情について、8月28日本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております陳情審査報告書のとおり、肺炎になる原因は肺炎球菌が直接的な原因でおこることもありますが、さまざまな細菌やウィルスが原因によってもおこるものであり、ワクチンを接種しても肺炎球菌以外の病原体には予防効果がないものと考えられるため、不採択といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 産業建設常任委員長、教育民生常任委員長の報告が終わりました。

陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、陳情第3号を議題といたします。この陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は、継続審査とすることに決しました。

.....

陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第5、陳情第4号を議題といたします。この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、不採択とすることに決しました。

.....

閉会中の継続審査の件

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第6、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第24回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、8月28日から本日まで11日間の日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提案いたしました全議案とも、慎重審議いただき、とりわけ決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、長時間に亘り終始熱心にご審議の上、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、衷心より御礼を申し上げます。

ご審議の中で賜りました町政に対する様々なご意見、ご提言につきましては、真摯に受け止め、今後の町政運営に活かし、各種事務事業の推進に努めて参る所存であります。

さて、昨日開催されました第17回青森県民駅伝競走大会におきまして、我が南部町は、町村の部で二連覇は達成できませんでしたが、8人中、中学生3人、高校生3人、うち5人が2年生という中で、特に中学生におかれましては2名の選手が区間記録をつくってございます。そして、もう1名の中学生も区間2位という成績でございました。総合7位、町の部4位という成績を修めたわけでございます。馬場又彦監督を初め出場された選手、役員の皆様のご健闘をたたえとともに、来年はまた、優勝という二文字を目指して頑張りたいと思います。

国内においては、先の衆議院選挙の結果や今後の政権運営に耳目を奪われているうちに、国内では新型インフルエンザの被害が全国的に広がっております。

また、梅雨時から続いている天候不良も、一時回復したかに見えましたが、8月下旬からは再び低温基調で推移しており農作物の生育が危惧されているところでございます。

このように憂慮される事柄が多い中であって、明日からは吉例であります「名川秋まつり」が剣吉地区を会場に開催されるなど、町内各地では、秋祭りシーズンを迎えてございます。先のジャックドまつり、南部まつりと同様、盛況となることを期待したいと思います。

これから実りの秋へ向け、町内の五穀豊穰、地域内の安全、さらには各ご家庭の無病息災を心よりお祈り申し上げる次第であります。

また、行政といたしましても、平成21年度の下半期へ向け、職員が一丸となり、予算計上されている各種事務事業を着実に進めるほか、懸案事項や新たな課題に適時適切に対処して参る所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小笠原義弘君) ここで、閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを述べさせていただきます。

今期定例会は、11日間にわたり、平成20年度南部町各会計決算認定を含む多数の議案について終始熱心に審議され、本日ここにその全議案を議了して無事閉会の運びになりましたことは、議員各位とともに誠にご憧憬にたえないところでございます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力されたことご足労に対し、心から厚くお礼を申し上げまして閉会の言葉といたします。

これをもちまして、第24回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午後2時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 工 藤 幸 子

署 名 議 員 馬 場 又 彦